

地方税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

【目次】

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（第一条関係）	一
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（第二条関係）	三一六
○地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）	附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（第三条関係） 三三五
○地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）	（第四条関係）	三三七
○地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）	（第五条関係）	三三九
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（第六条関係）	四〇三
○国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）	（第七条関係）	四一〇
○航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）	（第八条関係）	四一三
○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）	（附則第二十四条関係）	四一五
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）	（附則第二十六条関係）	四一七
○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）	（附則第二十七条関係）	四一八

地方税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

第一条による改正（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節～第五節 略</p> <p>第六節 納税の告知等（第十三条―第十三条の四）</p> <p>第七節～第十六節 略</p> <p>第二章～第六章 略</p> <p>第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例（第七百四十八条―第七百五十六条）</p> <p>第八章及び第九章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例）</p> <p>第十三条の四 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者（以下この条において「指定納付受託者」という。）が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納し</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節～第五節 略</p> <p>第六節 納税の告知等（第十三条―第十三条の三）</p> <p>第七節～第十六節 略</p> <p>第二章～第六章 略</p> <p>第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例（第七百四十八条―第七百五十六条）</p> <p>第八章及び第九章 略</p> <p>附則</p>

ないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

(更正、決定等の期間制限の特例)

第十七条の六 略

2 略

3 道府県民税若しくは市町村民税の所得割（所得税の課税標準を基準として課するものに限る。）若しくは法人税割、事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するもの並びに第七十二条の五十第二項の規定により課するものを除く。）又は地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定で次の各号に掲げる場合においてするものは、当該各号に定める日の翌日から起算して二年を経過する日が、前条又は第一項の規定により更正、決定又は賦課決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、前条又は第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の翌日から起算して二年間においても、することができる。当該所得割若しくは法人税割とあわせて課する均等割に係る更正、決定若しくは賦課決定又は当該事業税若しくは地

(更正、決定等の期間制限の特例)

第十七条の六 略

2 略

3 道府県民税若しくは市町村民税の所得割（所得税の課税標準を基準として課するものに限る。）若しくは法人税割、事業税（収入金額を課税標準として課するもの及び法人税が課されない法人に対して課するもの並びに第七十二条の五十第二項の規定により課するものを除く。）又は地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定で次の各号に掲げる場合においてするものは、当該各号に定める日の翌日から起算して二年を経過する日が、前条又は第一項の規定により更正、決定又は賦課決定をするることができる期間の満了する日後に到来するときは、前条又は第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の翌日から起算して二年間においても、することができる。当該所得割若しくは法人税割とあわせて課する均等割に係る更正、決定若しくは賦課決定又は当該事業税若しくは地

方消費税に係る加算金の決定についても、また同様とする。

一 略

二 所得税、法人税又は消費税に係る期限後申告書（所得税法第二百二十条第一項に規定する所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときで、同項に規定する控除しきれなかつた外国税額控除の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた予納税額がある場合において同法第二百二十二条第一項、第二百五条第二項又は第二百二十七条第二項の規定により提出する申告書を含む。）又は修正申告書の提出があつた場合 当該提出があつた日

三 略

（道府県民税に関する用語の意義）

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三の四 略

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条

方消費税に係る加算金の決定についても、また同様とする。

一 略

二 所得税、法人税又は消費税に係る期限後申告書

提出があつた場合 当該提出があつた日

又は修正申告書の

三 略

（道府県民税に関する用語の意義）

第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三の四 略

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条

の二第四項、第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十二項を除く。）、第六十六条の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項までを除く。）及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税

の二第四項、第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第六十六条の七

（第三項、第七項及び第十一項から第十四項までを除く。）及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税

法第四百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百四十四条の二及び第四百四十四条の二の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税の額を含まないものとする。

(1)及び(2) 略

四の二 略

法第四百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四百四十四条の二及び第四百四十四条の二の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税の額を含まないものとする。

(1)及び(2) 略

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額に同項第二号から第五号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第二号から第五号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額に同項第二号から第五号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第二号から第五号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の十

一第五項、第六十八条の十三第四項 又

は第六十八条の十五の五第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五十八 略

2 4 略

(個人の道府県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第四十五条の三の二 略

2 及び 3 略

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるもの)をいう。以下この款において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法

により提供することができる。

5 略

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の十

一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項又

は第六十八条の十五の五第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五十八 略

2 4 略

(個人の道府県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第四十五条の三の二 略

2 及び 3 略

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている

場合には、総務省令で定めるところにより、当該

申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。)により提供することができる。

5 略

(個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第四十五条の三の三 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

第五十条の六 第四十一条第一項の規定により特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書(以下この条並びに次条第二項及び第三項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第

(個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第四十五条の三の三 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている

場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 略

(特別徴収税額)

第五十条の六 第四十一条第一項の規定によつて特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書(以下本条及び次条第二項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第

五十条の四の規定を適用して計算した税額

二 略

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第四十一条第一項の規定により特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額とする。

3及び4 略

(退職所得申告書)

第五十条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、第三百二十八条の七第一項の規定による申告書と併せて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第五十条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

一 略

二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該支払済みの他の退職手当等が所得税法第三十条第七項に規定する一般退職手当

五十条の四の規定を適用して計算した税額

二 略

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第四十一条第一項の規定によつて特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額とする。

3及び4 略

(退職所得申告書)

第五十条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、第三百二十八条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第五十条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

一 略

二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該退職手当等が所得税法第三十条第四項

等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項に規定する
特定役員退職手当等

のいずれに該当するかの別及びその金額

三略

四 その者が所得税法第三十条第六項第三号に掲げる場合に該当するか
どうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五略

2略

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際
に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告
書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じてい
ることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定める
ところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の
支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法によ
り提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については
、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべ
き事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供
を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」と
する。

(法人の道府県民税の申告納付)

第五十三条 略

に規定する

特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一
般退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額

三略

四 その者が所得税法第三十条第五項第三号に掲げる場合に該当するか
どうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五略

2略

(法人の道府県民税の申告納付)

第五十三条 略

5 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額

5 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額

の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6～8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の前十年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）か

の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6～8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の前十年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）か

ら調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものという。以下この項から第十一項までにおいて同じ。)が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項

10及び11 略

12 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。)
若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務

ら調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものという。以下この項から第十一項までにおいて同じ。)が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額(当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二條第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三條第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額)又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10及び11 略

12 法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。)、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項(同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。)
若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務

がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）においては損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法人税法第八十条の規定により法人税額の還付を受けた内国法人
第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の第六第五項、第四十二条の九第四項、
、第四
十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を

がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）においては損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法人税法第八十条の規定により法人税額の還付を受けた内国法人
第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の第六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四
十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を

受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

二及び三 略

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法

受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

二及び三 略

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法

人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十

二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
63
略

（株式等譲渡所得割の特別徴収の手続）

第七十一条の五十一 略

2 略

3 第一項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

4 略

人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十

二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
63
略

（株式等譲渡所得割の特別徴収の手続）

第七十一条の五十一 略

2 略

3 第一項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額
に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

4 略

(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)

第四百九条 道府県は、次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一及び二 略

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第五百十七条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率^一が基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第五百十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五を乗じて得た

(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)

第四百九条 道府県は、次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一及び二 略

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車）で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第五百十七条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率^一が基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第五百十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た

数値以上であること。

- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス うち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五

分を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ト 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十 を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

五 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第五十七条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）
イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百

五 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第五十七条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）
イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百

百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

六 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第二百五十七条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第二百五十七条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第二百五十七条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基

分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

六 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第二百五十七条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。）

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)(i)及び第二百五十七条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第二百五十七条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年

十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの

（第百五十七条第一項第三号ハ(1)及び第二項第三号ハ(1)におい

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきも

て「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年

十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号及び第五十七条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

のとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの
(第百五十七条第一項第三号ホ(1)及び第二項第三号ニ(1)(i)に
おいて「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合する
こと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年
十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成
二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められ
た排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下(ii)及び第百
五十七条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)
に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二
十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値
の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率
に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 前項(第四号イからニまでに係る部分に限る。)の規定は、令和十二
年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方
法並びに令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エ
ネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエ
ネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消
費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきも
のとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法に
よりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百五十七条第四項に
おいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。

2 前項(第四号イからハマまでに係る部分に限る。)の規定は、

令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エ
ネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエ
ネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消
費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきも
のとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法に
よりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百五十七条第四項に
おいて「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。

() について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十二
第四号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分

() について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五
第四号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十
第四号ハ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七号において「平成二十七年基準エ	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五十

第四号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	の八十五	第四号ハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第四号ニ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百五十七条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七	3	第一項(第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七

エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十	
------------------------	--

七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百五十七条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百九
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三
第五号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第五号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の

第六号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九	の八十五	百二十三
第六号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三		

4| 前三項の規定の適用を受ける自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(環境性能割の税率)

第五十七条 次に掲げる自動車(第四百九条第一項(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

3| 前二項の規定の適用を受ける自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(環境性能割の税率)

第五十七条 次に掲げる自動車(第四百九条第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十 を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率

三 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率

に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 略

2 次に掲げる自動車（第四百十九条第一項及び前項（第四項又は第五項

において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）

に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 略

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（第四百十九条第一項及び前項（第四項

において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）

に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

- ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- イ 次のいずれかに該当すること。
- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
- ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- (1) 略
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる石油ガス自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 略

化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 略

<p>3 第四百九十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。</p> <p>4 第一項（第一号イからニまでに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第一項第一号イ(2)</p>
<p>3 第四百九十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。</p> <p>4 第一項（第一号イからニまでに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五</p> <p>第四百九十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効</p>

<p>ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 第四百九十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。</p> <p>4 第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第一項第一号イ(2)</p> <p>令和二年度基準エネルギー消費効率</p>
<p>ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>3 第四百九十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。</p> <p>4 第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第四百九十九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効</p>

第一項第一号イ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十一
第一項第一号イ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号ロ(3)及びハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ニ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十
第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十
第二項第一号イ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値

第一項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五
第一項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第一号イ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八
第二項第一号ロ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ハ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

第二項第一号ロ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
------------	--------------------------	---------------------------

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。)の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九

第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分 の七十五	令和二年度基準エネル ギー消費効率に百分の 百九	九十四
第二項第一号イ(2) 、第二号ロ及び第 三号イ(2)	令和十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分 の六十	令和二年度基準エネル ギー消費効率に百分の 八十七	

6|
略

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八条（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

5|
略

(市町村民税に関する用語の意義)

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）で、法人税法第六十八条（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

）、第六十九条（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）、第六十六条の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項までを除く。）、及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税の額を含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第四百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第

）、第六十九条（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第六十六条の七

（第三項、第七項及び第十一項から第十四項までを除く。）、及び第六十六条の九の三（第三項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重算税の額を含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第四百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第

七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する法人税法第六十八条(租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四百四十四条の二及び第四百四十四条の二の二(租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六の三第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十一(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)、第四十二条の十一の二(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)

(1)及び(2) 略

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

七項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する法人税法第六十八条(租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四百四十四条の二及び第四百四十四条の二の二(租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六の三第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の二第四項、第九條の六の三第四項及び第九條の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十一(第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。)、第四十二条の十一の二(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十一の三(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二(第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。)

(1)及び(2) 略

四の二 略

四の三 調整前個別帰属法人税額 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額に同項第二号から第五号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第二号から第五号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の第十
一第五項、第六十八条の十三第四項 又

イ 連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この節において同じ。）の同法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の負担額として帰せられる金額に同項第二号から第五号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額

ロ 連結法人の法人税法第八十一条の十八第一項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額があるとき 当該法人税の減少額として帰せられる金額を同項第二号から第五号までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十四から第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の六の二、第六十八条の九十一（第十項から第十三項までを除く。）及び第六十八条の九十三の三（第十項から第十三項までを除く。）の規定により控除された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から差し引いた額

四の四 個別帰属特別控除取戻税額等 租税特別措置法第六十八条の第十
一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項 又

は第六十八条の十五の五第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五〇十四 略

2〇4 略

(個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第三百十七条の三の二 略

2及び3 略

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。)による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法

により提供することができる。

5 略

(個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第三百十七条の三の三 略

は第六十八条の十五の五第五項の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額その他政令で定める金額の合計額をいう。

四の五〇十四 略

2〇4 略

(個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第三百十七条の三の二 略

2及び3 略

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている

場合には、総務省令で定めるところにより、当該

申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。)により提供することができる。

5 略

(個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第三百十七条の三の三 略

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(法人の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 略

2及び4 略

5 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結

2及び3 略

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている
場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(法人の市町村民税の申告納付)

第三百二十一条の八 略

2及び4 略

5 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の前十年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この項から第八項までにおいて同じ。）の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結

欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四、第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年

欠損金額（同法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。以下この項、第十六項及び第十七項において同じ。）とみなされたもの及び同法第八十一条の九第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同法第五十八条第一項の災害損失欠損金額のうちこれらの法人の最初連結事業年度の開始の日の前日の属する事業年度以前の事業年度において生じたもので、同法第八十一条の九第二項の規定により連結欠損金額とみなされたもの及び同条第四項の規定により損金の額に算入されたもの以外のものをいう。次項から第八項までにおいて同じ。）がある場合のこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、前項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四、第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属調整額は、前事業年

度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6～8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の前十年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものという。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二條第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三條第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控

度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

6～8 略

9 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）について、当該事業年度又は連結事業年度開始の前十年以内に開始した連結事業年度において控除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものという。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二條第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三條第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控

除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10及び11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区

除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

10及び11 略

12 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）で、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分又は当該連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区

分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法人税法第八十条の規定により法人税額の還付を受けた内国法人
第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付す
べき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、
当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六
第五項、第四十二条の九第四項

、第四
十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項
若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額が
ある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人
税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等が
ある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を
受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の
控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、
内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度
以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額に
ついて控除されなかつた額に限る。

二及び三 略

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用され
る場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る
申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の
規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該
法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る

分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法人税法第八十条の規定により法人税額の還付を受けた内国法人
第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定により申告納付す
べき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、
当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六
第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四
十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項

若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額が
ある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人
税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等が
ある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を
受けた法人税額（以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の
控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、
内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度又は前連結事業年度
以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額に
ついて控除されなかつた額に限る。

二及び三 略

13及び14 略

15 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用され
る場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る
申告書を提出する義務がある法人又は同法第八十一条の二十二第一項の
規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該
法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る

。) について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十、第四十二条の十一、第四十二条の十二の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
59
略

。) について、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前十年以内に開始した連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの法人が納付すべき当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の算定については、第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十一、第四十二条の十二の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象個別帰属還付税額を控除するものとする。この場合において、控除対象個別帰属還付税額は、前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかつた額に限る。

16
59
略

(特別徴収税額)

第三百二十八条の六 前条第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- 一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下この条、次条第二項及び第三項並びに第三百二十八条の八において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額

二 略

2 4 略

(退職所得申告書)

第三百二十八条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三百二十八条の十四の規定により交付される特別徴

(特別徴収税額)

第三百二十八条の六 前条第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

- 一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下本条、次条第二項及び第三百二十八条の八において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額

二 略

2 4 略

(退職所得申告書)

第三百二十八条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三百二十八条の十四の規定により交付される特別徴

収票を添付しなければならない。

一 略

二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該支払済みの他の退職手当等が所得税法第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項に規定する特定役員退職手当等

のいずれに該当するかの別及びその金額

三 略

四 その者が所得税法第三十条第六項第三号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 略

2 略

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受け取ることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供

収票を添付しなければならない。

一 略

二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該退職手当等が所得税法第三十条第四項

に規定する

特定役員退職手当等又は同法第二百一条第一項第一号イに規定する一

般退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額

三 略

四 その者が所得税法第三十条第五項第三号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 略

2 略

を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

- 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。
。
- 一〇四十四 略

四十五 ダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）

3〇10 略

(固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三 略

2〇16 略

- 17 独立行政法人水資源機構が所有するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）の用に供する家屋及び償却資産（第三百四十八条第二号に掲げる家屋並びに同号及び同項第四十五号に掲げる償却資産を除く。）のうち水道又は工業用水道の用に供す

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 略

- 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。
。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。
。
- 一〇四十四 略

3〇10 略

(固定資産税の課税標準等の特例)

第三百四十九条の三 略

2〇16 略

- 17 独立行政法人水資源機構が所有するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）の用に供する家屋及び償却資産（第三百四十八条第二号に掲げる家屋及び償却資産を除く。）のうち水道又は工業用水道の用に供す

るものとして政令で定める部分に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

18 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により平成十三年旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下この項において「債務等処理法」という。）附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第十三条第一項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項において「機構法」という。）附則第十六条の規定による改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）第二十四条第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固

るものとして政令で定める部分に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

18 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により平成十三年旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下この項において「債務等処理法」という。）附則第七条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第十三条第一項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項において「機構法」という。）附則第十六条の規定による改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）第二十四条第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固

定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額（第一項、第十四項又は第二十四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額）とする。

19
33
略

（環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税）

第四百四十六条 市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一及び二 略

三 次に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。第四百五十一条第一項及び第二項において同じ。）。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第四百五十一条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中

定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額（第一項、第十四項又は第二十四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額）とする。

19
33
略

（環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税）

第四百四十六条 市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一及び二 略

三 次に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。第四百五十一条第一項及び第二項において同じ。）。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)(i)及び第四百五十一条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中

量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第四百五十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第四百五十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定めら

量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（ロ(1)(ii)及び第四百五十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条第一項第一号ロにおいて「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第四百五十一条第一項第二号及び第二項において同じ。）が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 略

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定めら

れたもの（以下この条及び第四百五十一条において「平成二十七年
 度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗
 じて得た数値以上であること。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネ
 ルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに令和
 二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費
 効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費
 効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、基準エネルギー消
 費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきも
 のとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法に
 よりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車（第四百五
 十一条第四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定軽
 自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上
 欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号イ(2)	令和十二年度以降の各 年度において適用され るべきものとして定め られたもの（以下この 条及び第四百五十一条 において「令和十二年 度基準エネルギー消費 効率」という。）に百	平成二十二年以降の 各年度において適用さ れるべきものとして定 められたもの（イ(3)及 びロ(2)において「平成 二十二年基準エネル ギー消費効率」という 。）に百分の百六十二

れたもの（次項 及び第四百五十一条において「平成二十七
 年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十 を乗
 じて得た数値以上であること。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、
 令和
 二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費
 効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費
 効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、基準エネルギー消
 費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきも
 のとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法に
 よりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車（第四百五
 十一条第四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定軽
 自動車」という。）について準用する。この場合において、同号イ(2)中
 「令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められ
 たもの（次項及び第四百五十一条第一項第一号ロにおいて「令和二年度
 基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」とあるのは「平成
 二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められた
 ものに百分の百六十五」と、同号ロ(2)中「平成二十七年以降の各年度
 において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五
 十一条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）
 に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年以降の各年度において適
 用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替える
 ものとする。

<p>3 第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準</p>	<p>第三号ロ(2)</p>	<p>第三号イ(3)</p>
	<p>基準エネルギー消費効 率であつて平成二十七 年度以降の各年度にお いて適用されるべきも のとして定められたも の（以下この条及び第 四百五十一条において 「平成二十七年基準 エネルギー消費効率」 という。）に百分の百 二十五</p>	<p>分の七十五 基準エネルギー消費効 率であつて令和二年度 以降の各年度において 適用されるべきものと して定められたもの（ 以下この条及び第四百 五十一条において「令 和二年度基準エネルギ ー消費効率」という。</p>
<p>平成二十二年度基準エ ネルギー消費効率に百 分の百五十七</p>	<p>平成二十二年度基準エ ネルギー消費効率に百 分の百五十を乗じて得 た数値</p>	

エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車（第四百五十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車」という。）について準用する。この場合において、同号イ(2)中「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五」とあるのは、「令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百九」と読み替えるものとする。

4| 前三項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(環境性能割の税率)

第四百五十一条 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第四百四十六条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 略

3| 前二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(環境性能割の税率)

第四百五十一条 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（第四百四十六条第一項（同条第二項）において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 略

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 略

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの

(第四百四十六条第一項

及び前項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

ロ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 略

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2 ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(乗用車又は車両

総重量が二・五トン以下のトラックに限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの(第四百四十六条第一項及び前項(第四項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百

の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

3 第四百四十六条第一項及び前二項（これらの規定を次項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号ロ

令和十二年度基準エネ

第四百四十六条第二項

分の百十を乗じて得た数値以上であること。

3 第四百四十六条第一項及び前二項（これらの規定を次項に

において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定軽自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号ロ

令和二年度基準エネルギー

第四百四十六条第二項

第一項第一号ハ	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この項及び次項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十
第一項第二号ロ	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第一号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十九	
第二項第二号ロ	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十九	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十九	

第一項第二号ロ	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四	に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び次項第二号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値
第二項第二号	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八	

5| 第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車について準用する。この場合において、第一項第一号ロ中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」とあるのは「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七」と、第二項第一号ロ中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の五十五」とあるのは「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十」と読み替えるものとする。

6| 略

第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例

（地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等）

第七百四十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係帳簿（第七十四条の十七、第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、

総務省令で定めるところにより、当該

地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ

5| 略

第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿の保存方法等の特例

（地方税関係帳簿の電磁的記録による保存等）

第七百四十八条 次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿（第七十四条の十七、第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該 地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 一 第七十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者 同条に規定する帳簿
- 二 第四百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿
- 三 第四百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等 同条に規定する帳簿

2 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類（第七十四条の二第三項若しくは第四項、第七十四条の六第二項、第十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項、第四百六十五条第三項若しくは第四項又は第四百六十九条第二項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該承認を受けた地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

一 第七十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者	同条に規定する帳簿	当該卸売販売業者等又は小売販売業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事
二 第四百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者	同条第三項に規定する帳簿	同条第一項の承認をした道府県知事
三 第四百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	同条に規定する帳簿	当該元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事

録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。

一 第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等 第七十四条の六第二項に規定する書類

二 第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等 第四百六十九条第二項に規定する書類

3) 前項に規定するもののほか、次の表の各号の上欄に掲げる者は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方税関係書類の全部又は一部について、当該地方税関係書類に記載されている事項を総務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該総務省令で定めるところに従って行われていないとき（当該地方税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の総務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

<p>一 第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等</p> <p>二 第四百四十四条の三十二第一項第三号に係る承認を受けた者</p>	<p>同条第三項に規定する書類</p> <p>同条第四項に規定する書類</p> <p>第七十四条の六第二項に規定する書類</p> <p>同条第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡証の写し</p>
<p>三 第四百四十四条の三十五第七項の特</p>	<p>同項に規定する書類</p>

別徴収義務者

四 第四百六十五条第一項に規定する 卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類
	同条第四項に規定する書類
	第四百六十九条第二項に規定する書類

(地方税関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第七百四十九条 前条第一項各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める 地方税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、

省令で定めるところにより、当該 地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。)による保存をもつて当該 地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 前条第二項各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項の規定により同項各号に定める地方税関係帳簿に係る電磁

(地方税関係帳簿 の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第七百四十九条 前条の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この章において同じ。)による保存をもつて当該承認を受けた地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 前条の承認を受けている同条の表の上欄

的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えている当該各号に掲げる者又は同条第二項の規定により同項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている当該各号に掲げる者は、総務省令で定める場合には、当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類の全部又は一部について

、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(地方税関係書類の電磁的記録による徴収等)

第七百五十条 次の表の各号の上欄に掲げる者は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもつて当該地方税関係書類の徴収に代えることができる。

一 第七十四条の二第一項に規定する 卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類
二 第四百六十五条第一項に規定する 卸売販売業者等	同条第四項に規定する書類
	同条第三項に規定する書類
	同条第四項に規定する書類

2 **第四百四十四条の二** 第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、第四百四十四条の三十五第六項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもつて当該書類の提出に代えることができる。

に掲げる者は、総務省令で定める場合において、地方税関係帳簿のうち同条の承認を受けているものの全部又は一部についてその承認を受けた事務所所在地等の道府県知事(同表の下欄に掲げる道府県知事をいう。以下この章において同じ。)の承認を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた地方税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(電磁的記録による保存等の承認の申請等)

第七百五十条 第七百四十八条の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿について同条の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする地方税関係帳簿の備付けを開始する日(当該地方税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第四項において同じ。)の三月前の日までに、当該地方税関係帳簿の種類、当該地方税関係帳簿の作成に使用する電子計算機及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)の概要その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、これをそれぞれ当該各号の下

3 第一項の規定により同項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者及び前項の規定により同項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、総務省令で定めるところにより、その提供を受けた電磁的記録を保存しなければならない。

第七百五十一条から第七百五十四条まで 削除

欄に掲げる事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする地方税関係帳簿の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する地方税関係帳簿であるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を事務所所在地等の道府県知事に提出することができる。

2 事務所所在地等の道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る地方税関係帳簿の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある地方税関係帳簿について、その申請を却下することができる。

一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第七百五十三条第二項の規定による通知を受けた地方税関係帳簿であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

二 その電磁的記録の備付け又は保存が、第七百四十八条に規定する総務省令で定めるところに従つて行われないと認められる相当の理由があること。

3 事務所所在地等の道府県知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。

4 第一項本文の規定による申請書の提出があつた場合において、地方税関係帳簿の備付けを開始する日の前日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

5 事務所所在地等の道府県知事（第七百四十八条の表第二号の下欄に掲げる道府県知事を除く。）は、第一項の申請につき承認をした場合（前項の規定によりその承認があつたものとみなされた場合を含む。）には、総務省令で定める関係道府県知事に総務省令で定める事項を通知しなければならぬ。

（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）

第七百五十一条 第七百四十八条の承認を受けている者は、当該承認を受けている地方税関係帳簿（以下この章において「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」という。）の全部又は一部について、同条に規定する電磁的記録の備付け及び保存をやめようとする場合には、総務省令で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿の種類その他必要な事項を記載した届出書を当該承認を受けた事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿については、その承認は、その効力を失うものとする。

2 第七百四十八条の承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿に係る前条第一項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（地方税関係帳簿の種類を除く。）の変更をしようとする場合には、総務省令で定めるところにより、その旨その他必要事項を記載した届出書を当該承認を受けた事務所所在地等の道府県知事に提出しなければならない。

（主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請等）

第七百五十二条 第七百四十八条の承認を受けている者（同条の表第二号の上欄に掲げる者を除く。第五項において同じ。）は、当該承認を受けた事務所所在地等の道府県知事の統轄する道府県以外の道府県の区域にその主たる事務所又は事業所（以下この条において「事務所等」という。）を移転した場合において、当該電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿についてその事務所等を移転した後も引き続き同条の規定により当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えようとするときは、総務省令で定めるところにより、その事務所等を移転した日から三月を経過する日までに当該地方税関係帳簿の種類その他総務省令で定める事項を記載した申請書とその事務所等を移転した後の事務所所在地等の道府県知事に提出し、同条の承認を求めなければならない。

2 前項の申請書の提出を受けた事務所所在地等の道府県知事は、当該申請書に係る地方税関係帳簿の全部又は一部につき第七百五十条第二項第一号に該当する事実があるときは、その該当する事実がある地方税関係

帳簿について、その申請を却下することができる。

3| 第七百五十条第三項の規定は、事務所所在地等の道府県知事が第一項の申請について承認又は却下の処分をする場合について準用する。

4| 第一項の申請書の提出があつた場合において、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、当該三月を経過する日においてその承認があつたものとみなす。

5| 第七百四十八条の承認を受けている者がその事務所等に移転する前に受けていた当該承認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において、その効力を失うものとする。

一| その事務所等に移転した日から三月を経過する日までに第一項の申請書の提出をしなかつた場合| 当該三月を経過する日

二| 第一項の申請について承認又は却下の処分があつた場合| 当該処分の日

三| 第一項の申請について前項の規定により承認があつたものとみなされた場合| 当該承認があつたものとみなされた日

6| 第七百五十条第五項の規定は、事務所所在地等の道府県知事が第一項の申請につき承認をした場合（第四項の規定によりその承認があつたものとみなされた場合を含む。）について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の取消し）

第七百五十三条| 事務所所在地等の道府県知事は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済地

方税関係帳簿について、その承認を取り消すことができる。

一 その電磁的記録の備付け又は保存が行われていないこと。

二 その電磁的記録の備付け又は保存が第七百四十八条に規定する総務省令で定めるところに従って行われていないこと。

2 事務所所在地等の道府県知事は、前項の規定による承認の取消しの処分をする場合には、その承認を受けている者に対し、その旨及びその理由を記載した書面により、これを通知するものとする。

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第七百五十四条 第七百五十条から前条までの規定は、第七百四十九条各項の承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第七百五十四条第一項	同条の承認を受けようとする場合には	三月前の日までに
	前条第一項の承認を受けようとする場合にあっては	三月前の日までに、同条第二項の承認を受けようとする場合にあっては、当該承認を受けようとする第七百四十八条の承認を受けている地方税関係帳簿について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日(当該

第七百五十 条第二項第 二号	が、当該承認 保存	が、前条第一項の承認 電子計算機出力マイクロフィルムに よる保存 前条各項
第七百五十 条第四項	前日	前日（当該申請書が前条第二項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日）
第七百五十 条第一項	第七百四十八条 電磁的記録に係 る承認済地方税 関係帳簿 及び保存	第七百四十九条各項 電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿 及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存
第七百五十 条第二項	第七百四十八条 電磁的記録に係 る承認済地方税	第七百四十九条各項 電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿

関係帳簿	第七百四十八條	同條の表第二号	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	二条第一項	第七百四十八條	同條の規定	及び保存を	代えようと	第七百四十八條	第七百五十 二条第五項	前条第一項	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	保存
第七百四十九條各項	第七百四十八條の表第二号	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿	第七百四十九條各項	第七百四十九條各項	第七百四十九條第一項の規定	及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を	代え、又は同条第二項の規定により	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようと	第七百四十九條各項	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存		

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第七百五十五条 地方税関係帳簿及び地方税関係書類

等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号)第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

(地方税に関する法令の規定の適用)

第七百五十六条 第七百四十八条第一項、第二項若しくは第三項前段、第七百四十九条各項又は第七百五十条第三項のいずれかに規定する総務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている地方税関係帳簿又は保存が行われている地方税関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類とみなす。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条第一項、第二項若しくは第三項前段又は第五条各項のいずれかの規定により、備付け又は保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対す

第七百四十八条 第七百四十九条各項

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第七百五十五条 地方税関係帳簿並びに第七百四十四条の二第三項及び第四項、第四百四十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項並びに第四百六十五条第三項及び第四項に規定する書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(地方税に関する法令の規定の適用)

第七百五十六条 第七百四十八条又は第七百四十九条各項のいずれかの承認を受けている地方税関係帳簿
に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該地方税関係帳簿とみなす。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第四条各項
又は第五条各項のいずれかの承認を受けて備付け又は保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対す

る地方税に関する法令の規定（帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定を除く。）の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを帳簿又は書類とみなす。

3 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第七条の規定により保存が行われている電磁的記録

に対する地方税に関する法令の規定（帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定を除く。）の適用については、当該電磁的記録

4 第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つ

て保存が行われている同項の表の第一号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第一項の規定により提供が行われた同項の表の第一号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し第七十四条の二十四第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に

る地方税に関する法令の規定（帳簿）の備付け又は保存に係る規定を除く。）の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを帳簿又は書類とみなす。

3 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令の規定（帳簿）の備付け又は保存に係る規定を除く。）の適用については、

当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを書類とみなす。

記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額)に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 第七十四条の二十四第一項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二 第七十四条の二十四第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

5| 第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第二号若しくは第三号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第二項の規定により提供が行われた同項に規定する書類に係る電磁的記録に記録された事項に關し第四百四十四条の四十八第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定(以下この項において「期限後申告等」という。)があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の加重算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額(その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの(隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。)以外)のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づ

づく金額として政令で定めるところにより計算した金額)に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 第四百四十四条の四十八第一項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額

二 第四百四十四条の四十八第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

6 第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第四号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第一項の規定により提供が行われた同項の表の第二号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に関し第四百八十四条第三項に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定(以下この項において「期限後申告等」という。)があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額(その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの(隠蔽し、又は仮装された事実に係るもの)に限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。)以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額)に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と

する。

一 第四百八十四条第一項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二 第四百八十四条第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

7 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(用語の意義)

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 機構処理税務事務 機構が処理する次に掲げる事務をいう。

イ 略

ロ 次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務

- (1) 第五十三条第四十六項及び第四十九項、第七十二条の三十二第一項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第九項、第三百二十一条の四第七項及び第九項、第三百二十一条の七の十一並びに第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項の規定

(2) (4) 略

(用語の意義)

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 機構処理税務事務 機構が処理する次に掲げる事務をいう。

イ 略

ロ 次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務

- (1) 第五十三条第四十六項及び第四十九項、第七十二条の三十二第一項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第九項、第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項の規定

(2) (4) 略

三略

附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第四条の四から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで、附則第四十五条並びに附則第六十一条において「前年」という。)の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割(第五十条の二の規定により課する所得割を除く。)を課することができない。

2/6 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第四条の四 道府県は、平成三十九年度から令和九年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関

三略

附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等)

第三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、次条第二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第五条から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで、附則第四十五条並びに附則第六十一条において「前年」という。)の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割(第五十条の二の規定により課する所得割を除く。)を課することができない。

2/6 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第四条の四 道府県は、平成三十九年度から令和四年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関

する法律をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。同項において同じ。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。第三項において同じ。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの）」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の

する法律をいう。第三項において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。第三項において同じ。）の使用

を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。第三項において同じ。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和三年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの）」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」とあるのは「八万八千元」として、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。この場合における同条第六項の規定の適用については、同項中「同項第二号」とあるのは「同項第二号（附則第四条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

2 略

3 市町村は、平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等及びその使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」とあるのは「八万八千元」として、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。この場合における同条第六項の規定の適用については、同項中「同項第二号」とあるのは「同項第二号（附則第四条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

2 略

3 市町村は、平成三十年度から令和四年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等
の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和三年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必

要であると認められるものとして政令で定めるもの」とあるのは「特定
一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定
する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一
般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山
林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超
える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」
とあるのは「八万八千元」として、同項（同号に係る部分に限る。）の
規定を適用することができる。この場合における同条第六項の規定の適
用については、同項中「同項第二号」とあるのは「同項第二号（附則第
四条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、
「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

4
略

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例）

第八条 略

2 中小企業者等の令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで
の間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、
前項の規定の適用については、同項中「又は同法第四十二条の四第七項
」とあるのは「から同法第四十二条の四第七項まで

「と、」第四十二条
の四第一項」とあるのは「第四十二条の四第一項から第三項まで」とす
る。

3
略

要であると認められるものとして政令で定めるもの」とあるのは「特定
一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定
する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一
般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山
林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超
える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」
とあるのは「八万八千元」として、同項（同号に係る部分に限る。）の
規定を適用することができる。この場合における同条第六項の規定の適
用については、同項中「同項第二号」とあるのは「同項第二号（附則第
四条の四第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、
「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

4
略

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例）

第八条 略

2 中小企業者等の平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日まで
の間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、
前項の規定の適用については、同項中「又は同法第四十二条の四第七項
」とあるのは「（同法第四十二条の四第五項又は第六項の規定により読
み替えて適用される場合を含む。）」又は同条第七項」と、「第四十二条

の四第一項」とあるのは「第四十二条の四第一項から第三項まで」とす
る。

3
略

4 中小連結親法人等の令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで
の間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税
に限り、前項の規定の適用については、同項中「又は第七項」とあるの
は「から第七項まで」

「と」、「第六十八条の九第一項、」とあるのは「第
六十八条の九第一項から第三項まで、」とする。

5
5 10 略

11 中小企業者等の平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの
間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当
該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第
一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項
第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これ
らの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二
の五第二項」とする。

12 中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日ま
での間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に
限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額
について租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項の規定により控除
された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額があ
る場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項
第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十
五の六、」とあるのは、「第六十八条の十五の六第二項、」とする。

13 中小企業者等の平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの

4 中小連結親法人等の平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日
までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税
に限り、前項の規定の適用については、同項中「又は第七項」とあるの
は「（同条第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される場合を
含む。）又は第七項」と、「第六十八条の九第一項、」とあるのは「第
六十八条の九第一項から第三項まで、」とする。

5
5 10 略

11 中小企業者等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの
間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当
該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第
一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項
第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これ
らの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二
の五第二項」とする。

12 中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日ま
での間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に
限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額
について租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項の規定により控除
された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額があ
る場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項
第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十
五の六」とあるのは、「第六十八条の十五の六第二項」とする。

13 中小企業者等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの

間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項」とする。

14 中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六」とあるのは、「第六十八条の十五の六第一項」とする。

15 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定

中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の五

間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項」とする。

14 中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の六第二項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の六」とあるのは、「第六十八条の十五の六第一項」とする。

15 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五の二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「、第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十

16
略

「とする。」

17| 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二條の十二の七第四項又は第五項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」とあるのは、「第四十二條の十二の七第六項」とする。

18| 中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八條の十五の七第四項又は第五項の規定により控除された金額のうち該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三條第一項第四号の三及び第二百九十二條第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八條の十五の七」とあるのは、「第六十八條の十五の七第六項」とする。

19| 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二條の十二の七第六項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イ中「第四十二條の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」、第六十六條の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二條の十二の七第四項及び第五項、第六十六條の七（第三項、第七項及び第十一項

16
略

二條の十二の五」
とする。

から第十四項までを除く。)並びに」と、第二十三条第一項第四号口及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)」とあるのは「並びに第四十二条の十二の七第四項及び第五項」とする。

20] 中小連結親法人等の各連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の七第六項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の十五の七、第六十八条の九十一(第十項から第十三項までを除く。)&及び」とあるのは、「第六十八条の十五の七第四項及び第五項、第六十八条の九十一(第十項から第十三項までを除く。)&並びに」とする。

21] 略

第八条の二 略

2 略

3 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第一百十一条若しくは第百十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の第十二第六項若しくは第六十八条の十五第六項、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第三百三十二条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置

17] 略

第八条の二 略

2 略

3 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第一百十一条若しくは第百十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の第十二第六項若しくは第六十八条の十五第六項、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第三百三十二条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置

法第六十八条の十五第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百十三条、第百十四条第六項、第百十五条若しくは第百十六条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十一第六項若しくは第七項、第六十八条の十二第六項若しくは第七項、第六十八条の十四第六項若しくは第七項若しくは第六十八条の十五第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項及び次項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項、平成二十七年所得税法等改正法附則第八十四条第四項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項、所得税法等の一部を改正する法

法第六十八条の十五第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第百十三条、第百十四条第六項、第百十五条若しくは第百十六条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十一第六項若しくは第七項、第六十八条の十二第六項若しくは第七項、第六十八条の十四第六項若しくは第七項若しくは第六十八条の十五第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項及び次項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項、平成二十七年所得税法等改正法附則第八十四条第四項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項又は所得税法等の一部を改正する

律（平成三十年法律第七号）附則第一百五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第六十三条の規定によりその例によることとされる

同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号の四及び第二百九十二条第一項第四号の四の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八条の十五の五第五項」とあるのは「若しくは第六十八条の十五の五第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百一十一条若しくは第四百十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第六項若しくは第六十八条の十五第六項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第三百三十二条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第一百三十三条、第一百四十六条、第一百五十五条若しくは第十六条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十一第六項若しくは第七項、第六十八条の十二第六項若しくは第七項、第六十八条の十四第六項若しくは第七項若しくは第六十八条の十五第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第一百十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前

法律（平成三十年法律第七号）附則第一百五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額が

ある場合における第二十三条第

一項第四号の四及び第二百九十二条第一項第四号の四の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八条の十五の五第五項」とあるのは「若しくは第六十八条の十五の五第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百一十一条若しくは第四百十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第六項若しくは第六十八条の十五第六項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第三百三十二条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第一百三十三条、第一百四十六条、第一百五十五条若しくは第十六条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十一第六項若しくは第七項、第六十八条の十二第六項若しくは第七項、第六十八条の十四第六項若しくは第七項若しくは第六十八条の十五第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第一百十条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前

の租税特別措置法第六十八条の十五第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百五十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第六十三条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第八十四条第四項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額」とする。

の租税特別措置法第六十八条の十五第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第七十五条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十二第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百五十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項」と、「相当する

金額」とあるのは「相当する金額、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第八十四条第四項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額」とする。

4 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、平成二十三年所得税法等改正法附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得

4 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法第四十二条の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、平成二十三年所得税法等改正法附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得

税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この項において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条

税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項

、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この項において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条

、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第二項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この項において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条

の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項又は平成二十七年所得税法等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項並びに第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは、「(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。)、第六十三条第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)」若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成

の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項又は平成二十七年所得税法等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる平成二十七年所得税法等改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項並びに第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは、「(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。)、第六十三条第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。)」若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成

十八年法律第十号) 附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号) 附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号) 附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。)(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。)(若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号) 附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。)(附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平

十八年法律第十号) 附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号) 附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号) 附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。)(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。)(若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号) 附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。)(附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平

成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四十七条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の三五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この項において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法

成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第五項、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、

、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号。以下この項において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により加算された金額又は所得税法等の一部を改正する法

律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）とする。

5 略

（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

第八条の三の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第八項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第八項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

（事業税の課税標準の特例）

第九条 略

2 〽 11 略

12 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する第七十二条の二十
一 第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号

律（平成二十七年法律第九号）附則第七十三条第一項の規定によりその例によることとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項の規定により加算された金額（同条第六項又は第七項の規定により控除された金額に限る。）とする。

5 略

（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

第八条の三の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第五項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第五項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

（事業税の課税標準の特例）

第九条 略

2 〽 11 略

12 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する第七十二条の二十
一 第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号

に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

13 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第六号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、当該法人の同項第四号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額 に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して計算した割合（次項において「雇用安定控除調整率」という。）を乗じて計算した金額を控除する。

に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

13 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人（次項において「連結申告法人」という。）を除く。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（

解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。）分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合（当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）には、各

事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の第七十二条の十四に規定する収益配分額 から第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合（次項において「雇用安定控除調整率」という。）を乗じて計算した金額を控除する。

一 当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第七号に規定する

14 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人（連結申告法人に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第四号に規定する新規雇用者給与等支給額から当該法人の同項第五号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の二以上である場合には、各事業年度の付加価値額から、当該法人の同項第三号に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額に、各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額を控除する。

継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二 当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する国内設備投資額が当該法人の同項第九号に規定する当期償却費総額の百分の九十五に相当する金額以上であること。

14 第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人（連結申告法人に限る。）に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合（当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第四号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）

には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額を控除する。

一 当該法人の継続雇用者給与等支給額（租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）から当該法人の継続雇用者比較給与等支給額（同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第十二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。）がある各連結法人（同条第十二号の七

15 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）又は船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。）をした法人に対する前二項の規定の適用については、第十三項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣（第十五項に規定する労働者派遣をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は船員派遣（第十五項に規定する船

の二に規定する連結法人をいう。次号において同じ。）の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該法人及び当該各連結法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。

二 当該法人の国内設備投資額（租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第七号に規定する国内設備投資額をいう。以下この号において同じ。）が当該法人の当期償却費総額（同項第八号に規定する当期償却費総額をいう。以下この号において同じ。）の百分の九十五に相当する金額以上であること又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人の国内設備投資額の合計額が当該法人及び当該各連結法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十五に相当する金額以上であること。

15 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。）又は船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定する船員派遣をいう。）をした法人に対する前二項の規定の適用については、第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣（第十五項に規定する労働者派遣をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は船員派遣（第十五項に規定する船

員派遣をいう。以下この項及び次項において同じ。)の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。次項において同じ。)又は当該船員派遣に係る派遣船員(船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。次項において同じ。)に係る第七十二条の十五第一項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」と、前項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

16 事業税を課されない事業又は第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業(以下この項において「事業税を課されない事業等」という。)と事業税を課されない事業等以外の事業とを併せて行う法人に対する第十三

員派遣をいう。以下この項及び次項において同じ。)の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。次項において同じ。)又は当該船員派遣に係る派遣船員(船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。次項において同じ。)に係る第七十二条の十五第一項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」と、前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」とする。

16 事業税を課されない事業又は第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業(以下この項において「事業税を課されない事業等」という。)と事業税を課されない事業等以外の事業とを併せて行う法人に対する第十三

項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは、「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、同号イに規定する雇用者給与等支給額のうち第十六項に規定する事業税を課されない事業等以外の事業に係る額（以下この項において「特定雇用者給与等支給額」という。）（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とする。

17 第十三項及び第十四項（これらの規定を前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第七十二条の二十五第八項若しくは第十一項、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十八第一項の規定による申告書（第十三項又は第十四項の規定により控除を受ける金額を増加させる第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に、第十三項及び第十四項の規定による控除の対象となる控除対象新規雇用者給与等支給額

（以下この項において「控除対象額」という。）を、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類が添付されている場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる控除対象額は、当該書類に記載された控除対象額を限度とする。

18 及び 19 略

項及び第十四項の規定の適用については、これらの規定中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは、「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、当該雇用者給与等支給額のうち第十六項に規定するこれらの事業（以下この項において「特定雇用者給与等支給額」という。）（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した」とする。

17 第十三項及び第十四項（これらの規定を前二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第七十二条の二十五第八項、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十八第一項の規定による申告書（第十三項又は第十四項の規定により控除を受ける金額を増加させる第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書又は第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に、第十三項及び第十四項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「控除対象額」という。）を、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類が添付されている場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる控除対象額は、当該書類に記載された控除対象額を限度とする。

18 及び 19 略

20 電気供給業を行う法人が、電気事業法第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

21及び22 略

(不動産取得税の非課税)

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の同法第二条第十三項に規定する事業の譲受け等若しくは同法第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あつせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 略

20 電気供給業を行う法人が、電気事業法第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

21及び22 略

(不動産取得税の非課税)

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の同法第二条第十三項に規定する事業の譲受け等若しくは同法第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あつせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 略

3 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 略

5 道府県は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第一百六条に規定するマンション敷地売却組合が、同項第四号に規定するマンション建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業により、同法第一百六条に規定する特定要除却認定マンション又はその敷地を取得した場合には、当該取得がマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

6 略

3 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 略

5 道府県は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二条第一項第五号に規定する施行者又は同法第一百六条に規定するマンション敷地売却組合が、同項第四号に規定するマンション建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業により、同法第一百三十三条に規定する要除却認定マンション 又はその敷地を取得した場合には、当該取得が令和四年三月三十一日まで

に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

6 略

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第十七条の二十の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画(同法第十七条の十九第二項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。)に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで

の間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額(当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該三分の一に相当する額又は当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格)に相当する額のいずれか多い額)を価格から控除するものとする。

2 略

3 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社(同法第四条第一項の規定による届出を行ったものに限る。)で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第一号に掲げる宅地又は建物をいう。以下この項から第五項まで及び第十二項において同じ。)で政令で定めるもの

(不動産取得税の課税標準の特例)

第十一条 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画

に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年四月一日から令和三年三月三十一までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額(当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該三分の一に相当する額又は当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格(当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格)に相当する額のいずれか多い額)を価格から控除するものとする。

2 略

3 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社(同法第四条第一項の規定による届出を行ったものに限る。)で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第一号に掲げる宅地又は建物をいう。以下この項から第五項まで及び第十三項において同じ。)で政令で定めるもの

を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

5 投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人（同法第八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格か

を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

5 投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人（同法第八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格か

ら控除するものとする。

6 略

7 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第五条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

8 略

9 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

10 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項

ら控除するものとする。

6 略

7 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第五条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

8 略

9 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

10 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項

に規定する農業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が二分の一を超える場合には、二分の一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を令和五年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取

に規定する農業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が二分の一を超える場合には、二分の一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を令和三年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取

得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」とあるのは「当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第九項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの（第二号において「特例格特例投資家限定事業者」という。）が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

一及び二 略

13 及び 14 略

15 租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十八条第二項に規定する認定経営力向

得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」とあるのは「当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第九項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの（第二号において「特例格特例投資家限定事業者」という。）が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

一及び二 略

13 及び 14 略

15 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十八条第二項に規定する認定経営力向

上計画（同法第十七条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十
項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行
う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における
当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定につい
ては、当該取得が令和四年三月三十一日までに行われたときに限り、当
該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする
。

16 福島復興再生特別措置法

第四十八条

の十四第一項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が同法第三十三
条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業（
同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のう
ち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」
という。）の整備に関する事業に限る。）により整備する対象特定公共
施設等の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対し
て課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三
年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、
当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする
。

17 都市再生特別措置法第九十九条の七第二項第一号に規定する者が同法第

百九条の九の規定による公告があつた同法第九十九条の七第一項に規定す
る居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に
規定する立地適正化計画に記載された同法第十三項に規定する居住誘導
区域等権利設定等促進事業区域内にある不動産を取得した場合における

上計画（同法第十七条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十
一項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。）に従つて行
う当該事業の譲受けにより政令で定める不動産を取得した場合における
当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定につい
ては、当該取得が令和四年三月三十一日までに行われたときに限り、当
該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする
。

16 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

第四十八条

の十四第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業（
同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のう
ち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」
という。）の整備に関する事業に限る。）により整備する対象特定公共
施設等の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対し
て課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和四
年三月三十一日まで
に行われたときに限り、
当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする
。

当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

18) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第七条第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十一条の二 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は、第七十三条の十五の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

(不動産取得税の減額等)

第十一条の四 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供した

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十一条の二 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は、第七十三条の十五の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

(不動産取得税の減額等)

第十一条の四 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供した

ときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を令和五年三月三十一日までにした場合における第七十三条の二十四第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和五年三月三十一日までに限ると」、「住宅（政令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

4 道府県は、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業

ときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの用に供する土地の取得を令和三年三月三十一日までにした場合における第七十三条の二十四第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和三年三月三十一日までに限ると」、「住宅（政令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

4 道府県は、宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業

者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 略

6 道府県は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日か

者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から十年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で政令で定めるもの（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5 略

6 道府県は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日か

ら二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7 略

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条の五 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第三項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課

ら二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7 略

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条の五 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第三項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課

する不動産取得税の課税標準は、第七十三条の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 略

3 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において、第七十三条の十四第六項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第八項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第九項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の三第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第十一条第一項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第七十三条の十四第六項、第八項及び第九項、第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十二条の二の七 道府県は、令和六年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十四条の二第一項及び第二項の

する不動産取得税の課税標準は、第七十三条の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 略

3 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、第七十三条の十四第六項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第八項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第九項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の三第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合又は附則第十一条第一項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第七十三条の十四第六項、第八項及び第九項、第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十二条の二の七 道府県は、令和三年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十四条の二第一項及び第二項の

規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一〇五 略

二〇四 略

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第四百四十四条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一〇三 略

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第四百四十四条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

7 略

規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一〇五 略

二〇四 略

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和三年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第四百四十四条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一〇三 略

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、令和三年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第四百四十四条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

7 略

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十二条の二十 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつていゝるものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

2 道府県は、第五百五十七条第一項第一号ロ(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)又は第二号ロ若しくは第三号ロ(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間(附則第十二条の二の十二第二項において「特定期間」といふ。)に行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

3 道府県は、第四百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第十二条の三において「軽油自動車」といふ。)のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(附則第十二条の三において「平成三十年軽油軽中量車基準」といふ。)又は同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(附則第十二条の三において「平成二十一年軽油軽中量車基準」といふ。)に適合する乗用車(同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和

(自動車税の環境性能割の非課税)

第十二条の二十 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつていゝるものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

2 道府県は、第五百五十七条第一項第一号ロ(同条第四項において準用する場合を含む。)又は第二号ロ(同条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間(附則第十二条の二の十二第二項において「特定期間」といふ。)に行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

4 道府県は、第五百五十七条第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十二条の二の十一 道府県知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第四百四十九条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五百五十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第四百四十九条第一項又は第五百五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすること

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第十二条の二の十一 道府県知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第四百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五百五十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第四百四十九条第一項又は第五百五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすること

が適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十二条の二の十二 営業用の自動車に対する第五十七條第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第一項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
	第二項(第四項又は第五項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一

2 自家用の乗用車に対する第五十七條第二項(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十二条の二の十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客

が適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十二条の二の十二 営業用の自動車に対する第五十七條第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第一項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の一	百分の〇・五
	第二項(第四項において準用する場合を含む。)	百分の二	百分の一

2 自家用の乗用車に対する第五十七條第二項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第三項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第二項中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三項中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十二条の二の十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客

自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）

（で最初の第四百四十七条第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十二条の四までにおいて「初回新規登録」という。）を受けけるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十二条の

二の十三第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六

自動車運送事業を経営する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）

（で最初の第四百四十七条第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十二条の四までにおいて「初回新規登録」という。）を受けけるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 略

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十二条の

二の十三第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円

年法律第八十三号) 第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和三十一年法律第八十号) 第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので総務省令で定めるものに限る。)にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の十三第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。)を控除して得た額」とする。

- 一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 略

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

- 一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二及び三 略

を控除して得た額」とする。

- 一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 略

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

- 一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二及び三 略

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保

4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対しては、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「と」とするものは、「と」という。）から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この条において「車

全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限

線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

5 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限

る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで

に行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車(総務省令で定めるものに限る。)
又はバス(総務省令で定めるものに限る。)(次号において「バス等」という。)であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 略

る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等

であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

二 略

6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制御装置のいずれかを備えるもの(総務省令で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべ

きものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制動装置に係る保安基準又は同項の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制動装置に係る保安基準又は同項の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

6 車両総重量が八トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）であつて、

道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五百十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和五年三月三十一日

までに行われたときに限り、同条中

日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）までに行われたときに限り、同条中

「という。」「とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して
得た額」とする。

7| 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第四百四十九条第一
項第一号に規定する電気自動車をいう。以下この条及び次条第三項にお
いて同じ。)、天然ガス自動車(第四百四十九条第一項第二号に規定する
天然ガス自動車をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。)、
メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動
車で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノ
ール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令
で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で総務省令で定める
ものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料とし
て用いる電力併用自動車(第四百四十九条第一項第三号に規定する電力併
用自動車をいう。次条第三項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三
輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ
。)、第四百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及
び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度
分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第二項の規定の適用について
は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第四百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車(以下この条

「という。」「とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して
得た額」とする。

8| 略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第四百四十九条第一
項第一号に規定する電気自動車をいう。次項第一号及び次条第三項にお
いて同じ。)、天然ガス自動車(第四百四十九条第一項第二号に規定する
天然ガス自動車をいう。次項第二号及び次条第三項において同じ。)、
メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動
車で総務省令で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノ
ール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令
で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で総務省令で定める
ものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料とし
て用いる電力併用自動車(第四百四十九条第一項第三号に規定する電力併
用自動車をいう。次条第三項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三
輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ
。)、第四百七十七条の七第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及
び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度
分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第二項の規定の適用について
は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第四百四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車(以下この条

において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車

その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十四年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略

2 次に掲げる自動車に対する第七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については

、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

において「ガソリン自動車」という。）又は同項第五号に規定する石油ガス自動車（以下この条において「石油ガス自動車」という。）で平成二十年三月三十一日 までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第四百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車

で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

略

2 次に掲げる自動車に対する第七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車

が平成三十一年四月一日（家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車

が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 略

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は同条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号及び第五項第二号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 略

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下この

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの

に適合するもの又は同号ロ

に規定する平成二

十一年天然ガス車基準（以下この号
に
において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 略

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第四百四十九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二

条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については

、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第四百四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第七十七条の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一及び二 略

略

4 第二項第一号から第三号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第七十七条の七第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第七十七条の七第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が発行された日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一及び二 略

略

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第七十七条の七第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

を超えないもので総務省令で定めるもの

三 第四百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受け
るものを除く。）に対する第七十七条の七第一項の規定の適用につい
ては、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一
日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の
種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三
月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自
動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン
軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は
窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素
酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率
が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数
値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令
で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス
軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は
窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素
酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率
が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数
値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令
で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年

軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十二条の五 道府県知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第十二条の三第二項、第三項、第五項又は第六項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項から第六項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

(固定資産税等の非課税)

第十四条 略

2 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第十二条の五 道府県知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第十二条の三第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項から第四項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

(固定資産税等の非課税)

第十四条 略

2 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街

地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三十四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

3 略

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2及び3 略

4 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

5及び6 略

7 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社が新たに製造された車両で政令で定めるもの（第十三項の規定の適用を受けるものを除く。）を平成二十二年四月一日か

地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三十四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

3 略

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 略

2及び3 略

4 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

5及び6 略

7 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社が新たに製造された車両で政令で定めるもの（第十六項の規定の適用を受けるものを除く。）を平成二十二年四月一日か

ら令和四年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

ら令和四年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

8| 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置された同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設（以下この項から第十項までにおいて「雨水貯留浸透施設」という。）で総務省令で定めるもののうち、平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該雨水貯留浸透施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額とする。

9| 前項の規定は、雨水貯留浸透施設の所有者から、当該雨水貯留浸透施設が設置された日から当該雨水貯留浸透施設に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の一月三十一日までの間に、総務省令で定める書類を添付して、市町村長（当該雨水貯留浸透施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該雨水貯留浸透施設の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事。次項において同じ。）に当該雨水貯留浸透施設につき前項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

8| 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で政令で定めるもののうち、平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

9| 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶のうち総務省令で定めるものに対して課する海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の三第四項の規定により課税標準とされる額に三分の一（当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画に従って取得された同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶で総務省令で定めるものにあつては、六分の一）を乗じて得た額とする。

10| 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る雨水貯留浸透施設につき第八項の規定を適用することができる。

11| 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で政令で定めるもののうち、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

12| 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶のうち総務省令で定めるものに対して課する平成二十四年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の三第四項の規定により課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とする。

10) 略

11) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十三年改正法の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの(第十九項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

12) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和五年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は次項の規定にかかわらず、当該車両に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

13) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者(以下この項において「鉄道事業者等」という。)が平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間(以下この

13) 略

14) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十三年改正法の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの(第二十二項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

15) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は次項の規定にかかわらず、当該車両に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

16) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者、軌道法 第四条に規定する軌道経営者(以下この項において「鉄道事業者等」という。)が平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間(以下この

項において「製造等対象期間」という。)内に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両(改良された車両にあつては、当該車両の当該改良された部分に限る。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、これらの車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二(総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三)の額とする。

14]及び15] 略

16] 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋

項において「製造等対象期間」という。)内に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両(改良された車両にあつては、当該車両の当該改良された部分に限る。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、これらの車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二(総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三)の額とする。

17]及び18] 略

19] 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により平成二十七年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋

及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の三）を乗じて得た額とする。ただし、当該家屋及び償却資産のうち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

17) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第七号に規定する速達性向上事業 により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが当該速達性向上事業 により令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得した同条第三号に規定する都市鉄道施設 で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度

及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の三）を乗じて得た額とする。ただし、当該家屋及び償却資産のうち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

20) 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から令和三年三月三十一日まで の間に取得した同条第三号に規定する都市鉄道施設及び同条第四号に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度

分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

18) 略

21) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年から令和四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

22) 港灣法第四十三条の十一第十二項に規定する港灣運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港灣又は同項に規定する国際拠点港灣で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港灣」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の九第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得した港灣法第二条第五項に規定する港灣施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度か

分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

21) 略

24) 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年から令和二年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

25) 港灣法第四十三条の十一第十二項に規定する港灣運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港灣又は同項に規定する国際拠点港灣で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港灣」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の九第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得した港灣法第二条第五項に規定する港灣施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度か

ら十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

23| 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第十条第二項に規定する推進計画区域（港湾法第二条第四項に規定する臨港地区である区域に限る。）において、津波防災地域づくりに関する法律第十条第一項に規定する推進計画に基づき平成二十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限り、第三十一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

24| 平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定等対象期間」という。）内に津波防災地域づくりに関する法律第五十六条第一項の規定により指定された同項に規定する指定

ら十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

26| 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第十条第二項に規定する推進計画区域（港湾法第二条第四項に規定する臨港地区である区域に限る。）において、津波防災地域づくりに関する法律第十条第一項に規定する推進計画に基づき平成二十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限り、第四十一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

27| 平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定等対象期間」という。）内に津波防災地域づくりに関する法律第五十六条第一項の規定により指定された同項に規定する指定

避難施設（第一号及び次項において「指定避難施設」という。）の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分として総務省令で定めるもの（以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。）又は指定等対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により締結された同法第六十二条第一項に規定する管理協定に係る同条第二項第一号に規定する協定避難施設（次項において「協定避難施設」という。）の用に供する家屋（第三号において「協定避難家屋」という。）のうち同条第一項第一号に規定する協定避難用部分（以下この項において「協定避難用部分」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる指定避難施設避難用部分又は協定避難用部分の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

25| 略
一〜三 略

26| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第六号に規定する旅客施設を同法第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な設備の整備に関する事業（既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第五条イに掲げる鉄道事業者又は同号口に掲げる軌道経営者が平成二十四年四月一日から

避難施設（第一号及び次項において「指定避難施設」という。）の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分として総務省令で定めるもの（以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。）又は指定等対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により締結された同法第六十二条第一項に規定する管理協定に係る同条第二項第一号に規定する協定避難施設（次項において「協定避難施設」という。）の用に供する家屋（第三号において「協定避難家屋」という。）のうち同条第一項第一号に規定する協定避難用部分（以下この項において「協定避難用部分」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる指定避難施設避難用部分又は協定避難用部分の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

28| 略
一〜三 略

29| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第五号に規定する旅客施設を同法第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な設備の整備に関する事業（既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第四条イに掲げる鉄道事業者又は同号口に掲げる軌道経営者が平成二十四年四月一日から

令和五年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

27| 略

28| 略

29| 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高

令和三年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

30| 略

31| エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項第二号に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するもの
あり、かつ、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するものうち事業の生産性の向上に特に資するものとして総務省令で定めるものであつて、平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械類に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械類に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の十二分の十一の額とする。

32| 略

33| 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高

度化事業を実施する者が同法第二条の二第三項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

30| 略

31| 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（第一号において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震対策特別措置法第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域（第一号において「首都直下地震緊急対策区域」という。）において、港湾法第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に改良された同条第二項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものの用に供する償却資産（当該改良された部分に限る。以

度化事業を実施する者が同法第二条の二第三項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

34| 略

35| 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（第一号において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震対策特別措置法第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域（第一号において「首都直下地震緊急対策区域」という。）において、港湾法第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に改良された同条第二項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものの用に供する償却資産（当該改良された部分に限る。以

下この項において「特定償却資産」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一及び二 略

32]及び33] 略

34] 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。）の

下この項において「特定償却資産」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一及び二 略

36]及び37] 略

38] 平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。）の

固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

35| 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

36| 略

固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

39| 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

40| 略

41| 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下こ

38| 37|
略
福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第一項に規定する帰還・移
住等環境整備推進法人が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日ま

43| 42|
略
福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第一項に規定する帰還環境
整備推進法人が平成三十一年四月一日 から令和四年三月三十一日ま

の項において「適用期間」という。）内に同法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

での間に同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備した対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該対象特定公共施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

39| 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に同法第十五条の規定により同法第二条第二項に規定する特定所有者不明土地について同法第十条第一項第一号に規定する土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する同法第二条第三項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、同法第十三条第二項第二号に規定する当該土地使用権の始期に該当する日（以下この項において「使用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該使用開始日が

での間に同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備した対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該対象特定公共施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

44| 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から令和三年三月三十一日までの間に同法第十五条の規定により同法第二条第二項に規定する特定所有者不明土地について同法第十条第一項第一号に規定する土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する同法第二条第三項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、同法第十三条第二項第二号に規定する当該土地使用権の始期に該当する日（以下この項において「使用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該使用開始日が

一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度（当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日前に同条第二項第三号に規定する当該土地使用権の存続期間が満了する場合には、当該存続期間の満了する日の属する年の一月一日を賦課期日とする年度）までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

40
44 略

45 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第十一条第一項に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた自転車を賃貸する事業で政令で定めるものを行う者が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

46 次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税

一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度（当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日前に同条第二項第三号に規定する当該土地使用権の存続期間が満了する場合には、当該存続期間の満了する日の属する年の一月一日を賦課期日とする年度）までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

45
49 略

の課税標準となるべき価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の一）を乗じて得た額とする。

一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十五条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

二 下水道法第二十五条の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五条の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交付付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の適用があつた償却資産（これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条の二 次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交付付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の適用があつた償却資産（これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の

二、第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項の規定又は前条第十三項若しくは第十四項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一及び二 略

2 旅客会社が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号若しくは第六号の規定に基づき借り受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十四項、前条第十三項、第十四項若しくは第二十八項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

（市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税の減額）

二、第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項の規定又は前条第十六項若しくは第十七項の規定にかかわらず、旧交納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一及び二 略

2 旅客会社が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号若しくは第六号の規定に基づき借り受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十四項、前条第十六項、第十七項若しくは第三十二項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

（市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家屋等に対する固定資産税の減額）

第十五条の八 市町村は、平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和五年三月三十一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業（同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業（以下この項において「第一種市街地再開発事業」という。）若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第一百八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第一百八条の七第一項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第四項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である

第十五条の八 市町村は、平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業（同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業（以下この項において「第一種市街地再開発事業」という。）若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第一百八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第一百八条の七第一項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第四項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である

場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービスピ付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項、次項若しくは第四項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅（区分所有に係る家屋である貸家住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、平成二十七年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービスピ付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項、次項若しくは第四項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅（区分所有に係る家屋である貸家住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3 市町村は、平成十六年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七号第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第一百七号第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、次項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

4 略

3 市町村は、平成十六年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七号第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第一百七号第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、次項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

4 略

（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額）

第十五条の十一 市町村は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）
第二条第十九号に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに該当する家屋のうち、平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事（高齢者移動等円滑化法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第十七条第三項第一号に掲げる高齢者移動等円滑化法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該利便性等向上改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額（当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の百分の五に相当

（利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額）

第十五条の十一 市町村は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。）
第二条第十七号に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに該当する家屋のうち、平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事（高齢者移動等円滑化法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第十七条第三項第一号に掲げる高齢者移動等円滑化法第二条第十八号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該利便性等向上改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額（当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の百分の五に相当

する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一に相当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

2及び3 略

（平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の二 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（

以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条

する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一に相当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

2及び3 略

（平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の二 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条

の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の二第二項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

- 2 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第一項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

- 3 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「

の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の二第二項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

- 2 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第一項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

- 3 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「

被災共用土地」という。) に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者(当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。))で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。)は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合(当該被災共用土地が第一項(前項において準用する場合を含む。))の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの(平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。))に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者(当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合

被災共用土地」という。) に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者(当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。))で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。)は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合(当該被災共用土地が第一項(前項において準用する場合を含む。))の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの(平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。))に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者(当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合

には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めるときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 略

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成二十八年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住

には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めるときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 略

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成二十八年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税について同条第六項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住

宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の二第一項」とあるのは「附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者

宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の二第一項」とあるのは「附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者

等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税に

等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に

については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10) 市町村は、平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が令和三年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共

については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

- 11) 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)
- (当該政令で定める者が、政令で定める区域内に令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産の取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)又は当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた償却資産(改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の

一の額)とする。

12) 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の二第十一項」とする。

13) 略

(平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第十六条の三 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三十年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの(以下この条において「被災住宅用地」という。)のうち、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成三十年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。)が所有するものに対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地(以下この条において「住宅用地」という。)として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。)を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地の

10) 略

うち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成三十年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成三十三年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成三十年六月二十八日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の

固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三十年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（平成三十年六月二十八日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者

「という。」全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めるときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成三十年一月二日以後に使用し、又は収益することができるとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画

税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成三十年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の三第一項」とあるのは「附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項にお

いて準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定

仮換地等に対して課する令和三年度分又は令和四年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(土地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第十七条 この条から附則第二十九条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 略

六 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日において所在する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をいい、当該土地に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

略	
<p>(2) 当該年度の前年度分の固定資産税について 附則第十八条、第十九条第一項（附則第二十条</p>	<p>これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該年度が令和三年度である場合であつて、当該土地が</p>

(土地に対して課する平成三十年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第十七条 この条から附則第二十九条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 略

六 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日において所在する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をいい、当該土地に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

略	
<p>(2) 当該年度の前年度分の固定資産税について 附則第十八条、第十九条第一項（附則第二十条</p>	<p>これらの規定に規定する当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該年度が平成三十年度である場合であつて、当該土地が</p>

九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十九条の四の規定（当該年度が令和三年度で、ある場合には、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧税法」という。）附則第十八条、第十九条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十九条の四の規定）の適用を受ける土地

令和二年度分の 固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和四年度又は令和五年度である場合であつて、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について

第三 百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額

九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十九条の四の規定（当該年度が平成三十年で、ある場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧税法」という。）附則第十八条、第十九条第一項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十九条の四の規定）の適用を受ける土地

平成二十九年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和元年度で、ある場合であつて

、当該土地が平成三十年年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十一年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和二年度である場合であつて、当該土地が令和元年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定によ

	<p>とする。）</p>	<p>ロ 次の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額</p>	<p>略</p>	<p>(2) 当該年度の前年度分の都市計画税について附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条）又は第二十七条の二の規定（当該年度が令和三年改正前においては、令和三年改正前の地方税法附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九</p>	<p>これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が令和三年度である場合であつて、当該土地が令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項）を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和四年度又は令和五年度である場合であつて、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税に</p>

	<p>る改正前の地方税法（以下「令和二年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）</p>	<p>ロ 次の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額</p>	<p>略</p>	<p>(2) 当該年度の前年度分の都市計画税について附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九条）又は第二十七条の二の規定（当該年度が平成三十年改正前においては、平成三十年改正前の地方税法附則第二十五条、第二十六条第一項（附則第二十九</p>	<p>これらの規定に規定する当該年度の前年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該年度が平成三十年代である場合であつて、当該土地が平成二十九年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項）を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和元年度である場合であつて、当該土地が平成三十年度分の固定資産税に</p>

<p>条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 又は第二十七条の二の規定)の適用を受ける土地(当該年度の前年度において都市計画税を課されなかつた土地で同年度において都市計画税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けることとなるものを含む。)</p>	<p>項 ついで第三百四十九条の三(第十八条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。)</p>
---	---

七 略

八 負担水準 土地に係る当該年度分の固定資産税にあつてはイに掲げる数値をいい、当該土地に係る当該年度分の都市計画税にあつてはロに掲げる数値をいう。

イ 土地に係る固定資産税に係る前年度課税標準額(令和三年度から令和五年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(令和四年度又は令和五年度に係る賦課期日において地目

<p>条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 又は第二十七条の二の規定)の適用を受ける土地(当該年度の前年度において都市計画税を課されなかつた土地で同年度において都市計画税を課すべきであつたものとみなした場合においてこれらの規定の適用を受けることとなるものを含む。)</p>	<p>ついで平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十九項を除く。) 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和二年度である場合であつて、当該土地が令和元年度分の固定資産税について令和二年度正前の地方税法第三百四十九条の三(第十九項を除く。) 又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。)</p>
---	---

七 略

八 負担水準 土地に係る当該年度分の固定資産税にあつてはイに掲げる数値をいい、当該土地に係る当該年度分の都市計画税にあつてはロに掲げる数値をいう。

イ 土地に係る固定資産税に係る前年度課税標準額(平成三十年度から令和二年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地(令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において地目

の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格により決定されるものに限る。）については、当該土地の比準課税標準額）を、当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三若しくは第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の固定資産税にあつては、当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項に定める率を乗じて得た額）で除して得た数値

ロ 土地に係る都市計画税に係る前年度課税標準額（令和三年度から令和五年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地（令和四年度又は令和五年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。）については、当該土地の比準課税標準額）を、当該土地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格により決定されるものに限る。）については、当該土地の比準課税標準額）を、当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三若しくは第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の固定資産税にあつては、当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項に定める率を乗じて得た額）で除して得た数値

ロ 土地に係る都市計画税に係る前年度課税標準額（平成三十年代から令和二年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地（令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについては、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。）については、当該土地の比準課税標準額）を、当該土地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき

価格（当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、第七百二条の三又は附則第二十七条若しくは第二十九条の七第三項の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の都市計画税にあつては、当該価格に第七百二条の三又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文若しくは附則第二十九条の七第三項に定める率を乗じて得た額）で除して得た数値

（令和四年度又は令和五年度における土地の価格の特例）

第十七条の二 当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下「修正基準」という。）により修正した価格（当該土地が同表の第二号若しくは第四号に掲げる土地である場合における令和四年度分の固定資産税又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和五年度分の固定資産税にあつては、当該土地の類似土地の当該年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とする。以下「修正

価格（当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいい、第七百二条の三又は附則第二十七条若しくは第二十九条の七第三項の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の都市計画税にあつては、当該価格に第七百二条の三又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文若しくは附則第二十九条の七第三項に定める率を乗じて得た額）で除して得た数値

（令和元年度又は令和二年度における土地の価格の特例）

第十七条の二 当該市町村の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下「修正基準」という。）により修正した価格（当該土地が同表の第二号若しくは第四号に掲げる土地である場合における令和元年度分の固定資産税又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和二年度分の固定資産税にあつては、当該土地の類似土地の当該年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とする。以下「修正

価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

土地の区分	年度	価格
一 令和三年度に係る賦課期日に所在する土地(次号又は第三号に掲げる土地のいずれかに該当するに至った場合に当該土地を除く。)	令和四年度	当該土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
二 令和三年度に係る賦課期日に所在する土地(以下この表において「令和三年度の土地」という。)で令和四年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの(令和四年度 令和五年度	当該令和三年度の土地の類似土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

価格」という。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

土地の区分	年度	価格
一 平成三十年度に係る賦課期日に所在する土地(次号又は第三号に掲げる土地のいずれかに該当するに至った場合に当該土地を除く。)	令和元年度	当該土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格
二 平成三十年度に係る賦課期日に所在する土地(以下この表において「平成三十年度の土地」という。)で令和元年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの(令和元年度 令和二年度	当該平成三十年度の土地の類似土地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

<p>次号に掲げる令和三年度の土地に該当するに至つた場合の当該令和三年度の土地を除く。）</p>	<p>三 令和三年度の土地で令和五年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの</p>	<p>四 令和四年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（次号に掲げる土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。）</p>
<p>令和 五年 度</p>	<p>令和 五年 度</p>	<p>令和 五年 度</p>
<p>当該令和三年度の土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>当該土地の類似土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>

<p>次号に掲げる平成三十年度の土地に該当するに至つた場合の当該平成三十年度の土地を除く。）</p>	<p>三 平成三十年度の土地で令和二年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの</p>	<p>四 令和元年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（次号に掲げる土地に該当するに至つた場合の当該土地を除く。）</p>
<p>令和 二年 度</p>	<p>令和 二年 度</p>	<p>令和 二年 度</p>
<p>当該平成三十年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>当該土地の類似土地に係る平成三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>

<p>五 令和四年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「令和四年度の土地」という。）で令和五年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの</p>	<p>令和五年度</p>	<p>当該令和四年度の土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>六 令和五年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「令和五年度の土地」という。）</p>	<p>令和五年度</p>	<p>当該令和五年度の土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>

2 令和四年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下この項において「令和四年度適用土地」という。）又は前項の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が令和四年度適用土地であるもの（以下この項において「令和四年度類

<p>五 令和元年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「令和元年度の土地」という。）で令和二年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認めるもの</p>	<p>令和二年度</p>	<p>当該令和元年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>六 令和二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地（以下この表において「令和二年度の土地」という。）</p>	<p>令和二年度</p>	<p>当該令和二年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>

2 令和元年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けた土地（以下この項において「令和元年度適用土地」という。）又は前項の表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地でこれらの土地の類似土地が令和元年度適用土地であるもの（以下この項において「令和元年度類

「似適用土地」という。)であつて、令和五年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、修正された価格(令和四年度適用土地にあつては当該令和四年度適用土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和四年度適用土地が前項の表の第三号又は第五号に掲げる土地に該当するに至つた場合には、当該令和四年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格)をいい、令和四年度類似適用土地にあつては当該令和四年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける土地(令和五年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。)に対して課する令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十七条の二第二項の表(以下この表において「 <u>第一項の表</u> 」という。) (の第一号に掲げる土地)	令和四年	当該土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第二項に規定する修正基準(以下この表において「 <u>修正基準</u> 」という。) により修正した価格

「似適用土地」という。)であつて、令和二年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、修正された価格(令和元年度適用土地にあつては当該令和元年度適用土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該令和元年度適用土地が前項の表の第三号又は第五号に掲げる土地に該当するに至つた場合には、当該令和元年度適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格)をいい、令和元年度類似適用土地にあつては当該令和元年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける土地(令和二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。)に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十七条の二第二項の表(以下この表において「 <u>第一項の表</u> 」という。) (の第一号に掲げる土地)	令和元年	当該土地に係る平成三十年分固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第二項に規定する修正基準(以下この表において「 <u>修正基準</u> 」という。) により修正した価格

二 第一項の表の 第二号に掲げる 土地	令和 四年 度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
三 第一項の表の 第三号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地	令和 四年 度	当該土地の類似土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
五 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
六 第一項の表の 第六号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

4 令和五年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の

二 第一項の表の 第二号に掲げる 土地	令和 元年 度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
三 第一項の表の 第三号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地	令和 元年 度	当該土地の類似土地に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
五 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
六 第一項の表の 第六号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

4 令和二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の

表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十七条の二第二項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第二項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格

表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十七条の二第二項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十七条の二第二項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
四 第一項の表の第四号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格

五 第一項の表の第五号に掲げる土地	令和 五年	当該土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	令和 五年	当該土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（令和五年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第四百十一条第三項	第二年度又は第三年度において基準年度の土地又は家屋	令和五年度において附則第十七条の二第一項に規定する令和三年度の土地又は令和四年度の土地
土地課税台帳等又	基準年度の価格による	令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格による
土地課税台帳等又	土地課税台帳等に登録され	土地課税台帳等に登録され

五 第一項の表の第五号に掲げる土地	令和 二年	当該土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格
六 第一項の表の第六号に掲げる土地	令和 二年	当該土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格

5 第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（令和二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第四百十一条第三項	第二年度又は第三年度において基準年度の土地又は家屋	令和二年度において附則第十七条の二第一項に規定する平成三十年度の土地又は令和元年度の土地
土地課税台帳等又	基準年度の価格による	令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格による
土地課税台帳等又	土地課税台帳等に登録され	土地課税台帳等に登録され

<p>は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格</p>	<p>ている令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>
<p>第二年度又は第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等</p>	<p>令和五年度において土地課税台帳等</p>
<p>みなし、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあっては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもつて第三年度において土地課税台帳等又は家</p>	<p>みなす</p>

<p>は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格</p>	<p>ている令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格</p>
<p>第二年度又は第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等</p>	<p>令和二年度において土地課税台帳等</p>
<p>みなし、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあっては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもつて第三年度において土地課税台帳等又は家</p>	<p>みなす</p>

	<p>屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす</p>	
<p>第四百三十二条第一項</p>	<p>当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであること</p>	<p>当該土地が附則第十七条の二第二項に規定する令和四年度適用土地（以下「令和四年度適用土地」という。）であつて当該令和四年度適用土地について令和五年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため附則第十七条の二第二項の規定により当該令和四年度適用土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格によるべきものであること、若しくは当該土地が</p>

	<p>屋課税台帳等に登録された比準価格とみなす</p>	
<p>第四百三十二条第一項</p>	<p>当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであること</p>	<p>当該土地が附則第十七条の二第二項に規定する令和元年度適用土地（以下「令和元年度適用土地」という。）であつて当該令和元年度適用土地について令和二年度に係る賦課期日において第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため附則第十七条の二第二項の規定により当該令和元年度適用土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下同じ。）に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格によるべきものであること、若しくは当該土地が</p>

<p>附則第十五条第十 項、第十八項、第 二十一項、第三十</p>	<p>は、第三百四十九 条</p>	<p>同項に規定する令和四年度 類似適用土地（以下「令和 四年度類似適用土地」とい う。）であつて当該令和四 年度類似適用土地について 令和五年度に係る賦課期日 において第三百四十九条第 二項第一号に掲げる事情が あるため附則第十七条の二 第二項の規定により当該令 和四年度類似適用土地の類 似土地に係る令和四年度分 の固定資産税の課税標準の 基礎となつた価格に比準す る価格によるべきものであ ること、又は令和五年度分 の固定資産税について当該 土地が同条第一項の規定の 適用を受けるべきものであ ること</p>
<p>附則第十五条第十 三項、第二十一項 、第二十四項、第</p>	<p>第三百四十九 条</p>	<p>同項に規定する令和元年度 類似適用土地（以下「令和 元年度類似適用土地」とい う。）であつて当該令和元 年度類似適用土地について 令和二年度に係る賦課期日 において第三百四十九条第 二項第一号に掲げる事情が あるため附則第十七条の二 第二項の規定により当該令 和元年度類似適用土地の類 似土地に係る令和元年度分 の固定資産税の課税標準の 基礎となつた価格に比準す る価格によるべきものであ ること、又は令和二年度分 の固定資産税について当該 土地が同条第一項の規定の 適用を受けるべきものであ ること</p>
<p>附則第十七条の二第一項 若しくは第二項</p>		

<p>三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三</p>		
<p>附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十</p>	<p>略</p>	<p>は、附則第十七条の二第一</p>

6 令和五年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三</p>		
<p>附則第十五条第十項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十</p>	<p>略</p>	<p>附則第十七条の二第一項</p>

6 令和二年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

7 略

8 固定資産税の納税者は、その納付すべき令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に係る第一項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について第四百三十二条第一項の規定により審査の申出をする場合には、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

9 令和四年度分及び令和五年度分の固定資産税に限り、第三百八十八条第二項、第四百一条及び第四百三十二条第一項の規定の適用については、第三百八十八条第二項及び第四百一条第一号中「固定資産評価基準」とあるのは「固定資産評価基準及び附則第十七条の修正基準」と、第四百三十二条第一項中「当該土地又は家屋」とあるのは「当該土地若しくは家屋」と、「又は第五項ただし書」とあるのは「若しくは第五項ただし書」と、「を申し立てる場合」とあるのは、「又は令和四年度分若しくは令和五年度分の固定資産税について当該土地が附則第十七条の二第一項の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合」とする。

10 市町村長は、令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税について、第一項の規定により当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを当該年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。

7 略

8 固定資産税の納税者は、その納付すべき令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に係る第一項の規定の適用を受ける土地について土地課税台帳等に登録された修正価格について第四百三十二条第一項の規定により審査の申出をする場合には、当該土地に係る当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格についての不服を審査の申出の理由とすることができない。

9 令和元年度分及び令和二年度分の固定資産税に限り、第三百八十八条第二項、第四百一条及び第四百三十二条第一項の規定の適用については、第三百八十八条第二項及び第四百一条第一号中「固定資産評価基準」とあるのは「固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項の修正基準」と、第四百三十二条第一項中「当該土地又は家屋」とあるのは「当該土地若しくは家屋」と、「又は第五項ただし書」とあるのは「若しくは第五項ただし書」と、「を申し立てる場合」とあるのは、「又は令和元年度分若しくは令和二年度分の固定資産税について当該土地が附則第十七条の二第一項の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合」とする。

10 市町村長は、令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税について、第一項の規定により当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを当該年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。

第十七条の四 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、令和三年度分の固定資産税及び都市計画税を除き、附則第十九条及び第二十六条の規定は、適用しない。

(宅地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第十八条 宅地等に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五を乗じて得た額を加算した額(令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和四年度分及び令和五年

第十七条の四 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、

、附則第十九条及び第二十六条の規定は、適用しない。

(宅地等に対して課する平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第十八条 宅地等に係る平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に百分の五を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成三十年から令和二年

度分 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和四年度分及び令和五年度分 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・六以上○・七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、

度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成三十年度から令和二年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が○・六以上○・七以下のものに係る平成三十年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、

前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

6 第一項及び第四項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 令和二年度 に係る固定資産税の賦課期日に所在する宅地等(次号から第四号までに掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合における当該宅地等を除く。) 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額

二 令和三年度に において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号又は第四号に掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合にお

前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る平成三十年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

6 第一項及び第四項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 平成二十九年度に 係る固定資産税の賦課期日に所在する宅地等(次号から第四号までに掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合における当該宅地等を除く。) 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額

二 平成三十年度に において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号又は第四号に掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合にお

る当該宅地等を除く。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 令和三年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

ロ 令和四年度又は令和五年度 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額

三 令和四年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号に掲げる宅地等に該当するに至つた場合における当該宅地等を除くものとし、当該地目の変換等がある宅地等にあつては、第三百四十九条第二項ただし書又は附則第十七条の二第一項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 令和四年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

ロ 令和五年度 当該宅地等の同年度の前年度課税標準額

四 令和五年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(第三百四十九条第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。) 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

る当該宅地等を除く。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 平成三十年年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

ロ 令和元年度又は令和二年度 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額

三 令和元年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(次号に掲げる宅地等に該当するに至つた場合における当該宅地等を除くものとし、当該地目の変換等がある宅地等にあつては、第三百四十九条第二項ただし書又は附則第十七条の二第一項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。) 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 令和元年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

ロ 令和二年度 当該宅地等の同年度の前年度課税標準額

四 令和二年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等(第三百四十九条第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。) 当該宅地等の同年度の比準課税標準額

準額

第十八条の三 附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等

で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 令和三年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定め

準額

第十八条の三 附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等

で平成三十年から令和二年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 平成三十年 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定め

る額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和二年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和二年度分 の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二 令和四年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和三年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和三年度分 の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅

る額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成二十九年分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成二十九年分 の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法 附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二 令和元年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成三十年分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成三十年分 の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅

地等が同年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

三 令和五年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 令和四年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について

第三

百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

3 附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和三年度に係る賦課

期日において第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和二年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「令和三年度類似用途変更宅地等」という。)、同条第六項第三号に掲げる

地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税

法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

三 令和二年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 令和元年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三

第三

百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

3 附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成三十年代に係る賦課

期日において第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が平成二十九年年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「平成三十年代類似用途変更宅地等」という。)、同条第六項第三号に掲げる

宅地等で令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和三年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和四年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和四年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和五年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、同条の規定にかかわらず、令和三年度類似用途変更宅地等に係る令和三年度分の固定資産税にあつては第一号に掲げる額、令和四年度類似用途変更宅地等に係る令和四年度分の固定資産税にあつては第二号に掲げる額、令和五年度類似用途変更宅地等に係る令和五年度分の固定資産税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該令和三年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和二年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和三年度類似用途変更宅地等 が令和三年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和二年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第一号において「令和二年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和二年度類似課税標準額の総額を当該令和二年度類似特定用途宅地等 で同年度に係る賦

宅地等で令和元年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が平成三十年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和元年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和二年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和元年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和二年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、同条の規定にかかわらず、平成三十年度類似用途変更宅地等に係る平成三十年度分の固定資産税にあつては第一号に掲げる額、令和元年度類似用途変更宅地等に係る令和元年度分の固定資産税にあつては第二号に掲げる額、令和二年度類似用途変更宅地等に係る令和二年度分の固定資産税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該平成三十年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成二十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成三十年度類似用途変更宅地等が平成三十年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成二十九年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十九年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成二十九年度類似課税標準額の総額を当該平成二十九年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦

課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該令和四年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和四年度類似用途変更宅地等が令和四年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和三年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「令和三年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和三年度類似課税標準額の総額を当該令和三年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和三年度類似課税標準額の総額を当該令和三年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 当該令和五年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和五年度類似用途変更宅地等が令和五年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和四年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第三号において「令和四年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和四年度類似課税標準額の総額を当該令和四年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内

課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該令和元年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成三十分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和元年度類似用途変更宅地等が令和元年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成三十分年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「平成三十分年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成三十分年度類似課税標準額の総額を当該平成三十分年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 当該令和二年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和二年度類似用途変更宅地等が令和二年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和元年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第三号において「令和元年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和元年度類似課税標準額の総額を当該令和元年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内

に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和二年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和二年度類似特定用途宅地等 以外の令和二年度類似特定用途宅地等 当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和二年度類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和二年度分の 固定資産税について令和三年改正前の地方税法 附則第十八条の規定の適用を受ける令和二年度類似特定用途宅地等 当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和二年度類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二 令和三年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和三年度類似特定用途宅地等 以外の令和三年度類

に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 平成二十九年類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる平成二十九年類似特定用途宅地等 以外の平成二十九年類似特定用途宅地等 当該平成二十九年類似特定用途宅地等に係る平成二十九年類似特定用途宅地等の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成二十九年類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成二十九年類似特定用途宅地等 以外の平成二十九年改正前の地方税法 附則第十八条の規定の適用を受ける平成二十九年類似特定用途宅地等 当該平成二十九年類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該平成二十九年類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二 平成三十年類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる平成三十年類似特定用途宅地等 以外の平成三十年類

似特定用途宅地等 当該令和三年度類似特定用途宅地等に係る
令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該
令和三年度類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について
第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、
当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和三年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用
を受ける令和三年度類似特定用途宅地等 当該令和三年度類似特
定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税
標準となるべき額（当該令和三年度類似特定用途宅地等 が同年度
分の固定資産税について 第三百四十

九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受
ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して
得た額）

三 令和四年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和四年度類似特定用途宅地等以外の令和四年度類似
特定用途宅地等 当該令和四年度類似特定用途宅地等に係る令和四
年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和四年
度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十
九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に
同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和四年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を
受ける令和四年度類似特定用途宅地等 当該令和四年度類似特定用

類似特定用途宅地等 当該平成三十年類似特定用途宅地等に係る
平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該
平成三十年類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について
第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、
当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成三十年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用
を受ける平成三十年類似特定用途宅地等 当該平成三十年類似
特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税
標準となるべき額（当該平成三十年類似特定用途宅地等が同年度
分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十

九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受
ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して
得た額）

三 令和元年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和元年度類似特定用途宅地等以外の令和元年度類似
特定用途宅地等 当該令和元年度類似特定用途宅地等に係る令和元
年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和元年
度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十
九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に
同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和元年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を
受ける令和元年度類似特定用途宅地等 当該令和元年度類似特定用

途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三又は

附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

5 令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る附則第十七条及び第十八条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

（農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十九条 農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和三年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の

途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和元年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

5 平成三十年から令和二年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る附則第十七条及び第十八条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

（農地に対して課する平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十九条 農地に係る平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

2 略

略

(通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の二 略

2及び3 略

4 令和四年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地(第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表第二号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上	略	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
----------	---	---	-----------------------

を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

2 略

略

(通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の二 略

2及び3 略

4 令和元年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地(第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表第二号	第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上	略	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある
----------	--	---	-----------------------

5	略	令和四年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地	著しく均衡を失すると市町村長が認める	当該令和三年度の土地の類似土地に係る令和三年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該令和三年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和三年度の土地とその状況が類似する宅地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該令和三年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和三年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
		(次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			

5	略	令和元年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地	著しく均衡を失すると市町村長が認める	当該平成三十年度の土地の類似土地に係る平成三十年年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該平成三十年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該平成三十年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
		(次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			

略	第一項の 表第二号	第三百四十九条第二項各号 に掲げる	附則第十九条の二第三項に 規定する
	当該令和三年度の土地の 類似土地	通常市街化区域農地である 当該令和三年度の土地と その状況が類似する宅地	

6 令和五年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地
に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、
次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号	又は第四号
又は当該土地が同表の第三 号、第五号若しくは第六号 に掲げる土地である場合に おける令和五年度分の固定 資産税にあつては、	類似土地の当該年度	類似土地の同年度
価格と	類似土地の当該年度	価格とし、当該土地が同表 の第三号、第五号又は第六 号に掲げる土地で通常市街 化区域農地（附則第十九条 の二第一項に規定する通常

略	第一項の 表第二号	第三百四十九条第二項各号 に掲げる	附則第十九条の二第三項に 規定する
	当該平成三十年度の土地の 類似土地	通常市街化区域農地である 当該平成三十年度の土地と その状況が類似する宅地	

6 令和二年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地
に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、
次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	若しくは第四号	又は第四号
又は当該土地が同表の第三 号、第五号若しくは第六号 に掲げる土地である場合に おける令和二年度分の固定 資産税にあつては、	類似土地の当該年度	類似土地の同年度
価格と	類似土地の当該年度	価格とし、当該土地が同表 の第三号、第五号又は第六 号に掲げる土地で通常市街 化区域農地（附則第十九条 の二第一項に規定する通常

市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）となつたものである場合における令和五年度分の固定資産税にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と

市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）となつたものである場合における令和二年度分の固定資産税にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と

<p>第一項の 表第三号</p>	<p>第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める</p>	<p>附則第十九条の二第二項に規定する事情がある</p>
<p>当該令和三年度の土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>当該令和三年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和三年度の土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該令和三年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和三年度の土地に類似する農地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎</p>	

<p>第一項の 表第三号</p>	<p>第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める</p>	<p>附則第十九条の二第二項に規定する事情がある</p>
<p>当該平成三十年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>当該平成三十年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該平成三十年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十年度の土地に類似する農地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎</p>	

	<p>第一項の 表第五号</p>	<p>第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める</p>	<p>当該令和四年度の土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>格 となつた価格に比準する価格</p>	<p>附則第十九条の二第二項に規定する事情がある</p>	<p>当該令和四年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和四年度の土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該令和四年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和四年度の土地に類似する農地に係る</p>	

	<p>第一項の 表第五号</p>	<p>第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適當であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める</p>	<p>当該令和元年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>格 となつた価格に比準する価格</p>	<p>附則第十九条の二第二項に規定する事情がある</p>	<p>当該令和元年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和元年度の土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該令和元年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和元年度の土地に類似する農地に係る</p>	

	第一項の 表第六号	当該令和五年度の土地の類 似土地	第二項
	当該令和五年度の土地の類 似土地	これらの土地の類似土地	の類似土地に係る同年度分の 固定資産税の課税標準の 基礎となつた価格に比準す る価格)
同年度分の固定資産税の課 税標準の基礎となつた価格 に比準する価格	通常市街化区域農地となつ た当該令和五年度の土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地となつ たものとその状況が類似す る宅地若しくは同表の第三 号若しくは第五号に掲げる 土地で市街化区域農地以外 の農地となつたものに類似 する農地	で通常市街化区域農地とな つたものにあつては当該令 和四年度適用土地とその状 況が類似する宅地に係る同 年度分の固定資産税の課税 標準の基礎となつた価格に 比準する価格とし、当該令 和四年度適用土地で市街化 区域農地以外の農地となつ たものにあつては当該令和

	第一項の 表第六号	当該令和二年度の土地の類 似土地	第二項
	当該令和二年度の土地の類 似土地	これらの土地の類似土地	の類似土地に係る同年度分 の固定資産税の課税標準の 基礎となつた価格に比準す る価格)
同年度分の固定資産税の課 税標準の基礎となつた価格 に比準する価格	通常市街化区域農地となつ た当該令和二年度の土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地となつ たものとその状況が類似す る宅地若しくは同表の第三 号若しくは第五号に掲げる 土地で市街化区域農地以外 の農地となつたものに類似 する農地	で通常市街化区域農地とな つたものにあつては当該令 和元年度適用土地とその状 況が類似する宅地に係る同 年度分の固定資産税の課税 標準の基礎となつた価格に 比準する価格とし、当該令 和元年度適用土地で市街化 区域農地以外の農地となつ たものにあつては当該令和

7	令和五年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ		
		<p>にあつては当該令和四年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>四年度適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。）</p> <p>で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和四年度類似適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいい、令和四年度類似適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和四年度類似適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>

7	令和二年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ		
		<p>にあつては当該令和元年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>元年度適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。）</p> <p>で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和元年度類似適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格をいい、令和元年度類似適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和元年度類似適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の	第一項	
	若しくは第四号	又は第四号
第三百四十九条第二項各号	又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和五年度分の固定資産税にあつては、 類似土地の当該年度 価格と	にあつては 類似土地の同年度 価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における令和五年度分の固定資産税にあつては通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と
附則第十九条の二第三項に	格に比準する価格と	

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の	第一項	
	若しくは第四号	又は第四号
第三百四十九条第二項各号	又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和二年度分の固定資産税にあつては、 類似土地の当該年度 価格と	にあつては 類似土地の同年度 価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における令和二年度分の固定資産税にあつては通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）である当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と
附則第十九条の二第三項に	格に比準する価格と	

表第三号	に掲げる	当該令和三年度の土地の類似土地	第一項の 表第五号	第三百四十九条第二項各号に掲げる	当該令和四年度の土地の類似土地	第一項の 表第六号	当該令和五年度の土地の類似土地	第二項	土地でこれらの土地の類似土地	当該令和四年度類似適用土地の類似土地	当該令和四年度類似適用土地の類似土地
	規定する	通常市街化区域農地である 当該令和三年度の土地と その状況が類似する宅地	附則第十九条の二第三項に規定する	通常市街化区域農地である 当該令和四年度の土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 当該令和五年度の土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地

表第三号	に掲げる	当該平成三十年度の土地の類似土地	第一項の 表第五号	第三百四十九条第二項各号に掲げる	当該令和元年度の土地の類似土地	第一項の 表第六号	当該令和二年度の土地の類似土地	第二項	土地でこれらの土地の類似土地	当該令和元年度類似適用土地の類似土地	当該令和元年度類似適用土地の類似土地
	規定する	通常市街化区域農地である 当該平成三十年度の土地と その状況が類似する宅地	附則第十九条の二第三項に規定する	通常市街化区域農地である 当該令和元年度の土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 当該令和二年度の土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地	通常市街化区域農地である 土地と その状況が類似する宅地

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度の固定資産税の特例)

第十九条の二の二 略

2及び3 略

4 令和四年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地(第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	
<p>第一項の表第二号</p> <p>令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める</p>	<p>附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある</p>
<p>当該令和三年度の土地の類似土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比</p>	<p>当該令和三年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該令和三年度の土地</p>

(田園住居地域内市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度の固定資産税の特例)

第十九条の二の二 略

2及び3 略

4 令和元年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地(次項又は第六項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。)に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	
<p>第一項の表第二号</p> <p>平成三十分年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める</p>	<p>附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある</p>
<p>当該平成三十分年度の土地の類似土地に係る平成三十分年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比</p>	<p>当該平成三十分年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該平成三十分年度の土地</p>

第一項 若しくは第四号 固定資産税又は	又は第四号 固定資産税にあつては田園	5 令和四年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地 (次項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。) に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	準する価格
		略	とその状況が類似する宅地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該令和三年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和三年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

略	準する価格
略	とその状況が類似する宅地に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該平成三十年代の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該平成三十年代の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

<p>表第二号</p> <p>第一項の</p>	<p>第三百四十九条第二項各号</p> <p>に掲げる</p> <p>当該令和三年度の土地の類</p>	<p>附則第十九条の二の二第三</p> <p>項に規定する</p> <p>田園住居地域内市街化区域</p>
<p>若しくは第六号</p> <p>、当該土地の類似土地の当</p> <p>該年度</p>	<p>又は第六号</p> <p>当該土地の類似土地の同年</p> <p>度</p>	<p>し、</p> <p>。により補正した価格と</p>
		<p>住居地域内市街化区域農地</p> <p>(附則第十九条の二第一項</p> <p>に規定する田園住居地域内</p> <p>市街化区域農地をいう。以</p> <p>下この項において同じ。)</p> <p>である当該土地とその状況</p> <p>が類似する宅地の同年度の</p> <p>修正前の価格を修正基準に</p> <p>より修正した価格に比準す</p> <p>る価格を固定資産評価基準</p> <p>(田園住居地域内市街化区</p> <p>域農地に係る部分に限る。</p> <p>以下この項において「田園</p> <p>住居地域内市街化区域農地</p> <p>固定資産評価基準」という</p>

<p>6 令和五年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>第一項の 表第四号</p>		<p>当該土地の類似土地</p>	<p>比準する価格</p>	<p>似土地</p>
		<p>第三号、第五号若しくは第六号</p>	<p>比準する価格</p>	<p>農地である当該令和三年度の土地とその状況が類似する宅地</p>		
<p>第一項 若しくは第四号 又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号</p>		<p>又は第四号 にあつては</p>		<p>第三号若しくは第五号</p>	<p>比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地</p>

<p>5 令和二年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>第一項</p>		<p>比準する価格</p>	<p>農地である当該令和三年度の土地とその状況が類似する宅地</p>
		<p>第三号、第五号若しくは第六号</p>	<p>比準する価格</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格</p>	
<p>第一項 若しくは第四号 又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号</p>		<p>又は第四号 にあつては</p>		<p>第三号若しくは第五号</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地</p>

<p>に掲げる土地である場合に おける令和五年度分の固定 資産税にあつては、</p>	<p>類似土地の当該年度</p>	<p>価格と</p>
	<p>類似土地の同年度</p>	<p>価格とし、当該土地が同表 の第三号、第五号又は第六 号に掲げる土地で田園住居 地域内市街化区域農地（附 則第十九条の二第一項に規 定する田園住居地域内市街 化区域農地をいう。以下こ の項及び次項において同じ 。）となつたものである場 合における令和五年度分の 固定資産税にあつては当該 土地とその状況が類似する 宅地の同年度の修正前の価 格を修正基準により修正し た価格に比準する価格を固 定資産評価基準（田園住居 地域内市街化区域農地に係 る部分に限る。以下この項 及び次項において「田園住</p>

<p>に掲げる土地である場合に おける令和二年度分の固定 資産税にあつては、</p>	<p>類似土地の当該年度</p>	<p>価格と</p>
	<p>類似土地の同年度</p>	<p>価格とし、当該土地が同表 の第三号、第五号又は第六 号に掲げる土地で田園住居 地域内市街化区域農地（附 則第十九条の二第一項に規 定する田園住居地域内市街 化区域農地をいう。以下こ の項及び次項において同じ 。）となつたものである場 合における令和二年度分の 固定資産税にあつては当該 土地とその状況が類似する 宅地の同年度の修正前の価 格を修正基準により修正し た価格に比準する価格を固 定資産評価基準（田園住居 地域内市街化区域農地に係 る部分に限る。以下この項 及び次項において「田園住</p>

<p>表第三号 第一項の</p>	
<p>第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著</p>	<p>居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。) により補正した価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と</p>
<p>附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある</p>	<p>居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。) により補正した価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と</p>

<p>表第三号 第一項の</p>	
<p>第三百四十九条第二項各号に掲げる事情があるため、令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著</p>	<p>居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。) により補正した価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と</p>
<p>附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある</p>	<p>居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。) により補正した価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあつては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と</p>

表第五号	第一項の 第三百四十九条第二項各号 に掲げる事情があるため、	附則第十九条の二の二第二 項に規定する事情がある		<p>しく均衡を失すると市町村 長が認める</p> <p>当該令和三年度の土地の 類似土地に係る令和四年度 分の固定資産税の課税標準 の基礎となつた価格に比準 する価格</p>	<p>当該令和三年度の土地で 田園住居地域内市街化区域 農地となつたものにあつて は当該令和三年度の土地 とその状況が類似する宅地 に係る令和四年度分の固定 資産税の課税標準の基礎と なつた価格に比準する価格 を田園住居地域内市街化区 域農地固定資産評価基準に より補正した価格、当該令 和三年度の土地で市街化 区域農地以外の農地となつ たものにあつては当該令和 三年度の土地に類似する 農地に係る令和四年度分の 固定資産税の課税標準の基 礎となつた価格に比準する 価格</p>
------	--------------------------------------	-----------------------------	--	--	---

表第五号	第一項の 第三百四十九条第二項各号 に掲げる事情があるため、	附則第十九条の二の二第二 項に規定する事情がある		<p>しく均衡を失すると市町村 長が認める</p> <p>当該平成三十年度の土地の 類似土地に係る令和元年度 分の固定資産税の課税標準 の基礎となつた価格に比準 する価格</p>	<p>当該平成三十年度の土地で 田園住居地域内市街化区域 農地となつたものにあつて は当該平成三十年度の土地 とその状況が類似する宅地 に係る令和元年度分の固定 資産税の課税標準の基礎と なつた価格に比準する価格 を田園住居地域内市街化区 域農地固定資産評価基準に より補正した価格、当該平 成三十年度の土地で市街化 区域農地以外の農地となつ たものにあつては当該平成 三十年度の土地に類似する 農地に係る令和元年度分の 固定資産税の課税標準の基 礎となつた価格に比準する 価格</p>
------	--------------------------------------	-----------------------------	--	---	---

<p>令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める</p>	<p>当該令和四年度の土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>
<p>当該令和四年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となったものにあつては当該令和四年度の土地とそれの状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該令和四年度の土地で市街化区域農地以外の農地となったものにあつては当該令和四年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の</p>	<p>当該令和四年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>

<p>令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める</p>	<p>当該令和元年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>
<p>当該令和元年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となったものにあつては当該令和元年度の土地とそれの状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該令和元年度の土地で市街化区域農地以外の農地となったものにあつては当該令和元年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の</p>	<p>当該令和元年度の土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>

第二項	これらの土地の類似土地	第一項の 表第六号	当該令和五年度の土地の類 似土地	課税標準の基礎となった価 格に比準する価格
		比準する価格	田園住居地域内市街化区域 農地となった当該令和五年 度の土地とその状況が類似 する宅地	田園住居地域内市街化区域 農地となった当該令和五年 度の土地とその状況が類似 する宅地
	の類似土地に係る同年度分 の固定資産税の課税標準の 基礎となった価格に比準す る価格)			田園住居地域内市街化区域 農地となったものにあつ ては当該令和四年度適用土 地とその状況が類似する宅 地に係る同年度分の固定資 産税の課税標準の基礎とな

第二項	これらの土地の類似土地	第一項の 表第六号	当該令和二年度の土地の類 似土地	課税標準の基礎となった価 格に比準する価格
		比準する価格	田園住居地域内市街化区域 農地となった当該令和二年 度の土地とその状況が類似 する宅地	田園住居地域内市街化区域 農地となった当該令和二年 度の土地とその状況が類似 する宅地
	の類似土地に係る同年度分 の固定資産税の課税標準の 基礎となった価格に比準す る価格)			田園住居地域内市街化区域 農地となったものにあつ ては当該令和元年度適用土 地とその状況が類似する宅 地に係る同年度分の固定資 産税の課税標準の基礎とな

	<p>にあつては当該令和四年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>つた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格とし、当該令和四年度適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和四年度適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。）</p>	<p>で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該令和四年度類似適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格をいい、令和四年度類似適用土地</p>
	<p>にあつては当該令和元年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>
<p>つた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格とし、当該令和元年度適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和元年度適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。）</p>	<p>で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該令和元年度類似適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格をいい、令和元年度類似適用土地</p>

7 | 令和五年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地
 に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、
 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
 れ同表の下欄に掲げる字句とする。

	で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては
	当該令和四年度類似適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

第一項	若しくは第四号	又は第四号
又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和五年度分の固定資産税にあつては、	類似土地の当該年度	類似土地の同年度の価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における令和五年度分の固定資産税にあつては田園住
類似土地の当該年度	類似土地の同年度	
価格と		

6 | 令和二年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地
 に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、
 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
 れ同表の下欄に掲げる字句とする。

	で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては
	当該令和元年度類似適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

第一項	若しくは第四号	又は第四号
又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和二年度分の固定資産税にあつては、	類似土地の当該年度	類似土地の同年度の価格とし、当該土地が同表の第三号、第五号又は第六号に掲げる土地である場合における令和二年度分の固定資産税にあつては田園住
類似土地の当該年度	類似土地の同年度	
価格と		

	第一項の 表第三号	
当該令和三年度の土地の 類似土地	第三百四十九条第二項各号 に掲げる	
する宅地	附則第十九条の二の二第三 項に規定する	居地域内市街化区域農地（ 附則第十九条の二第一項に 規定する田園住居地域内市 街化区域農地をいう。以下 この項及び次項において同 じ。）である当該土地とそ の状況が類似する宅地の同 年度の修正前の価格を修正 基準により修正した価格に 比準する価格を固定資産評 価基準（田園住居地域内市 街化区域農地に係る部分に 限る。以下この項及び次項 において「田園住居地域内 市街化区域農地固定資産評 価基準」という。）により 補正した価格と

	第一項の 表第三号	
当該平成三十年度の土地の 類似土地	第三百四十九条第二項各号 に掲げる	
する宅地	附則第十九条の二の二第三 項に規定する	居地域内市街化区域農地（ 附則第十九条の二第一項に 規定する田園住居地域内市 街化区域農地をいう。以下 この項及び次項において同 じ。）である当該土地とそ の状況が類似する宅地の同 年度の修正前の価格を修正 基準により修正した価格に 比準する価格を固定資産評 価基準（田園住居地域内市 街化区域農地に係る部分に 限る。以下この項及び次項 において「田園住居地域内 市街化区域農地固定資産評 価基準」という。）により 補正した価格と

第二項	土地でこれらの土地の類似	比準する価格	第一項の 表第六号 似土地	比準する価格	似土地	第一項の 表第五号 に掲げる 当該令和四年度の土地の類 似土地	比準する価格	第三百四十九条第二項各号	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格
								附則第十九条の二の二第三 項に規定する	
	田園住居地域内市街化区域	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格	田園住居地域内市街化区域 農地である当該令和五年度 の土地とその状況が類似す る宅地	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格	田園住居地域内市街化区域 農地である当該令和四年度 の土地とその状況が類似す る宅地	田園住居地域内市街化区域 農地である当該令和四年度 の土地とその状況が類似す る宅地	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格	附則第十九条の二の二第三 項に規定する	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格

第二項	土地でこれらの土地の類似	比準する価格	第一項の 表第六号 似土地	比準する価格	似土地	第一項の 表第五号 に掲げる 当該令和元年度の土地の類 似土地	比準する価格	第三百四十九条第二項各号	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格
								附則第十九条の二の二第三 項に規定する	
	田園住居地域内市街化区域	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格	田園住居地域内市街化区域 農地である当該令和二年度 の土地とその状況が類似す る宅地	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格	田園住居地域内市街化区域 農地である当該令和元年度 の土地とその状況が類似す る宅地	田園住居地域内市街化区域 農地である当該令和元年度 の土地とその状況が類似す る宅地	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格	附則第十九条の二の二第三 項に規定する	比準する価格を田園住居地 域内市街化区域農地固定資 産評価基準により補正した 価格

土地	農地である土地とその状況が類似する宅地
当該令和四年度適用土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和四年度適用土地とその状況が類似する宅地
比準する価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
当該令和四年度類似適用土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和四年度類似適用土地とその状況が類似する宅地

(市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の三 市街化区域農地に係る平成六年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成五年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第十九条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成五年度適用市街化区域農地以外の市街化区域

土地	農地である土地とその状況が類似する宅地
当該令和元年度適用土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和元年度適用土地とその状況が類似する宅地
比準する価格	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
当該令和元年度類似適用土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和元年度類似適用土地とその状況が類似する宅地

(市街化区域農地に対して課する平成六年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第十九条の三 市街化区域農地に係る平成六年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成五年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第十九条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成五年度適用市街化区域農地以外の市街化区域

農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

略

2及び3 略

4 令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和三年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和三年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和二年度分の固定資産税に係る令和三年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

5及び6 略

第十九条の四 市街化区域農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価

農地に対して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

略

2及び3 略

4 平成三十三年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価

4及び5 略

第十九条の四 市街化区域農地に係る平成三十年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価

格の三分の一の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額（令和三年度

分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当

該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和四年度分及び令和五年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に十分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 略
- 4 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる市街化区域農地で令和三年度から令和五年度までの各

格の三分の一の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額

（当

該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成三十年度から令和二年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に十分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 略
- 4 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる市街化区域農地で平成三十年度から令和二年度までの各

(以下この条及び附則第二十七条の二において「特定市街化区域農地」という。)に該当するもの(次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び前三項の規定を適用する。

5 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる市街化区域農地で令和三年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下この項において「令和三年度特定市街化区域農地」という。)、同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で令和四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下この項において「令和四年度特定市街化区域農地」という。)又は同条第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下この項において「令和五年度特定市街化区域農地」という。)のうち、当該市街化区域農地の類似土地が令和三年度特定市街化区域農地にあつては令和二年度、令和四年度特定市街化区域農地にあつては令和三年度、令和五年度特定市街化区域農地にあつては令和四年度に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。))において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る令和三年度特定市街化区域農地にあつては令和三年度分、令和四年度特定市街化区域農地にあつては令和四年度分、令和五年度特定市街化区域農地にあつては令和五年度

(以下この条及び附則第二十七条の二において「特定市街化区域農地」という。)に該当するもの(次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び前三項の規定を適用する。

5 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる市街化区域農地で平成三十年年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下この項において「平成三十年度特定市街化区域農地」という。)、同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で令和元年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下この項において「令和元年度特定市街化区域農地」という。)又は同条第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの(以下この項において「令和二年度特定市街化区域農地」という。)のうち、当該市街化区域農地の類似土地が平成三十年度特定市街化区域農地にあつては平成二十九年、令和元年度特定市街化区域農地にあつては平成三十年度、令和二年度特定市街化区域農地にあつては令和元年度に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。))において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る平成三十年度特定市街化区域農地にあつては平成三十年度分、令和元年度特定市街化区域農地にあつては令和元年度分、令和二年度特定市街化区域農地にあつては令和二年度

分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

6 令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七条の二第六項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものともみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）で当該各年度の前年度分の固定資産税について前条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定又は前条第四項の規定を受けたもの（以下この項及び附則第二十七条の二第六項において「前年度軽減適用市街化区域農地」という。）のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第一項及び第二項の規定（当該年度が令和三年度である場合には、令和三年改正前の地方税法 附則第十九条の四第一項から第四項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定又は前条第四項の規定の適用を受けない市街化区域農地（附則第二十七条の二第六項において「軽減適用外市街化区域農地」という。）であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

6 平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七条の二第六項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものともみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）で当該各年度の前年度分の固定資産税について前条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けたもの（以下この項及び附則第二十七条の二第六項において「前年度軽減適用市街化区域農地」という。）のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第一項及び第二項の規定（当該年度が平成三十年である場合には、平成三十年改正前の地方税法附則第十九条の四第一項から第四項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地（附則第二十七条の二第六項において「軽減適用外市街化区域農地」という。）であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

（商業地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第二十一条 市町村は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る固定資産税額から減額することができる。

（住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第二十一条の二 市町村は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商

（商業地等に対して課する平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第二十一条 市町村は、平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る固定資産税額から減額することができる。

（住宅用地等に対して課する平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第二十一条の二 市町村は、平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商

業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一 令和三年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産

業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一 平成三十年代 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法

第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産

税額

ロ 令和二年度分 の固定資産税について、令和三年改正前の地方税法 附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和二年度分 の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域、農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるものを乗じて得た額（当該住宅用地等が令和三年度分 の固定資産税について 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和三年度分 の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

二 令和四年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三又は

税額

ロ 平成二十九年年度分の固定資産税について、平成三十年改正前の地方税法附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十九年年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合 を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成三十年年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十年年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

二 令和元年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は

附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額（を当該住宅用地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 令和三年度分 の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和三年度分 の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和四年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三又は附則第十五条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

三 令和五年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五

附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額（を当該住宅用地等に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 平成三十九年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成三十九年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和元年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

三 令和二年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五

条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該住宅用地等に係る令和五年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 令和四年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和四年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和五年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

2 附則第十八条第六項、第十八条の三及び第十九条の四第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条	略
同年度の比	同年度分の固定資産税の課税標準とな

条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該住宅用地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

ロ 令和元年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和元年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和二年改

正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

2 附則第十八条第六項、第十八条の三及び第十九条の四第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条	略
同年度の比	同年度分の固定資産税の課税標準とな

イ 第六項第三号 附則第十八条	イ 第六項第二号
額 準課税標準	額 準課税標準
同年度の比 準課税標準 土地の前年度課税標準額（当該類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が令和三年度分の固定資産税につ	るべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 附則第二十一条又は第二十一条の第二項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額））を当該類似土地の令和三年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額

イ 第六項第三号 附則第十八条	イ 第六項第二号
額 準課税標準	額 準課税標準
同年度の比 準課税標準 土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成三十年年度分の固定資産税につ	るべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十九年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法附則第二十一条又は第二十一条の第二項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法 第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額））を当該類似土地の平成三十年年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額

<p>附則第十八条 第六項第四号</p>	<p>同年度の比 準課税標準 額</p>	<p>いて附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について 第三 百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の令和四年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額</p> <p>同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が令和四年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似</p>
<p>附則第十八条 第六項第四号</p>	<p>同年度の比 準課税標準 額</p>	<p>いて附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三 百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の令和元年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額</p> <p>同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が令和元年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該類似</p>

<p>附則第十八条の三第二項第二号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>なるべき額（当該特定用途宅地等が令和三年改正前の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の</p>
<p>附則第十八条の三第二項第一号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>土地が同年度分の固定資産税について <u>第三百四十</u> 九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の令和五年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額</p>
<p>附則第十八条の三第二項第一号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>なるべき額（当該特定用途宅地等が令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）</p>

<p>附則第十八条の三第二項第二号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>なるべき額（当該特定用途宅地等が平成三十年改正前の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の</p>
<p>附則第十八条の三第二項第一号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>土地が同年度分の固定資産税について 令和二年改正前の地方税法<u>第三百四十</u> 九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の令和二年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額</p>
<p>附則第十八条の三第二項第一号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>なるべき額（当該特定用途宅地等が平成二十九年改正前の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額）</p>

<p>附則第十八条の三第二項第三号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>課税標準となるべき額) なるべき額(当該特定用途宅地等が令和四年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)</p>
<p>附則第十八条の三第四項第一号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>略 なるべき額(当該令和二年度類似特定用途宅地等が令和二年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)</p>
<p>附則第十八条の三第四項第二号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>なるべき額(当該令和三年度類似特定用途宅地等が令和三年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の</p>

<p>附則第十八条の三第二項第三号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>課税標準となるべき額) なるべき額(当該特定用途宅地等が令和元年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)</p>
<p>附則第十八条の三第四項第一号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>略 なるべき額(当該平成二十九年度類似特定用途宅地等が平成二十九年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)</p>
<p>附則第十八条の三第四項第二号ロ</p>	<p>なるべき額</p>	<p>なるべき額(当該平成三十年類似特定用途宅地等が平成三十年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の</p>

	附則第十八条の三第四項第三号ロ	なるべき額	固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)
略		なるべき額	固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)
		なるべき額 (当該令和四年度類似特定用途宅地等が令和四年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)	

(読替規定)

第二十二条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、第四百七十七条第一項中「固定資産の価格等」とあるのは「固定資産の価格等(附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下この項において同じ。)」と、「価格と」とあるのは「価格若しくは同項の比準課税標準額と」とする。

2 略

3 附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(令和五年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに至つ

	附則第十八条の三第四項第三号ロ	なるべき額	固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)
略		なるべき額	固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)
		なるべき額 (当該令和元年度類似特定用途宅地等が令和元年度分の固定資産税について附則第二十一条の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額)	

(読替規定)

第二十二条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に係る平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、第四百七十七条第一項中「固定資産の価格等」とあるのは「固定資産の価格等(附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下この項において同じ。)」と、「価格と」とあるのは「価格若しくは同項の比準課税標準額と」とする。

2 略

3 附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地(令和二年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに至つ

た場合における当該土地を除く。) に対して課する令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第一号に掲げる土地	令和四年度	当該土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準(以下この表において「修正基準」という。)により修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	令和四年度	当該土地で通常市街化区域農地(附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。)であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格、当該土地で市街化区

た場合における当該土地を除く。) に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表(以下この表において「第一項の表」という。)の第一号に掲げる土地	令和元年度	当該土地に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準(以下この表において「修正基準」という。)により修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	令和元年度	当該土地で通常市街化区域農地(附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。)であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格、当該土地で市街化区

<p>三 第一項の表の第三号に掲げる土地</p>	<p>令和 五年</p>	<p>当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>
<p>四 第一項の表の第四号に掲げる土地</p>	<p>令和 四年</p>	<p>通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格を修正基準により修正した価格に比準する価格</p>
<p>五 第一項の表の第五号に掲げる土地</p>	<p>令和 五年</p>	<p>当該土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>

4 令和五年度分の固定資産税について附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、第

<p>三 第一項の表の第三号に掲げる土地</p>	<p>令和 二年</p>	<p>当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>
<p>四 第一項の表の第四号に掲げる土地</p>	<p>令和 元年</p>	<p>通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格を修正基準により修正した価格に比準する価格</p>
<p>五 第一項の表の第五号に掲げる土地</p>	<p>令和 二年</p>	<p>当該土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格</p>

4 令和二年度分の固定資産税について附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、第

四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価 格
一 附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格

四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価 格
一 附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格
三 第一項の表の第三号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この表において同じ。）に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格

四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 基準により修正した価格
五 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地に係る令和四年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた 価格を修正基準により修正した価格に比 準する価格

5 附則第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第三号に	令和 五年 度	当該土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては

四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 基準により修正した価格
五 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地に係る令和元年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた 価格を修正基準により修正した価格に比 準する価格

5 附則第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第三号に	令和 二年 度	当該土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては

掲げる土地	二 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	令和 五年	当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	三 第一項の表の 第六号に掲げる 土地	令和 五年	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
土地の区分	年度	価格	
一 附則第十九条 の二第六項又は	令和 五年	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則	

6 令和五年度分の固定資産税について附則第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

掲げる土地	二 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	令和 二年	当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
	三 第一項の表の 第六号に掲げる 土地	令和 二年	通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
土地の区分	年度	価格	
一 附則第十九条 の二第六項又は	令和 二年	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則	

6 令和二年度分の固定資産税について附則第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

<p>第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第二項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地</p>	<p>二 第一項の表の第二号に掲げる土地</p>	<p>三 第一項の表の第三号に掲げる土地</p>
<p>度</p>	<p>令和 五年 度</p>	<p>令和 五年 度</p>
<p>第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第二項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格</p>	<p>当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格</p>	<p>当該土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外</p>

<p>第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第二項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地</p>	<p>二 第一項の表の第二号に掲げる土地</p>	<p>三 第一項の表の第三号に掲げる土地</p>
<p>度</p>	<p>令和 二年 度</p>	<p>令和 二年 度</p>
<p>第十九条の二第六項又は第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第二項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格</p>	<p>当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格</p>	<p>当該土地で通常市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する通常市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外</p>

<p>六 第一項の表の第六号に掲げる土地</p>	<p>令和五年</p>	<p>通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格</p>	<p>五 第一項の表の第五号に掲げる土地</p>	<p>令和五年</p>	<p>当該土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格、当該土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格</p>	<p>四 第一項の表の第四号に掲げる土地</p>	<p>令和五年</p>	<p>当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格</p>	<p>の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格</p>
--------------------------	-------------	---	--------------------------	-------------	---	--------------------------	-------------	--	--

<p>六 第一項の表の第六号に掲げる土地</p>	<p>令和二年</p>	<p>通常市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格</p>	<p>五 第一項の表の第五号に掲げる土地</p>	<p>令和二年</p>	<p>当該土地で通常市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格、当該土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格</p>	<p>四 第一項の表の第四号に掲げる土地</p>	<p>令和二年</p>	<p>当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格</p>	<p>の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格</p>
--------------------------	-------------	---	--------------------------	-------------	---	--------------------------	-------------	--	--

7 略

8 附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（令和五年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	令和 四年	当該土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	令和 四年	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるもの

7 略

8 附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地（令和二年度分の固定資産税について同条第一項の規定の適用を受けるに至つた場合における当該土地を除く。）に対して課する令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分	年度	価格
一 附則第十九条の二の二第四項の規 定により読み替 えられた附則第 十七条の二第一 項の表（以下こ の表において「 第一項の表」と いう。）の第一 号に掲げる土地	令和 元年	当該土地に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
二 第一項の表の第二号に掲げる土地	令和 元年	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるもの

<p>四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地</p>	<p>三 第一項の表の 第三号に掲げる 土地</p>	
<p>令和 四年 度</p>	<p>令和 五年 度</p>	
<p>令和三年度分の 固定資産税の課税標準</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当 該土地とその状況が類似する宅地に係る 令和三年度分の 固定資産税の課税標準</p>	<p>にあつては当該土地とその状況が類似す る宅地に係る令和三年度分の 固定資産 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 基準により修正した価格に比準する価格 を固定資産評価基準（田園住居地域内市 街化区域農地に係る部分に限る。以下こ の表において「田園住居地域内市街化区 域農地固定資産評価基準」という。）に より補正した価格、当該土地で市街化区 域農地（同項に規定する市街化区域農地 をいう。）以外の農地となつたものにあ つては当該土地に類似する農地に係る同 年度分の固定資産税の課税標準の基礎と なつた価格を修正基準により修正した価 格に比準する価格</p>

<p>四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地</p>	<p>三 第一項の表の 第三号に掲げる 土地</p>	
<p>令和 元年 度</p>	<p>令和 二年 度</p>	
<p>平成三十年 度分の 固定資産税の課税標準</p>	<p>田園住居地域内市街化区域農地である当 該土地とその状況が類似する宅地に係る 平成三十年 度分の 固定資産税の課税標準</p>	<p>にあつては当該土地とその状況が類似す る宅地に係る平成三十年度分の 固定資産 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 基準により修正した価格に比準する価格 を固定資産評価基準（田園住居地域内市 街化区域農地に係る部分に限る。以下こ の表において「田園住居地域内市街化区 域農地固定資産評価基準」という。）に より補正した価格、当該土地で市街化区 域農地（同項に規定する市街化区域農地 をいう。）以外の農地となつたものにあ つては当該土地に類似する農地に係る同 年度分の固定資産税の課税標準の基礎と なつた価格を修正基準により修正した価 格に比準する価格</p>

五 第一項の表の第五号に掲げる土地	令和 五年 度	の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

9 令和五年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分 一 附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格
土地の区分 一 附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項又は第五項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格

五 第一項の表の第五号に掲げる土地	令和 二年 度	の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格
五 第一項の表の第五号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

9 令和二年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分 一 附則第十九条の二の二第四項の規	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項の規
土地の区分 一 附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第四項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格

二 第一項の表の 第二号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 基準により修正した価格
三 第一項の表の 第三号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七 号に規定する類似土地をいう。以下この 表において同じ。）に係る令和四年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた 価格を修正基準により修正した価格に比 準する価格
四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地に係る令和四年度分の固定資産 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 基準により修正した価格
五 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	令和 五年 度	当該土地の類似土地に係る令和四年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた 価格を修正基準により修正した価格に比 準する価格

10 附則第十九条の二の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分 一 附則第十九条 の二の二第六項	年度 令和 五年	価格 当該土地で田園住居地域内市街化区域農 地（附則第十九条の二第一項に規定する
------------------------------	----------------	--

二 第一項の表の 第二号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 基準により修正した価格
三 第一項の表の 第三号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地（附則第十七条第七 号に規定する類似土地をいう。以下この 表において同じ。）に係る令和元年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた 価格を修正基準により修正した価格に比 準する価格
四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地に係る令和元年度分の固定資産 税の課税標準の基礎となつた価格を修正 基準により修正した価格
五 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	令和 二年 度	当該土地の類似土地に係る令和元年度分 の固定資産税の課税標準の基礎となつた 価格を修正基準により修正した価格に比 準する価格

10 附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分 一 附則第十九条 の二の二第五項	年度 令和 二年	価格 当該土地で田園住居地域内市街化区域農 地（附則第十九条の二第一項に規定する
------------------------------	----------------	--

<p>又は第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第三号に掲げる土地</p>	<p>度</p>	<p>二 第一項の表の第五号に掲げる土地</p>
<p>田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>令和 五年</p>	<p>当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該土地で市街化区域農地</p>
<p>又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「第一項の表」という。）の第三号に掲げる土地</p>	<p>度</p>	<p>二 第一項の表の第五号に掲げる土地</p>
<p>田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p>	<p>令和 二年</p>	<p>当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該土地で市街化区域農地</p>

三 第一項の表の第六号に掲げる土地	令和 五年 度	<p>以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p> <p>田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格</p>
-------------------	---------------	---

11 令和五年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第六項又は第七項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和五年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分 一 附則第十九条の二の二第六項又は第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「	令和 五年 度	<p>当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第六項又は第七項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格</p>
--	---------------	--

三 第一項の表の第六号に掲げる土地	令和 二年 度	<p>以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格</p> <p>田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格</p>
-------------------	---------------	---

11 令和二年度分の固定資産税について附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えて適用される附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する令和二年度分の固定資産税に限り、第四百九条第一項の表は、次のとおり読み替えるものとする。

土地の区分 一 附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項の表（以下この表において「	令和 二年 度	<p>当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を附則第十九条の二の二第五項又は第六項の規定により読み替えられた附則第十七条の二第一項に規定する修正基準（以下この表において「修正基準」という。）により修正した価格</p>
--	---------------	--

第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	二 第一項の表の第二号に掲げる土地	三 第一項の表の第三号に掲げる土地		令和 五年 度	令和 五年 度	<p>当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格</p> <p>当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この表において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資</p>
-----------------------	-------------------	-------------------	--	---------------	---------------	--

第一項の表」という。）の第一号に掲げる土地	二 第一項の表の第二号に掲げる土地	三 第一項の表の第三号に掲げる土地		令和 二年 度	令和 二年 度	<p>当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格</p> <p>当該土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この表において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格、当該土地で市街化区域農地（同項に規定する市街化区域農地をいう。以下この表において同じ。）以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資</p>
-----------------------	-------------------	-------------------	--	---------------	---------------	--

四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地	五 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	六 第一項の表の 第六号に掲げる 土地	令和 五年 度	令和 五年 度	令和 五年 度	産税の課税標準の基礎となった価格を修正基準により修正した価格に比準する価格	当該土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格を修正基準により修正した価格	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格を修正基準により修正した価格を田園住居地域
------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------	---------------	---------------	---------------------------------------	---	---

四 第一項の表の 第四号に掲げる 土地	五 第一項の表の 第五号に掲げる 土地	六 第一項の表の 第六号に掲げる 土地	令和 二年 度	令和 二年 度	令和 二年 度	産税の課税標準の基礎となった価格を修正基準により修正した価格に比準する価格	当該土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格を修正基準により修正した価格	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格を修正基準により修正した価格を田園住居地域
------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------	---------------	---------------	---------------------------------------	---	---

内市街化区域農地固定資産評価基準により
補正した価格

(免税点の適用及び納税通知書の記載に関する特例)

第二十三条 附則第十八条、第十九条第一項若しくは第十九条の四の規定の適用を受ける土地又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下この条において同じ。）に係る各年度分の固定資産税に限り、第三百五十一条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額及び第三百六十四条第二項に規定する土地の価額は、附則第十八条の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象宅地等」という。）、附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）又は附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下「調整対象市街化区域農地」という。）についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の更正の特例)

第二十四条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、第四百二十条又は第四百三十五条第二項の規定は、調

内市街化区域農地固定資産評価基準により
補正した価格

(免税点の適用及び納税通知書の記載に関する特例)

第二十三条 附則第十八条、第十九条第一項若しくは第十九条の四の規定の適用を受ける土地又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下この条において同じ。）に係る各年度分の固定資産税に限り、第三百五十一条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額及び第三百六十四条第二項に規定する土地の価額は、附則第十八条の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象宅地等」という。）、附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）又は附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下「調整対象市街化区域農地」という。）についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の更正の特例)

第二十四条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に係る平成三十年から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、第四百二十条又は第四百三十五条第二項の規定は、調

調整対象宅地等、調整対象農地又は調整対象市街化区域農地については、第四百十九條第二項又は第四百三十五條第一項の規定によつて土地課税台帳等に登録された価格等の修正が行われたことにより、当該調整対象宅地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地が附則第十八條、第十九條第一項若しくは第十九條の四の規定の適用を受けないこととなる場合又は当該調整対象宅地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地に係る宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地調整固定資産税額に変動がある場合を除き、適用しない。

(宅地等) に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第二十五條 宅地等に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第七百二條の三の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同條に定める率を乗じて得た額。以下この條において同じ。)に百分の五を乗じて得た額を加算した額(令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九條の三(第十八項を除く。))又は附則第十五條から第十五條の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこ

調整対象宅地等、調整対象農地又は調整対象市街化区域農地については、第四百十九條第二項又は第四百三十五條第一項の規定によつて土地課税台帳等に登録された価格等の修正が行われたことにより、当該調整対象宅地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地が附則第十八條、第十九條第一項若しくは第十九條の四の規定の適用を受けないこととなる場合又は当該調整対象宅地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地に係る宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地調整固定資産税額に変動がある場合を除き、適用しない。

(宅地等) に対して課する平成三十年から令和二年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第二十五條 宅地等に係る平成三十年から令和二年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第七百二條の三の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同條に定める率を乗じて得た額。以下この條において同じ。)に百分の五を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九條の三(第十八項を除く。))又は附則第十五條から第十五條の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこ

これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条、附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和四年度分及び令和五年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市

これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条、附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成三十年代から令和二年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成三十年代から令和二年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三(第十八項を除く。))又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市

計画税額に満たない場合には、第一項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「商業地等調整都市計画税額」という

計画税額に満たない場合には、第一項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る平成三十年から令和二年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る平成三十年から令和二年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「商業地等調整都市計画税額」という

。とする。

6 略

第二十五条の三 附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十

八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の都市計画税については、附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の

。とする。

6 略

第二十五条の三 附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十

八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成三十年から令和二年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の都市計画税については、附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

略

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の

区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 令和三年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和二年度分 の都市計画税について令和三年改正前の地方税法 附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二 令和四年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 平成三十年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成二十九年分分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成二十九年分分の都市計画税について平成三十年改正前の地方税法附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二 令和元年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成三十年分分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和三年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 令和五年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和四年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3 附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和三年度に係る賦課期日において第一項の表

ロ 平成三十三年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 令和二年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和元年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3 附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成三十年度に係る賦課期日において第一項の表

の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和二年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和三年度類似用途変更宅地等」という。）、「同条第六項第三号に掲げる宅地等で令和四年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和三年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和四年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和四年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和五年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、令和三年度類似用途変更宅地等に係る令和三年度分の都市計画税にあつては第一号に掲げる額、令和四年度類似用途変更宅地等に係る令和四年度分の都市計画税にあつては第二号に掲げる額、令和五年度類似用途変更宅地等に係る令和五年度分の都市計画税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該令和三年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和二年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和三年度類似用途変更宅地等が令和三年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和二年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計

の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が平成二十九年に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成三十年類似用途変更宅地等」という。）、「同条第六項第三号に掲げる宅地等で令和元年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が平成三十年に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和元年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和二年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和元年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和二年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成三十年類似用途変更宅地等に係る平成三十年度分の都市計画税にあつては第一号に掲げる額、令和元年度類似用途変更宅地等に係る令和元年度分の都市計画税にあつては第二号に掲げる額、令和二年度類似用途変更宅地等に係る令和二年度分の都市計画税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該平成三十年類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成二十九年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該平成三十年類似用途変更宅地等が平成三十年に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成二十九年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計

画税を課されたもの（以下この号及び次項第一号において「令和二年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和二年度類似課税標準額の総額を当該令和二年度類似特定用途宅地等 で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該令和四年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和四年度類似用途変更宅地等が令和四年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和三年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「令和三年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和三年度類似課税標準額の総額を当該令和三年度類似特定用途宅地等 で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 当該令和五年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和五年度類似用途変更宅地等が令和五年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和四年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課された

画税を課されたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十九年類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成二十九年類似課税標準額の総額を当該平成二十九年類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該令和元年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る平成三十分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和元年度類似用途変更宅地等が令和元年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に平成三十分年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「平成三十分年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成三十分年度類似課税標準額の総額を当該平成三十分年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 当該令和二年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和二年度類似用途変更宅地等が令和二年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和元年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において都市計画税を課された

もの（以下この号及び次項第三号において「令和四年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和四年度類似課税標準額の総額を当該令和四年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 令和二年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和二年度類似特定用途宅地等 以外の令和二年度類似特定用途宅地等 当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る令和二年度分の

固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和二年度類似特定用途宅地等 が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和二年度分 の都市計画税について令和三年改正前の地方税法 附則第二十五条の規定の適用を受ける令和二年度類似特定用途宅地等 当該令和二年度類似特定用途宅地等に係る同条に

規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該令和二年度類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土

もの（以下この号及び次項第三号において「令和元年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和元年度類似課税標準額の総額を当該令和元年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成二十九年類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる平成二十九年類似特定用途宅地等 以外の平成二十九年度類似特定用途宅地等 当該平成二十九年度類似特定用途宅地等に係る平成二十九年度分の

固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該平成二十九年類似特定用途宅地等 が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成二十九年分 の都市計画税について平成三十年改正前の地方税法 附則第二十五条の規定の適用を受ける平成二十九年類似特定用途宅地等 当該平成二十九年類似特定用途宅地等に係る同条に

規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成二十九年類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土

地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額

二 令和三年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和三年度類似特定用途宅地等 以外の令和三年度類似特定用途宅地等 当該令和三年度類似特定用途宅地等 に係る令和三年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（当該令和三年度類似特定用途宅地等 が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和三年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける令和三年度類似特定用途宅地等 当該令和三年度類似特定用途宅地等 に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該令和三年度類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 令和四年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和四年度類似特定用途宅地等 以外の令和四年度類似特定用途宅地等 当該令和四年度類似特定用途宅地等 に係る令和四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（当該令和四

地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額

二 平成三十年代類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる平成三十年代類似特定用途宅地等 以外の平成三十年代類似特定用途宅地等 当該平成三十年代類似特定用途宅地等 に係る平成三十年代分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（当該平成三十年代類似特定用途宅地等 が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 平成三十年代分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける平成三十年代類似特定用途宅地等 当該平成三十年代類似特定用途宅地等 に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該平成三十年代類似特定用途宅地等 が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 令和元年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和元年度類似特定用途宅地等 以外の令和元年度類似特定用途宅地等 当該令和元年度類似特定用途宅地等 に係る令和元年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格（当該令和元年

度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 令和四年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける令和四年度類似特定用途宅地等 当該令和四年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該令和四年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

5 令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

(農地に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第二十六条 農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標

度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 令和元年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける令和元年度類似特定用途宅地等 当該令和元年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該令和元年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十九項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

5 平成三十年度から令和二年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

(農地に対して課する平成三十年度から令和二年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第二十六条 農地に係る平成三十年度から令和二年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標

準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

2 略

第二十七条の二 市街化区域農地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第十九条の三の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額（令和三年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地で

準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

2 略

第二十七条の二 市街化区域農地に係る平成三十三年度から令和二年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第十九条の三の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地で

あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条及び附則第二十七条の四の二第一項において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和四年度分及び令和五年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に十分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 略
- 4 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる市街化区域農地で令和三年度から令和五年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の都市計画税については、当該市街化区域農

あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条及び附則第二十七条の四の二第一項において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成三十四年度から令和二年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に十分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 略
- 4 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる市街化区域農地で平成三十年度から令和二年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の都市計画税については、当該市街化区域農

地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び前三項の規定を適用する。

5 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる市街化区域農地で令和三年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和三年度特定市街化区域農地」という。）、「同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で令和四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和四年度特定市街化区域農地」という。）又は同条第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和五年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和五年度特定市街化区域農地」という。）のうち、当該市街化区域農地の類似土地が令和三年度特定市街化区域農地にあつては令和二年度、令和四年度特定市街化区域農地にあつては令和三年度、令和五年度特定市街化区域農地にあつては令和四年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る令和三年度特定市街化区域農地にあつては令和三年度分、令和四年度特定市街化区域農地にあつては令和四年度分、令和五年度特定市街化区域農地にあつては令和五年度分の都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

6 令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画

地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び前三項の規定を適用する。

5 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる市街化区域農地で平成三十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「平成三十年度特定市街化区域農地」という。）、「同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で令和元年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和元年度特定市街化区域農地」という。）又は同条第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和二年度特定市街化区域農地」という。）のうち、当該市街化区域農地の類似土地が平成三十年度特定市街化区域農地にあつては平成二十九年、令和元年度特定市街化区域農地にあつては平成三十年、令和二年度特定市街化区域農地にあつては令和元年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る平成三十年度特定市街化区域農地にあつては平成三十年分、令和元年度特定市街化区域農地にあつては令和元年度分、令和二年度特定市街化区域農地にあつては令和二年度分の都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

6 平成三十年度から令和二年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画

税について第一項及び第二項の規定（当該年度が令和三年度である場合には、令和三年改正前の地方税法 附則第二十七条の二第一項から第四項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

（商業地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第二十七条の四 市町村は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税に限り、商業地等に係る当該年度分の都市計画税額（当該商業地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額又は商業地等調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、その超えることと

税について第一項及び第二項の規定（当該年度が平成三十年である場合には、平成三十年改正前の地方税法附則第二十七条の二第一項から第四項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

（商業地等に対して課する平成三十年から令和二年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第二十七条の四 市町村は、平成三十年から令和二年度までの各年度分の都市計画税に限り、商業地等に係る当該年度分の都市計画税額（当該商業地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額又は商業地等調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、その超えることと

なる額に相当する額を、当該商業地等に係る都市計画税額から減額することができる。

(住宅用地等に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税の減額)

第二十七条の四の二 市町村は、令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域(当該市町村の条例で定める区域を除く。)において、当該区域に所在する住宅用地等(住宅用地、商業地等及び市街化区域農地(附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。))をいう。以下この項において同じ。)に係る当該年度分の都市計画税額(当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

一 令和三年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、

なる額に相当する額を、当該商業地等に係る都市計画税額から減額することができる。

(住宅用地等に対して課する平成三十年度から令和二年度までの各年度分の都市計画税の減額)

第二十七条の四の二 市町村は、平成三十年度から令和二年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域(当該市町村の条例で定める区域を除く。)において、当該区域に所在する住宅用地等(住宅用地、商業地等及び市街化区域農地(附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。))をいう。以下この項において同じ。)に係る当該年度分の都市計画税額(当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

一 平成三十年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、

百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和三年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 令和二年度分の都市計画税について、令和三年改正前の地方税法 附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和二年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるものを乗じて得た額（当該住宅用地等が令和三年度分の固定資産税について 第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの

百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る平成三十九年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 平成二十九年改正前の都市計画税について、平成三十年改正前の地方税法附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成二十九年改正前の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合

を乗じて得た額（当該住宅用地等が平成三十一年改正前の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの

規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和三年
度分)の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都
市計画税額

二 令和四年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定
める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該
年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、
負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定
資産税について 第三百四十九条の三(第

十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の
適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定
める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和四年度分の都
市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額
ロ 令和三年度分)の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適
用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和三年度分)の都
市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準とな
るべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三(第十八項を除く。)

又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅
用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得
た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和四
年度分の固定資産税について 第三百四十

九条の三(第十八項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三

規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る平成三十
年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都
市計画税額

二 令和元年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定
める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該
年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、
負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定
資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第

十九項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の
適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定
める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和元年度分の都
市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額
ロ 平成三十年代分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適
用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る平成三十年代分の都
市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準とな
るべき額(当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について平成三

十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第十九項を除く。)

又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅
用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得
た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和元
年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十

九条の三(第十九項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三

までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該住宅用地等に係る令和四年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

三 令和五年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和五年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 令和四年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和四年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について

第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は

までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該住宅用地等に係る令和元年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

三 令和二年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和二年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 令和元年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和元年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和二年改

正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和二年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は

附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額（を当該住宅用地等に係る令和五年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額）

2 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第六項第二号イ	同年度の比準課税標準額	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が令和二年度分の都市計画税について令和三年改正前の地方税法 附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について令和三年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則

附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額（を当該住宅用地等に係る令和二年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額）

2 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十八条第六項第二号イ	同年度の比準課税標準額	同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成二十九年度分の都市計画税について平成三十年改正前の地方税法 附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成三十年改正前の地方税法 第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則

	附則第十八条第六項第三号イ	同年度の比準課税標準額	第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の令和三年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額 同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が令和三年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について
--	---------------	-------------	---

	附則第十八条第六項第三号イ	同年度の比準課税標準額	第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の平成三十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額 同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が平成三十一年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について平成三十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の令和元年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数
--	---------------	-------------	---

<p>附則第十八 条第六項第 四号</p>	<p>同年度の比 準課税標準 額</p>	<p>値を乗じて得た額</p>
<p>附則第二十 五条の第三 二項第一号</p>	<p>なるべき額</p>	<p>同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が令和四年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について</p> <p style="text-align: center;">第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の令和五年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額</p>
<p>附則第二十 五条の第三 二項第一号</p>	<p>なるべき額</p>	<p>同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該特定用途宅地等が令和二年度分の都市計画税について令和三年改正前の地方税法 附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三</p>

<p>附則第十八 条第六項第 四号</p>	<p>同年度の比 準課税標準 額</p>	<p>値を乗じて得た額</p>
<p>附則第二十 五条の第三 二項第一号</p>	<p>なるべき額</p>	<p>同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該住宅用地等の類似土地の前年度課税標準額（当該類似土地が令和元年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第二号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該類似土地が同年度分の固定資産税について令和二年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十九項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該類似土地の令和二年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額</p>
<p>附則第二十 五条の第三 二項第一号</p>	<p>なるべき額</p>	<p>同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該特定用途宅地等が平成二十九年分の都市計画税について平成三十年改正前の地方税法附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三</p>

附則第二十 五条の三第 四項第一号 ロ	なるべき額	なるべき額 （当該令和二年度類似特定用 途宅地等が令和二年度分 の都市 計画税について令和三年改正前の地方税 法附則第二十七条の四又は第二十七条	附則第二十 五条の三第 二項第二号 ロ	なるべき額	なるべき額 （当該特定用途宅地等が令和 二年度分の都市計画税について附則第 二七条の四の二第一項第一号イ又はロ の規定の適用を受ける土地である場合に は、同年度分の都市計画税に係るこれら の規定に規定する都市計画税の課税標準 となるべき額）	附則第二十 五条の三第 二項第二号 ロ	なるべき額	なるべき額 （当該特定用途宅地等が令和 三年度分の都市計画税について附則第 二七条の四の二第一項第一号イ又はロ の規定の適用を受ける土地である場合に は、同年度分の都市計画税に係るこれら の規定に規定する都市計画税の課税標準 となるべき額）	号イ若しくはロの規定の適用を受ける土 地である場合には、同年度分の都市計画 税に係るこれらの規定に規定する都市計 画税の課税標準となるべき額）
------------------------------	-------	---	------------------------------	-------	---	------------------------------	-------	---	--

附則第二十 五条の三第 四項第一号 ロ	なるべき額	なるべき額 （当該平成二十九年度類似特 定用途宅地等が平成二十九年度分の都市 計画税について平成三十年改正前の地方 税法附則第二十七条の四又は第二十七条	附則第二十 五条の三第 二項第三号 ロ	なるべき額	なるべき額 （当該特定用途宅地等が令和 元年度分の都市計画税について附則第 二七条の四の二第一項第二号イ又はロの 規定の適用を受ける土地である場合に は、同年度分の都市計画税に係るこれら の規定に規定する都市計画税の課税標準と なるべき額）	附則第二十 五条の三第 二項第二号 ロ	なるべき額	なるべき額 （当該特定用途宅地等が平成 三十年代分の都市計画税について附則第 二七条の四の二第一項第一号イ又はロ の規定の適用を受ける土地である場合に は、同年度分の都市計画税に係るこれら の規定に規定する都市計画税の課税標準 となるべき額）	号イ若しくはロの規定の適用を受ける土 地である場合には、同年度分の都市計画 税に係るこれらの規定に規定する都市計 画税の課税標準となるべき額）
------------------------------	-------	--	------------------------------	-------	---	------------------------------	-------	--	--

略	附則第二十 五条の第三 四項第二号 ロ	なるべき額	の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額
	附則第二十 五条の第三 四項第三号 ロ	なるべき額	なるべき額（当該令和三年度類似特定用途宅地等が令和三年度分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額）

（固定資産税の課税明細書の記載事項の特例）
第二十七条の五 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定

略	附則第二十 五条の第三 四項第二号 ロ	なるべき額	の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額
	附則第二十 五条の第三 四項第三号 ロ	なるべき額	なるべき額（当該平成三十年代類似特定用途宅地等が平成三十年代分の都市計画税について附則第二十七条の四の二第一項第一号イ又はロの規定の適用を受ける土地である場合には、同年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額）

（固定資産税の課税明細書の記載事項の特例）
第二十七条の五 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定

の適用を受ける土地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第四項又は附則第十五条の四の規定にかかわらず、第三百六十四条第三項第一号に定める事項のほか、総務省令で定めるところにより、当該土地の当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準額（附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定により当該土地の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、農地調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額を算定する場合に用いられた前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。）及び次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を課税明細書に記載しなければならない。

一 三 略

2 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）に係る各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第四項又は附則第十五条の四の規定にかかわらず、第三百六十四条第三項第一号に定める事項のほか、当該市街化区域農地に係る附則第十九条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項に規定するその年度分の課税標準となるべき額を課税明細書に記載しなければならない。

3 附則第二十一条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第十五条の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一条の規定により減額する税額を固定資産

の適用を受ける土地に係る平成三十年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第四項又は附則第十五条の四の規定にかかわらず、第三百六十四条第三項第一号に定める事項のほか、総務省令で定めるところにより、当該土地の当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準額（附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定により当該土地の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、農地調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額を算定する場合に用いられた前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。）及び次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を課税明細書に記載しなければならない。

一 三 略

2 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）に係る各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第四項又は附則第十五条の四の規定にかかわらず、第三百六十四条第三項第一号に定める事項のほか、当該市街化区域農地に係る附則第十九条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項に規定するその年度分の課税標準となるべき額を課税明細書に記載しなければならない。

3 附則第二十一条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成三十年度から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第十五条の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一条の規定により減額する税額を固定資産

税の課税明細書に記載しなければならない。

- 4 附則第二十一条の二の規定の適用を受ける住宅用地等（同条に規定する住宅用地等をいう。）に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第十五条の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一条の二の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

（土地課税台帳等の登録事項等の特例）

- 第二十八条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に係る令和三年度から令和五年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条及び附則第十五条の五に定めるもののほか、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を土地課税台帳等に登録するほか、当該土地が当該年度において新たに固定資産税を課されることとなる場合又は当該年度に係る賦課期日において当該土地につき地目の変換等がある場合には、当該年度において、当該土地の比準課税標準額（当該土地に係る比準課税標準額が二以上ある場合には、これらの合算額）を土地課税台帳等に登録しなければならない。

一〜三 略

2 略

- 3 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）に係る各年度分

税の課税明細書に記載しなければならない。

- 4 附則第二十一条の二の規定の適用を受ける住宅用地等（同条に規定する住宅用地等をいう。）に係る平成三十年代から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第十五条の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一条の二の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

（土地課税台帳等の登録事項等の特例）

- 第二十八条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に係る平成三十年代から令和二年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条及び附則第十五条の五に定めるもののほか、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を土地課税台帳等に登録するほか、当該土地が当該年度において新たに固定資産税を課されることとなる場合又は当該年度に係る賦課期日において当該土地につき地目の変換等がある場合には、当該年度において、当該土地の比準課税標準額（当該土地に係る比準課税標準額が二以上ある場合には、これらの合算額）を土地課税台帳等に登録しなければならない。

一〜三 略

2 略

- 3 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）に係る各年度分

の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条及び附則第十五条の五に定めるもののほか、当該市街化区域農地については、附則第十九条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項に規定するその年度分の課税標準となるべき額を土地課税台帳等に登録しなければならぬ。

4 令和四年度分又は令和五年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土地課税台帳等に登録された土地のうち当該年度分の固定資産税について附則第十七条の二第一項の規定の適用を受けるものについては、土地課税台帳等にその旨を明らかにする表示をしなければならない。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の徴収猶予）

第二十九条の四 市町村長は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等（以下この項において「借賃等」という。）を支払うこととなつてゐる農地（政令で定めるものを除く。）である市街化区域農地で附則第十九条の三第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定の適用を受けるものにつき同条又は附則第十九条の四の規定により算定した固定資産税額と附則第二十七条又は第二十七条の二の規定により算定した都市計画税額との合算額が当該市街化区域農地の借賃等の額を超える場合において必要があると認めるときは、当該借賃等の額を超えることとなる金額を限度として、当該固定資産税又は都市計画税の納税者の申請に基づき、総務省令で定める一定の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条及び附則第十五条の五に定めるもののほか、当該市街化区域農地については、附則第十九条の三第一項に規定するその年度分の課税標準となるべき額を土地課税台帳等に登録しなければならぬ。

4 令和元年度分又は令和二年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土地課税台帳等に登録された土地のうち当該年度分の固定資産税について附則第十七条の二第一項の規定の適用を受けるものについては、土地課税台帳等にその旨を明らかにする表示をしなければならない。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の徴収猶予）

第二十九条の四 市町村長は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等（以下この項において「借賃等」という。）を支払うこととなつてゐる農地（政令で定めるものを除く。）である市街化区域農地で附則第十九条の三第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものにつき同条又は附則第十九条の四の規定により算定した固定資産税額と附則第二十七条又は第二十七条の二の規定により算定した都市計画税額との合算額が当該市街化区域農地の借賃等の額を超える場合において必要があると認めるときは、当該借賃等の額を超えることとなる金額を限度として、当該固定資産税又は都市計画税の納税者の申請に基づき、総務省令で定める一定の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

2 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第二十九条の八の二 市町村は、第四百五十一条第一項第一号(同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間(附則第二十九条の十八第三項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第二十九条の九 略

2 略

3 定置場所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所在道府県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車(第四百四十六条第一項(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))又は第四百五十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。))につき第四百四十六条第一項又は第四百五十一条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける三輪以

2 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第二十九条の八の二 市町村は、第四百五十一条第一項第一号(同条第四項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までの間(附則第二十九条の十八第三項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第二十九条の九 略

2 略

3 定置場所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所在道府県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車(第四百四十六条第一項(同条第二項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))又は第四百五十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。))につき第四百四十六条第一項又は第四百五十一条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける三輪以

上の軽自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

4～6 略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第二十九条の十八 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第四百五十一条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第一項（第四項又は第五項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
	第二項（第四項又は第五項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第四百五十一条第二項（同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）及

上の軽自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

4～6 略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第二十九条の十八 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第四百五十一条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略	第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
	第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第四百五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及

び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう。次項第一号において同じ。））、天然ガス軽自動車（同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう。次項第二号において同じ。））、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものと混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二十一条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第八項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受け、た月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げ

び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう。次項第一号において同じ。））、天然ガス軽自動車（同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう。次項第二号において同じ。））、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものと混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車）で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二十一条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車が最初の第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定（次項から第五項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受け、た月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げ

項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

二略

略

4 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一及び二略

略

項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(次号及び次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次号及び次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第三号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(次項第一号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので総務省令で定めるもの

二略

略

4 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和三年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一及び二略

略

6| 第二項に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）

7| 三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第四百四十六条第一項第三号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げ

る同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 | 三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項から第四項まで、第七項及び第八項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第二項から第四項まで _____ に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二

項から第八項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

第三十一条の三 附則第十八条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等（附則第十七条第二号に規定する宅地等というものとし、第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和三年度から令和五年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号及び第六百二十四条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第五百九十六条第二号中「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「課すべき不動産

項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～5 略

第三十一条の三 附則第十八条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等（附則第十七条第二号に規定する宅地等というものとし、第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成三十九年度から令和二年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号及び第六百二十四条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から令和三年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第五百九十六条第二号中「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「課すべき不動産

取得税の課税標準となるべき価格（附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。以下この号において同じ。）に二分の一を乗じて得た額」とし、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」とあるのは「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に二分の一を乗じて得た額」とする。

3及び4 略

（事業所税の課税標準の特例）

第三十三条 沖繩振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域において設置される同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）のうち令和四年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間観光関連施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特

取得税の課税標準となるべき価格（附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。以下この号において同じ。）に二分の一を乗じて得た額」とし、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」とあるのは「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に二分の一を乗じて得た額」とする。

3及び4 略

（事業所税の課税標準の特例）

第三十三条 沖繩振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域において設置される同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）のうち平成三十三年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間観光関連施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特

定民間観光関連施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

- 2 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち令和四年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。
- 3 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事

定民間観光関連施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

- 2 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち平成三十三年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。
- 3 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事

業所等のうち令和四年三月三十一日 までに新設されたものにおいて
行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事
業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当
該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初
に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該
施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分
までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条
の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。
）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除す
るものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定
を準用する。

4 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産
業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する
国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第三条第十一号に規
定する国際物流拠点産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。
）に係る事業所等のうち令和四年三月三十一日 までに新設されたも
のにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準と
なるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である
場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日
以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場
合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の
属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（
第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項にお

業所等のうち平成三十三年三月三十一日までに新設されたものにおいて
行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事
業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当
該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初
に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該
施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分
までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条
の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。
）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除す
るものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定
を準用する。

4 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産
業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する
国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第三条第十一号に規
定する国際物流拠点産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。
）に係る事業所等のうち平成三十三年三月三十一日までに新設されたも
のにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準と
なるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である
場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日
以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場
合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の
属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（
第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項にお

いて同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

5 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従って実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には令和五年三月三十一日 までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には令和四年分 までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日 までの期間(以下この項において「補助開始対象期間」という。)に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち当該政府の補助に係るもの(以下この項において「特定事業所内保育施設」という。)に係る事

いて同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

5 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従って実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成三十三年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成三十二年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間(以下この項において「補助開始対象期間」という。)に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち当該政府の補助に係るもの(以下この項において「特定事業所内保育施設」という。)に係る事

業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなつた日の属する年前の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ四分の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7
略

（特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十五条の二三 道府県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）

又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定

業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなつた日の属する年前の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ四分の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7
略

（特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十五条の二三 道府県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）

又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定

する公社債（第五項において「公社債」という。）としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等 又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第四項まで、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五条の二の六第一項から第十項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

254 略

5 市町村民税の所得割の納税義務者について、その有する特定管理株式等 又は特定口座内公社債が株式又は公社債としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等 又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第八項まで、前条第五項から第八項まで及び附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

658 略

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

する公社債（第五項において「公社債」という。）としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第四項まで、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五条の二の六第一項から第十項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

254 略

5 市町村民税の所得割の納税義務者について、その有する特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債が株式又は公社債としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第八項まで、前条第五項から第八項まで及び附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

658 略

（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例）

第四十一条 略

2 略

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号、第三号の二及び第七号、第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号及び第二十六号並びに第七項並びに附則第十五条第十八項の規定を適用する。

4 5 9 略

(東日本大震災に係る法人の道府県民税及び市町村民税の特例)

第四十八条 第五十三条第十二項(第三号を除く。)及び第十三項から第十七項まで並びに第三百二十一条の八第十二項(第三号を除く。)及び第十三項から第十七項までの規定は、所得税法等の一部を改正する法律

(令和三年法律第 号)第十三条の規定による改正前の震災特例法

第十五条及び第二十三条の規定により法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項中「同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一项に規定する中間期間を含む。」又は「とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 号)第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「旧震災特例法

第四十一条 略

2 略

3 整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて整備法第六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号、第三号の二及び第七号、第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号及び第二十六号並びに第七項並びに附則第十五条第二十一項の規定を適用する。

4 5 9 略

(東日本大震災に係る法人の道府県民税及び市町村民税の特例)

第四十八条 第五十三条第十二項(第三号を除く。)及び第十三項から第十七項まで並びに第三百二十一条の八第十二項(第三号を除く。)及び第十三項から第十七項までの規定は、震災特例法

第十五条及び第二十三条の規定により法人税の還付を受けた法人について準用する。この場合において、第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項中「同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一项に規定する中間期間を含む。」又は「とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)

「と、」第十五条第一項に規定する中間期間を含む。」又は「と、」
「同法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三項に規定する中間期間を含む。」において損金の額が益金の額を超えることとなった」とあるのは「旧震災特例法第十五条第一項

に規定する中間期間を含む。」において旧震災特例法第十五条第一項

に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十条又は第四百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、第五十三条第十二項第一号及び第三百二十一条の八第十二項第一号中「法人税法第八十条」とあるのは「旧震災特例法第十五条」

と、第五十三条第十二項第二号及び第三百二十一条の八第十二項第二号中「法人税法第四百四十四条の十三」とあるのは「旧震災特例法第十五条」

と、「同法第四百一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人税法第四百一条第一号イ」と、第五十三条第十三項及び第三百二十一条の八第十三項中「法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三項」とあるのは「旧震災特例法第十五条第一項

と、「損金の額が益金の額を超えることとなった」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十条又は第四百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、「(同法)」とあるのは「(法人税法)」と、第五十三条第十三項第二号及び第三百二十一条の八第十三項第二号中「」のうち、法

第十五条第一項に規定する中間期間を含む。」又は「と、」

「同法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三項に規定する中間期間を含む。」において損金の額が益金の額を超えることとなった」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する中間期間を含む。」において東日本

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十条又は第四百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、第五十三条第十二項第一号及び第三百二十一条の八第十二項第一号中「法人税法第八十条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に

関する法律第十五条」と、第五十三条第十二項第二号及び第三百二十一条の八第十二項第二号中「法人税法第四百四十四条の十三」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条」と、「同法第四百一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額」とあるのは「法人税額」と、「同号イ」とあるのは「法人

税法第四百一条第一号イ」と、第五十三条第十三項及び第三百二十一条の八第十三項中「法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項」と、「損金の額が益金の額を超えることとなった」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十条又は第四百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、「(同法)」とあるのは「(法人税法)」と、第五十三条第十三項第二号及び第三百二十一条の八第十三項第二号中「」のうち、法

第十三項第二号及び第三百二十一条の八第十三項第二号中「」のうち、法

人税法第四百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により還付を受けたものは」とあるのは「は」と、「みなし、同法第四百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度等開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「みなす」と、第五十三条第十五項及び第三百二十一条の八第十五項中「同法第八十一条の三十一第五項」とあるのは「旧震災特例法第二十三条第一項

」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「旧震災特例法第二十三条第一項

に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と、「同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる」とあるのは「同条の規定により還付を受ける金額のうち各連結法人に帰せられる」と、第五十三条第十六項及び第三百二十一条の八第十六項中「法人税法第八十一条の三十一第五項」とあるのは「旧震災特例法第二十三条第一項」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と読み替えるものとする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税

人税法第四百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により還付を受けたものは」とあるのは「は」と、「みなし、同法第四百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度等の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」とあるのは「みなす」と、第五十三条第十五項及び第三百二十一条の八第十五項中「同法第八十一条の三十一第五項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十三条第一項」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と読み替えるものとする。

」と、「損金の額が益金の額を超えることとなつた」とあるのは「同条第一項に規定する繰戻対象震災損失金額が生じた」と読み替えるものとする。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税

の課税標準の特例)

第五十一条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに
行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに
行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつて

の課税標準の特例)

第五十一条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに
行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに
行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつて

は、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4
5
7 略

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域における換地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第五十一条の二 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により換地計画（当該換地計画に係る地域の全部又は一部が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条による改正前の地方税法附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る。）において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合に

は、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令で定める者が、当該被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4
5
7 略

（東日本大震災に係る津波により被害を受けた区域における換地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第五十一条の二 土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により換地計画（当該換地計画に係る地域の全部又は一部が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）第一条による改正前の地方税法附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る。）において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合に

おける当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

（東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第五十六条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用するできないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる

おける当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

（東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第五十六条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用するできないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成二十三年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第五十六条第一項」とあるのは、「附則第五十六条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用

区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成二十三年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第五十六条第一項」とあるのは、「附則第五十六条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用

土地」という。)に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者(当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。))で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。

は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合(当該被災共用土地が第一項(前項において準用する場合を含む。))の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの(平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。)に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者(当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたも

土地」という。)に対して課する平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者(当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。))で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。

は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合(当該被災共用土地が第一項(前項において準用する場合を含む。))の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合)により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの(平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。)に対して課する平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者(当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたも

のがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 略

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成二十三年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のう

のがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 略

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成二十三年一月二日以後に使用し、又は収益することができることとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税について同条第六項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のう

ち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第五十六条第一項」とあるのは「附則第五十六条第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六条第六項」とあるのは「附則第五十六条第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定

ち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第五十六条第一項」とあるのは「附則第五十六条第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六条第六項」とあるのは「附則第五十六条第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定

する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたと

する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたと

きは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10 被災住宅用地の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行った場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第十項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

きは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和三年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10 被災住宅用地の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から令和三年三月三十一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行った場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第十項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

11 市町村は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成二十三年三月十一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当

11 市町村は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から令和三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成二十三年三月十一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当

該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

12 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条（第二十三項を除く。）から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

12 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条（第二十六項を除く。）から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

13及び14 略

15 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条（第二十三項を除く。）から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

16及び17 略

13及び14 略

15 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条（第二十六項を除く。）から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

16及び17 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第六十一条 略

2| 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定を受けた場合における附則第五条の四の二第一項及び第三項並びに第四十五条第三項の規定の適用については、附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第四十五条第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

3| 略

4| 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定を受けた場合における附則第五条の四の二第五項及び第七項並びに第四十五条第六項の規定の適用については、附則第五条の四の二第五項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第七項並びに附則第四十五条第六項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第六十三条 租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又

は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この条及び次条において「中小事業者等」という。）（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第六十一条 略

2| 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第六十三条 租税特別措置法第十条第七項第六号に規定する中小事業者又

は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者（以下この条及び次条において「中小事業者等」という。）（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条

第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。次項において同じ。）が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋（その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する家屋で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）に限る。次条において同じ。）及び償却資産（以下この条において「特例対象資産」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、令和三年年度の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 及び二 略

2 5 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例）

第六十四条 中小事業者等が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで

下この条において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）をした同法第二十四条第十四項に規定する先端設備等（以下この条において「

第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。次項において同じ。）が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋（その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する家屋で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）に限る。次条において同じ。）及び償却資産（以下この条において「特例対象資産」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、令和三年年度の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 及び二 略

2 5 略

（新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例）

第六十四条 中小事業者等が地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以

下この条において「適用期間」という。）内に生産性向上特別措置法第四十一条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）をした同法第三十六条第一項に規定する先端設備等（以下この条において「

先端設備等」という。)に該当する事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。))を除外し、並びに構築物(以下この条において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。))に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例)

第六十四条の二 前二条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の四
中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条
から第十五条の三まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

(固定資産課税台帳の登録事項の特例)

先端設備等」という。)に該当する事業の用に供する家屋及び構築物(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。))に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

第六十四条の三 附則第六十三条又は第六十四条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付)

第六十五条 国は、固定資産税及び都市計画税の収入が附則第六十三条及び第六十四条並びに地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号)附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることと

された同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条の規定による課税標準の特例(以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という。)により減少することに伴う道府県及び市町村(第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。附則第七十条第二項を除き、以下同じ。)の減収を補填するため、令和三年度から令和八年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(以下「特別交付金」という。)を交付する。

2 特別交付金の種類は、固定資産税減収補填特別交付金(固定資産税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度から令和八年度までの各年度において交付する交付金をいう。第四項及び次条において同じ。)及び都市計画税減収補填特別交付金(都市計画税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。)とする。

(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付)

第六十五条 国は、固定資産税及び都市計画税の収入が前二条の規定による

課税標準の特例(以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という。)により減少することに伴う道府県及び市町村(第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。附則第七十条第二項を除き、以下同じ。)の減収を補填するため、令和三年度から令和六年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(以下「特別交付金」という。)を交付する。

2 特別交付金の種類は、固定資産税減収補填特別交付金(固定資産税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度から令和六年度までの各年度において交付する交付金をいう。第四項及び次条において同じ。)及び都市計画税減収補填特別交付金(都市計画税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度において交付する交付金をいう。以下同じ。)とする。

3 令和三年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき特別交付金の総額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額及び附則第六十七条第一項に規定する都市計画税減収補填特別交付金総額の合算額とし、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額とする。

4 令和三年度から令和八年度までの各年度分として各道府県又は各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額並びに附則第六十七条第二項及び第三項の規定により交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額とし、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。

(固定資産税減収補填特別交付金の額)

第六十六条 令和三年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の総額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（第四項において「固定資産税減収補填特別交付金総額」という。）とする。

2 令和三年度から令和八年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県における当該

3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき特別交付金の総額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額及び附則第六十七条第一項に規定する都市計画税減収補填特別交付金総額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額とする。

4 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県又は各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額並びに附則第六十七条第二項及び第三項の規定により交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額とし、令和四年度から令和六年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。

(固定資産税減収補填特別交付金の額)

第六十六条 令和三年度から令和六年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の総額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（第四項において「固定資産税減収補填特別交付金総額」という。）とする。

2 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県における当該

年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 令和三年度から令和八年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

4 略

(特別交付金の算定の時期等)

第六十八条 総務大臣は、附則第六十五条第四項の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金の額を、令和三年度から令和八年度までの各年度の三月中に決定し、これを当該道府県又は当該市町村に通知しなければならない。

(特別交付金の交付時期)

第六十九条 特別交付金は、令和三年度から令和八年度までの各年度の三月に交付する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計における特別交付金に係る繰入れ等)

第七十二条 略

2 特別会計に関する法律第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は令和三年度から令和八年度

年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 令和三年度から令和六年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

4 略

(特別交付金の算定の時期等)

第六十八条 総務大臣は、附則第六十五条第四項の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金の額を、令和三年度から令和六年度までの各年度の三月中に決定し、これを当該道府県又は当該市町村に通知しなければならない。

(特別交付金の交付時期)

第六十九条 特別交付金は、令和三年度から令和六年度までの各年度の三月に交付する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計における特別交付金に係る繰入れ等)

第七十二条 略

2 特別会計に関する法律第二十三条及び附則第十一条の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は令和三年度から令和六年度

までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、特別交付金は当該各年度における同会計の歳出とする。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下この項において「地方税法等改正法」という

。附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）附則第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該道府県の普通税」と

、「当該市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の普通税」と、「当該指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該指定市の普通税」とする。

までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、特別交付金は当該各年度における同会計の歳出とする。

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条

の規定の適用がないものとした場合における当該道府県の普通税」と、「地方税法第七十一条の四十七」とあるのは「同法第七十一条の四十七」と、「当該市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条

の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の普通税」と、「当該指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条」の規定の適用がないものとした場合における当該指定市の普通税」とする。

(地方公共団体における年度間の財源の調整の特例)

第七十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第四条の三第一項の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、固定資産税減収補填特別交付金」とする。

(特別区財政調整交付金の特例)

第七十五条 地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同項中「係る額」とあるのは、「に係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

(地方公共団体における年度間の財源の調整の特例)

第七十四条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第四条の三第一項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、固定資産税減収補填特別交付金」とする。

(特別区財政調整交付金の特例)

第七十五条 地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同項中「係る額」とあるのは、「に係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>（個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第四十五条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（事業税の納税義務者等） 第七十二条の二 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対</p>	<p>（個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第四十五条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>2～5 略</p> <p>（事業税の納税義務者等） 第七十二条の二 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対</p>

し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

一及び二 略

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）、同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（

以下この節において「特定卸供給事業」という。） 次に掲げる法人

の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ 略

2 5 11 略

（法人の事業税の標準税率等）

第七十二条の二十四の七 略

2 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一の標準税率により定めた率を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

一及び二 略

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）

次に掲げる法人

の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ及びロ 略

2 5 11 略

（法人の事業税の標準税率等）

第七十二条の二十四の七 略

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等 を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一の標準税率により定めた率を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一及び二 略
4～9 略

(道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定)

第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、保険業若しくは貿易保険業を行う法人、通算法人(通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。第二号において同じ。)、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを更正するものとする。

一 略

二 小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人のうち、通算法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等、発電事業等若しくは特定卸供給事業とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人収入金額又は収入割額

一及び二 略
4～9 略

(道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定)

第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、保険業若しくは貿易保険業を行う法人、通算法人(通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。第二号において同じ。)、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを更正するものとする。

一 略

二 小売電気事業等又は発電事業等 を行う法人のうち、通算法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等若しくは発電事業等 とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人収入金額又は収入割額

2
3
4
略

(分割法人の申告納付等)

第七十二条の四十八 略

2 略

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

一 略

二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ 略

ロ 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業（第九項第一号及び第二号において「一般送配電事業」という。）
同条第一項第十号に規定する送電事業（第九項第一号及び第二号において「送電事業」という。）
（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）
同条第一項第十一号の二に規定する配電事業

（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）及び同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)及び(2) 略

ハ 発電事業等及び特定卸供給事業

次に掲げる場合の区分に応じ、

2
3
4
略

(分割法人の申告納付等)

第七十二条の四十八 略

2 略

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

一 略

二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ 略

ロ 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業（第九項第一号及び第二号において「一般送配電事業」という。）
同条第一項第十号に規定する送電事業（第九項第一号及び第二号において「送電事業」という。）
（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）

（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）及び同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)及び(2) 略

ハ 発電事業等

次に掲げる場合の区分に応じ、

それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)及び(2) 略

三〇五 略

4〇8 略

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

一 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ロに定める分割基準

二 発電事業（電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。）と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ハに定める分割基準

三 略

10〇12 略

(個人の均等割の税率の軽減)

第三百十一条 市町村は、市町村民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割の額を、当該市町村の条例で定めるところにより、軽減することができる。

それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1)及び(2) 略

三〇五 略

4〇8 略

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

一 一般送配電事業又は送電事業 送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ロに定める分割基準

二 発電事業（電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。）と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ハに定める分割基準

三 略

10〇12 略

(個人の均等割の税率の軽減)

第三百十一条 市町村は、市町村民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、その者に対して課する均等割の額を、当該市町村の条例で定めるところにより、軽減することができる。

一 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族（年齢十六歳未満の者及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。）

二 略

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 十の二 略

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。以下この款

において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

イ及びロ 略

2 12 略

一 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族

二 略

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 十の二 略

十一 控除対象扶養親族（扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。以下この款及び第三百十七条の三の三

第一項において同じ。）を有する所得割の納税義務者 各控除対象扶養親族につき三十三万円（その者が特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。第八項及び第三十四条の六において同じ。）である場合には四十五万円、その者が老人扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。第四項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には三十八万円）

イ及びロ 略

2 12 略

(個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第三百七条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(年齢十六歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 三 略

2 5 略

(給与支払報告書等の提出義務)

第三百七条の六 略

2 8 略

9 第五項(第一号に係る部分に限る。)又は第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定により行われた記載事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第三百二十一

(個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第三百七条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 三 略

2 5 略

(給与支払報告書等の提出義務)

第三百七条の六 略

2 8 略

9 第五項(第一号に係る部分に限る。)又は第六項(第一号に係る部分に限る。)の規定により行われた記載事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第三百二十一

条の四第十一項及び第三百二十一条の八第六十三項において同じ。)に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならぬ。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この条から第三百二十一条の七までにおいて「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨(第七項から第十一項までにおいて「通知事項」という。)を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならぬ。

条の四第九項 及び第三百二十一条の八第六十三項において同じ。)に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)

第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者(他の市町村内において給与の支払をする者を含む。)のうち所得税法第八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならぬ。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額(同条第四項に規定する場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)を合算した額(以下この条から第三百二十一条の七までにおいて「給与所得に係る特別徴収税額」という。)を特別徴収の方法によつて徴収する旨(第七項から第九項までにおいて「通知事項」という。)を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならぬ。

2
6
略

7 市町村長は、第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者（第三百七十七条の六第一項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により提供した者又は同条第一項の規定による給与支払報告書の提出を第七百四十七条の二第一項の規定により行つた者に限る。以下この項から第九項まで及び第十一項において「特定特別徴収義務者」という。）が、第一項後段（前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした場合には、第一項後段

の規定による当該特定特別徴収義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に提供しなければならない。

8 市町村長は、特定特別徴収義務者（第一項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当

2
6
略

7 市町村長は、第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者の同意がある

場合には、第一項後段（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による当該特別徴収義務者に対する通知に代えて、通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

該納税義務者に提供しなければならない。

9| 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、総務省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

10| 第七項又は第八項の規定により行われた通知事項の提供については、第一項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第一項及び第三百二十一条の六第一項の規定を適用する。

11| 第七項の規定により行われた通知事項の提供及び第八項の規定により行われた通知事項の送信は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、第七項又は第八項に規定する市町村長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項がこれらの規定に規定する特定特別徴収義務者に到達した時に当該特定特別徴収義務者に到達したものとみなす。

（給与所得に係る特別徴収税額の変更）

第三百二十一条の六 市町村長は、第三百二十一条の四第一項から第三項まで（同条第六項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。）の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

8| 前項

の規定により行われた通知事項の提供については、第一項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第一項及び第三百二十一条の六第一項の規定を適用する。

9| 第七項の規定により行われた通知事項の提供

は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、同項に規定する市町村長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が同項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

（給与所得に係る特別徴収税額の変更）

第三百二十一条の六 市町村長は、第三百二十一条の四第一項から第三項まで（同条第六項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。）の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税者に通知しなければならない。

2 前項の場合には、第三百二十一条の四第七項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同条第十項中「次条第一項及び第三百二十一条の六第一項」とあるのは、「第三百二十一条の六第三項」と読み替えるものとする。

3 略

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 略

2 略

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一 十五 略

十六 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業、

同項第十四号に規定する発電事業又は同項第十五号の三に規定する特定供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十七 二十九 略

4 7 略

(用語の意義)

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

2 前項の場合においては、第三百二十一条の四第七項から第九項までの規定を準用する。この場合において、同条第八項中「次条第一項及び第三百二十一条の六第一項」とあるのは、「第三百二十一条の六第三項」と読み替えるものとする。

3 略

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 略

2 略

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一 十五 略

十六 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業又は

同項第十四号に規定する発電事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十七 二十九 略

4 7 略

(用語の意義)

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 機構処理税務事務 機構が処理する次に掲げる事務をいう。

イ 略

ロ 次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務

- (1) 第五十三条第六十三項及び第六十六項、第七十二条の三十二第二項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第九項、第三百二十一条の四第七項、第八項及び第十一項、第三百二十一条の七の十一並びに第三百二十一条の八第六十項及び第六十三項の規定

(2) (4) 略

三 略

附則

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等）

第三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、次条第二

項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第四条の四から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで、附則第四十五条並びに附則第六十一条において「前年」という。）の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び第三十四条第一項第十一号に規定する控除対象扶

二 機構処理税務事務 機構が処理する次に掲げる事務をいう。

イ 略

ロ 次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務

- (1) 第五十三条第六十三項及び第六十六項、第七十二条の三十二第二項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第九項、第三百二十一条の四第七項及び第九項、第三百二十一条の七の十一並びに第三百二十一条の八第六十項及び第六十三項の規定

(2) (4) 略

三 略

附則

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等）

第三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、次条第二

項から第十一項まで、附則第四条の二第二項から第十一項まで、附則第四条の四から第三十五条の三の二まで、附則第三十五条の三の三第一項及び第六項、附則第三十五条の四から第四十四条まで、附則第四十五条並びに附則第六十一条において「前年」という。）の所得について第三十二条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。)の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割(第五十条の二の規定により課する所得割を除く。)を課することができない。

2及び3 略

4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢十六歳未満の者及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。)の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課することができない。

5及び6 略

(事業税の課税標準の特例)

第九条 略

2及び20 略

21 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者(以下こ

の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の所得割(第五十条の二の規定により課する所得割を除く。)を課することができない。

2及び3 略

4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

の数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)以下である者に対しては、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課することができない。

5及び6 略

(事業税の課税標準の特例)

第九条 略

2及び20 略

21 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、

の項において「一般送配電事業者」という。）が原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

22 特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて

原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合

における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がこの設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がこの事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

の間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

（新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例）

第六十四条 中小事業者等が令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この条において「認定先端設備等導入計画」という。）に従って取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）をした同法第二条第十四項に規定する先端設備等（以下この

(固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例)

第六十四条 前条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の四
中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条
から第十五条の三まで又は第六十三条」とする。

(固定資産課税台帳の登録事項の特例)

条において「先端設備等」という。）に該当する事業の用に供する家屋
、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（家屋と一体とな
つて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の
資産とみなされたものを除く。）を除く。）並びに構築物（以下の条
において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が認定先端設備等
導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取
引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により特
例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得を
した先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引に
より引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）で政令で
定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又
は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより
、当該特例対象資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた
年度から三年度分の固定資産税に限り、当該特例対象資産に係る固定資
産税の課税標準となるべき価格に零以上二分の一以下の範囲内において
市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

(固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例)

第六十四条の二 前二条の規定の適用がある場合には、附則第十五条の四
中「附則第十五条から第十五条の三まで」とあるのは、「附則第十五条
から第十五条の三まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

(固定資産課税台帳の登録事項の特例)

第六十四条の二 附則第六十三条

の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は第六十三条」とする。

(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付)

第六十五条 国は、固定資産税及び都市計画税の収入が附則第六十三条

並びに地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号。以下この項において「地方税法等改正法」という。) 附則第

十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条の規定による課税標準の特例(以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という。)により減少することに伴う道府県及び市町村(第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。附則第七十条第二項を除き、以下同じ。)の減収を補填するため、令和三年度から令和八年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(以下「特別交付金」という。)を交付する。

2/4 略

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第六十四条の三 附則第六十三条又は第六十四条の規定の適用がある場合

には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで、第六十三条又は第六十四条」とする。

(新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付)

第六十五条 国は、固定資産税及び都市計画税の収入が附則第六十三条及

び第六十四条並びに地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第号。以下この項において「地方税法等改正法」という。) 附則第

十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条

の規定による課税標準の特例(以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という。)により減少することに伴う道府県及び市町村(第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。附則第七十条第二項を除き、以下同じ。)の減収を補填するため、令和三年度から令和八年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(以下「特別交付金」という。)を交付する。

2/4 略

(基準財政収入額の算定方法の特例)

第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の

算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項 並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和

三年法律第 号。以下この項において「地方税法等改正法」という

。附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）附則第六十四条及び地方税法等改正法

附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「五年旧地方税法」という。）附則第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該道府県の普通税」と、「当該市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項 並びに地

方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条及び地方税法等改正法附則第十三

条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた五年旧地方税法附則第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の普通税」と、「当該指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六

十三条第一項 並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた五年旧地方税法附則第六十四条の規定の適用がな

第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の

算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和

三年法律第 号。以下この項において「地方税法等改正法」という

。附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）附則第六十四条

の規定の適用がないものとした場合における当該道府県の普通税」と、「当該市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項及び第六十四条並びに地

方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条

の規定の適用がないものとした場合における当該市町村の普通税」と、「当該指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六

十三条第一項及び第六十四条並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条

の規定の適用がな

いものとした場合における当該指定市の普通税」とする。

いものとした場合における当該指定市の普通税」とする。

第三条による改正（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号））

改 正 後	改 正 前
<p>（道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定）</p> <p>第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、保険業若しくは貿易保険業を行う法人、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを更正するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人のうち、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等、発電事業等若しくは特定卸供給事業とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人 収入金額又は収入割額</p>	<p>（道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定）</p> <p>第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、保険業若しくは貿易保険業を行う法人、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところと異なるときは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを更正するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 小売電気事業等又は発電事業等 を行う法人のうち、連結申告法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等若しくは発電事業等 とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人 収入金額又は収入割額</p>

2
4
略

附 則

(事業税の課税標準の特例)

第九条 略

2
21
略

22 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合には、第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

2
4
略

附 則

(事業税の課税標準の特例)

第九条 略

2
21
略

22 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合
 における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（事業税に関する経過措置）</p> <p>第六条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 法人の施行日前に終了した事業年度に係る旧法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）及び法人の施行日前に旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。</p> <p>12 略</p> <p>（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十八条 法人の施行日前に終了した事業年度に係る第十条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下この条において「旧暫定措置法」という。）第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（事業税に関する経過措置）</p> <p>第六条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 法人の施行日前に終了した事業年度に係る旧法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書 及び法人の施行日前に旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。</p> <p>12 略</p> <p>（地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十八条 法人の施行日前に終了した事業年度に係る第十条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下この条において「旧暫定措置法」という。）第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の</p>

二十九の規定による申告書（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）及び法人の施行日前に旧暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧暫定措置法第二十一条において準用する旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

二十九の規定による申告書
及び法人の施行日前に旧暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧暫定措置法第十一条の規定によりその例によることとされる旧法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧暫定措置法第二十一条において準用する旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

第五条による改正（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号））

改正後	改正前
<p>第二条 地方税法の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第二十条の五の二第二項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第六十三項」に、「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第六十項」に、「第五十三条第六十項」を「第五十三条第七十七項」に、「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第七十四項」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第二十四条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第六項中「第五十三条第四十六項から第四十九項まで」を「第五十三条第六十三項から第七十九項まで」に改める。</p> <p>第二十四条の二第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二十三条第一項第四号の五イの項中「第二十三条第一項第四号の五イ」を「第二十三条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二十三条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二十三条第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二十三条第一項第四号の</p>	<p>第二条 地方税法の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第二十条の五の二第二項中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第五十五項」に、「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に、「第五十三条第六十項」を「第五十三条第六十九項」に、「第三百二十一条の八第五十六項」を「第三百二十一条の八第六十六項」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>第二十四条第五項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第六項中「第五十三条第四十六項から第四十九項まで」を「第五十三条第五十五項から第七十一項まで」に改める。</p> <p>第二十四条の二第一項中「第五十三条第十九項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二十三条第一項第四号の五イの項中「第二十三条第一項第四号の五イ」を「第二十三条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二十三条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二十三条第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二十三条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二十三条第一項第四号の</p>

五ホの項中「第二十三条第一項第四号の五ホ」を「第二十三条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第五十二条第二項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第五十二条第二項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第五十二条第四項から第六項までの項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改め、同表第五十三条第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第五十三条第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第五十三条第三十九項の項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第五十八項」に改める。

(中略)

第五十二条第二項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「次条第十九項及び第四十七項第一号」を「次条第三十一項及び第六十四項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第五十三条第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」及び「(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)」の

五ホの項中「第二十三条第一項第四号の五ホ」を「第二十三条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第五十二条第二項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第五十二条第二項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第五十二条第四項から第六項までの項中「から第六項まで」を「及び第五項」に改め、同表第五十三条第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第五十三条第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第五十三条第三十九項の項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第五十項」に改める。

(中略)

第五十二条第二項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「次条第十九項及び第四十七項第一号」を「次条第三十一項及び第五十六項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第五十三条第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」及び「(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)」の

を削り、「六月」を「六月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第十二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項及び第三十九項において同じ。）の事業年度）開始の日以後六月を経過した日をいう。）の前日まで」に、「第三十九項」を「第五十八項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第五十八項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある場合に

を削り、「六月」を「六月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第十二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。）の事業年度）開始の日以後六月を経過した日をいう。）の前日まで」に、「第三十九項」を「第五十項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第五十項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある場合に

は、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中に於て有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならぬ。この場合において、当該法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十八項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならない。

3 略

第五十三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の）」を「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六

は、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中に於て有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならぬ。この場合において、当該法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならない。

3 略

第五十三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の）」を「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六

項までにおいて同じ。) 終了の日(二以上の最初通算事業年度」に、「最初の最初連結事業年度の」を「最初の最初通算事業年度」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一 普通法人(法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第五十三項第四号において同じ。) 同法第六十六條第一項に規定する税率に相当する率

二 協同組合等(法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第五十三項第四号において同じ。) 同法第六十六條第三項に規定する税率に相当する率

第五十三條第六項を同條第四項とし、同條第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「(以下この条において「完全支配関係」という。)」を、「の関係」の下に「(以下この条において「相互の関係」という。)」を加え、「以下この条において同じ。)」が「を」が「に」、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一條の九第二項」を「第五十七條第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「(第一項の規定によつて)」を「(第一項の規定により)」に、「第七十四條第一項の規定によつて」を「第七十四條第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内

項までにおいて同じ。) 終了の日(二以上の最初通算事業年度」に、「最初の最初連結事業年度の」を「最初の最初通算事業年度」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一 普通法人(法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第四十五項第四号において同じ。) 同法第六十六條第一項に規定する税率に相当する率

二 協同組合等(法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第四十五項第四号において同じ。) 同法第六十六條第三項に規定する税率に相当する率

第五十三條第六項を同條第四項とし、同條第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「(以下この条において「完全支配関係」という。)」を、「の関係」の下に「(以下この条において「相互の関係」という。)」を加え、「以下この条において同じ。)」が「を」が「に」、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一條の九第二項」を「第五十七條第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「(第一項の規定によつて)」を「(第一項の規定により)」に、「第七十四條第一項の規定によつて」を「第七十四條第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内

事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六十三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第八十項とし、同条第六十二項中「第五十項」を「第六十七項」に、「第六十項」を「第七十七項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に、「第四十九項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第六十一項を同条第七十八項とし、同条第六十項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第五十九項中「第五十項後段」を「

事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第六十三項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第七十二項とし、同条第六十二項中「第五十項」を「第五十九項」に、「第六十項」を「第六十九項」に、「第四十六項」を「第五十五項」に、「第四十九項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十一項を同条第七十項とし、同条第六十項中「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十九項中「第五十項後段」を「

第六十七項後段」に、「第五十七項」を「第七十四項」に、「第七十五條の四第三項若しくは第六項（同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五條の五第三項若しくは第六項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第五十八項中「第五十項前段」を「第六十七項前段」に、「第五十五項」を「第七十二項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第五十七項中「第五十項」を「第六十七項」に、「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第五十六項を同条第七十三項とし、同条第五十五項中「第五十項前段」を「第六十七項前段」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第五十四項中「第五十一項」を「第六十八項」に、「第五十項前段」を「第六十七項前段」に、「第五十二項」を「第六十九項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第五十三項中「第五十一項」を「第六十八項」に、「第五十項前段」を「第六十七項前段」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第五十二項を同条第六十九項とし、同条第五十一項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第六十三項」に、「第七十五條の四第二項（同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五條の四第二項」を「第七十五條の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一條の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五條の四第三項（同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五

第五十九項後段」に、「第五十七項」を「第六十六項」に、「第七十五條の四第三項若しくは第六項（同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五條の五第三項若しくは第六項」に、「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十八項中「第五十項前段」を「第五十九項前段」に、「第五十五項」を「第六十四項」に、「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第五十七項中「第五十項」を「第五十九項」に、「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十六項を同条第六十五項とし、同条第五十五項中「第五十項前段」を「第五十九項前段」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十四項中「第五十一項」を「第六十項」に、「第五十項前段」を「第五十九項前段」に、「第五十二項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十三項中「第五十一項」を「第六十項」に、「第五十項前段」を「第五十九項前段」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第五十二項を同条第六十一項とし、同条第五十一項中「第四項、第十九項若しくは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第五十項中「第四十六項」を「第五十五項」に、「第七十五條の四第二項（同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五條の四第二項」を「第七十五條の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一條の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五條の四第三項（同法第八十一條の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十九

十九項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第六十七項とし、同条第四十九項中「第四十六項本文」を「第六十三項本文」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第四十八項中「第四十六項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第四十七項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第六十四項とし、同条第四十六項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「第二十一項から第二十三項まで」を「第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十八項」を「第六十五項」に、「第四十九項」を「第六十六項」に、「第六十一項」を「第七十八項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十四項を同条第六十二項とし、同条第四十三項中「第四十項若しくは第四十一項」を「第五十九項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第四十二項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項中「第四十四項」を「第六十二項」に改め、「第七十五条第五項」の下に「又は同法第七十五条の二第十一項第二号」を加え、「場合又は」を「場合（同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）」、「には」を「（同法第七十五条の二第十一項第四号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）」

項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第五十九項とし、同条第四十九項中「第四十六項本文」を「第五十五項本文」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第四十八項中「第四十六項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十七項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第五十六項とし、同条第四十六項中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項又は第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十八項」を「第五十七項」に、「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十九項」を「第五十八項」に、「第六十一項」を「第七十項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十五項を削り、同条第四十四項を同条第五十四項とし、同条第四十三項中「第四十項若しくは第四十一項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項中「第四十四項」を「第五十四項」に改め、「第七十五条第五項」の下に「又は同法第七十五条の二第十一項第二号」を加え、「場合又は」を「場合（同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）」、「には」を「（

又は同法第七十五条の第二十一項第五号若しくは第六号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失つた場合には」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項）を「第四十八項（第四十九項（第五十項）」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第五十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十八項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第三十七項を同条第五十六項とし、同条第三十六項を同条第五十五項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第五十六項」に、「第二十七項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第五十六項」に、「第二十七項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第三十三項中「第四十七項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第五十四項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項から第五十六項まで」に、「第三十七項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項）を「第三十六項から第三十八項まで、第四十一項（第四

同法第七十五条の第二十一項第四号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）又は同法第七十五条の第二十一項第五号若しくは第六号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失つた場合には」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項）を「第四十項（第四十一項（第四十二項）」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第四十六項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及

十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第四十七項及び第四十八項(第四十九項)に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項及び第四十一項」に、「第二十七項の」を「第四十七項の」に、「第二十八項及び第二十九項の」を「第四十八項の」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十八項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により

び第二十九項(これらの規定を第三十項)を「第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項(第四十一項)に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「第二十七項の」を「第三十九項の」に、「並びに第二十八項及び第二十九項の」を「及び第四十項の」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「これらの」を「その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき

申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十八項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第五十二項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第五十三項又は第五十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同項の前に次の八項を加える。

39 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第二十四条第五項に規定する公益法人等をいう。第四十一項及び第四十六項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第四十一項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第一項の規定による申告書（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の

連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第四十四項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第四十五項又は第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第四項、第二十二項又は第

規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り、)に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

40) 前項の通算法人の適用事業年度について、法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、前項の規定は、適用しない。

41) 道府県は、通算法人(通算法人であつた内国法人(公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。))を含む。次項から第四十四項までにおいて同じ。)の各事業年度(以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。))において、過去適用事業年度(当該対象事業年度開始の前日に開始した各事業年度(以下この項において「対象前各事業年度」という。))において当該過去適用事業年度(前項の規定の適用を受けたものを除く。))に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。)が過去当初申告税額控除額(当該過去適用事業年度の第一項

二十三項)を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六六条の七第五項及び第十一項又は第六六条の九十一第四項及び第十項」を「第六六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「同法第六六条の七第五項」を「同条第四項」に改め、「又は同法第六六条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六六条の七第五項」を「同項」に削り、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六六条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合に於ては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと)」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結

の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る第三十四項に規定する申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、政令で定めるところにより、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第四十三項及び第四十四項第一号において同じ。）を当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

42 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該

法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改め、「又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「又は決定に係る法人税額」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額（」を「還付対象欠損金額（」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」

調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第四十四項第一号において同じ。)を加算した金額とする。

43) 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額(それぞれ当該対象事業年度の第一項の規定による申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。))又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り)に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

44) 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 対象事業年度において第四十一項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第四十二項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第四十項の規定の適用がある場合

二 法人税法第六十九条第二十項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合

を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)」を、「法人(以下この項)の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度(法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)」を「事業年度又は中間期間」に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日十年前以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「に係る控除対象個別帰属還付税額」を「に係る前項に規定する控除対象還付対象

45 第四十一項及び第四十二項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十二項	の対象事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が
第四十一項	の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
超える場合には	超えるときは	超えるときは
を当該対象事業年度	を当該最終事業年度	を当該最終事業年度

欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

46

第四十一項及び第四十二項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	<p>場合には、当該対象事業年度</p>	<p>確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に ときは、最終事業年度</p>
<p>第四十一項</p>	<p>の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度）</p>	<p>が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度）（その該当することとなつた日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>
<p>税額控除額（当該対象事業年度 超える場合には</p>	<p>税額控除額（当該最終事業年度 超えるときは</p>	<p>を当該対象事業年度 を当該最終事業年度</p>

第四十二項	の対象事業年度において	が第二十四条第五項に規定する公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に
第五十三条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の七第五項」を「の同法第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「、同法第六十六条の七第五項」を「、同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額」及び「、第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「においては」を「には」に改め、「又は当該申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属

属法人税額」を削り、「若しくは決定に係る法人税額又は当該更正若しくは決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を「又は決定に係る法人税額」に、「第三百二十一條の八第二十項」を「第三百二十一條の八第三十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第十三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額」を「還付対象欠損金額」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め

、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を、「法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度（法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。）を「事業年度又は中間期間（」に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金

額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第五十三条第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項）を「事業年度又は中間期間（同法第八十条第五項）」に、「を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損金の額が益金の額を超えることとなったため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項

第五十三条第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度（同法第八十一条の三十一第五項）を「事業年度又は中間期間（同法第八十条第五項）」に、「を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損金の額が益金の額を超えることとなったため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二

、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「、控除対象個別帰属還付税額」を「、控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第二十三項」に、「事業年度以後」を「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十三項中「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を加え、「（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三十一項に規定する中間期間を含む）」を「又は中間期間（欠損事業年度を除く）」に、「被合併法人等が同法」を「被合併法人等が法人税法」に改め、「当該被合併法人等の当該適格合併の日」の下に「前十年以内に開始し、」を加え、「事業年度又は連結事業年度の」を「事業年度の」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「事業年度又は連結事業年度に」を「事業年度に」に改め、同項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項中「若しくは」を「」又は「」に改め、「又は同法第八十一条の二十

の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「、控除対象個別帰属還付税額」を「、控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第二十三項」に、「事業年度以後」を「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十三項中「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を加え、「（法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の第十三十一項に規定する中間期間を含む）」を「又は中間期間（欠損事業年度を除く）」に改め、「当該被合併法人等の当該適格合併の日」の下に「前十年以内に開始し、」を加え、「事業年度又は連結事業年度の」を「事業年度の」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「事業年度又は連結事業年度に」を「事業年度に」に改め、同項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項中「若しくは」を「」又は「」に改め、「又は同法第八十一条の二十

(中略)

第五十三条第十項を削り、同条第九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度において控除対象個別帰属税額(零(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等)から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。)」が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額(同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。)」がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)」を削り、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

(中略)

第五十三条第十項を削り、同条第九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度において控除対象個別帰属税額(零(個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等)から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。)」が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額(同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。)」がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額(当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額)」を削り、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

7 〵 9 略

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11 及び 12 略

(中略)

第七十二条の二の二第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項中「第四条の八及び第五十二条第一項」を「第四条の四及び第五十二条第三項」に改め、同条第八項の表第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第十二項の項中「第七十二条の二十六第十二項」を「第七十二条の二十六第十一項」に改め、同表第七十二条の二十五第一項の項中欄中「同号ロに掲げる法人」の下に「の所得割」を加え、同項下欄中「同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。」の下に「の所得割」を加え、同表第七十二条の二十六第一項の項中「当該法人」を「当該法人」に、「固有法人」を「法人（固有法人に限り、）」に改める。

(中略)

第七十二条の十八第一項第一号中「連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第七十二条の二十三第四項」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「法人税法」の下に「第二十七条、」を加え、「第五十八条、第八十一条の九及び第八

7 〵 9 略

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11 及び 12 略

(中略)

第七十二条の二の二第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項中「第四条の八及び第五十二条第一項」を「第四条の四及び第五十二条第三項」に改め、同条第八項の表第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第十二項の項中「第七十二条の二十六第十二項」を「第七十二条の二十六第十一項」に改め、同表第七十二条の二十五第一項の項中欄中「同号ロに掲げる法人」の下に「の所得割」を加え、同項下欄中「同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。」の下に「の所得割」を加え、同表第七十二条の二十六第一項の項中「当該法人」を「当該法人」に、「固有法人」を「法人（固有法人に限り、）」に改める。

(中略)

第七十二条の十八第一項第一号中「連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第七十二条の二十三第四項」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「法人税法」の下に「第二十七条、」を加え、「第五十八条、第八十一条の九及び第八

十一條の十」を「第五十九條第五項、第六十四條の五及び第六十四條の八」に、「第九項」を「第八項」に、「第五十九條の二、」を「第五十九條の二及び」に改め、「第六十八條の四十三（同條第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十八條の六十二の二及び第六十八條の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）」を削る。

（中略）

第七十二條の二十三第一項第一号中「連結申告法人以外の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同條第二項中「第五十七條第八項及び第九項、第五十七條の二第四項、第五十八條第四項」を「第五十七條第六項から第八項まで、第五十九條第五項」に、「第八十一條の九並びに第八十一條の十」を「第六十四條の五、第六十四條の七及び第六十四條の八」に、「第九項に」を「第八項に」に改め、「及び第六十八條の四十三（同條第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）」、「又は個別帰属益金額」及び「又は個別帰属損金額」を削り、同條第四項及び第五項を削る。

（中略）

第七十二條の二十六の見出し中「法人」を「法人等」に改め、同條第一項中「事業年度又は」を「事業年度、当該法人が通算子法人である場合において法人税法第六十四條の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項及び第七十二條の四十八第二項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じ

十一條の十」を「第六十四條の五」及び第六十四條の八」に、「第九項」を「第八項」に、「第五十九條の二、」を「第五十九條の二及び」に改め、「第六十八條の四十三（同條第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）、第六十八條の六十二の二及び第六十八條の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）」を削る。

（中略）

第七十二條の二十三第一項第一号中「連結申告法人以外の」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同條第二項中「第五十七條第八項及び第九項、第五十七條の二第四項、第五十八條第四項」を「第五十七條第六項、第七項及び第八項」に、「第八十一條の九並びに第八十一條の十」を「第六十四條の五、第六十四條の七並びに第六十四條の八」に、「第九項に」を「第八項に」に改め、「及び第六十八條の四十三（同條第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。）」、「又は個別帰属益金額」及び「又は個別帰属損金額」を削り、同條第四項及び第五項を削る。

（中略）

第七十二條の二十六の見出し中「法人」を「法人等」に改め、同條第一項中「事業年度又は」を「事業年度、当該法人が通算子法人である場合において法人税法第六十四條の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項及び第七十二條の四十八第二項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じ

た日の属する事業年度及び」に、「には、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「(当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合)には、当該事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度)開始の日以後六月を経過した日(以下この節において「六月経過日」という。)」に、「の六倍の」を「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間(以下この項から第四項まで及び第七十二条の四十八において「中間期間」という。)の月数を乗じて計算した」に、「当該事業年度開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項ただし書中「連結法人」を「通算親法人である協同組合等(同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。)」との間に通算完全支配関係があるもの」に、「当該事業年度開始の日から六月の期間」を「中間期間」に改め、同条第二項中「適格合併(」を「前項の場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併(」に、「の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「であるときは」に改め、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、」を削り、同項第一号中「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項第二号中「当該事業年度

た日の属する事業年度及び」に、「には、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「(当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合)には、当該事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度)開始の日以後六月を経過した日(以下この節において「六月経過日」という。)」に、「の六倍の」を「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間(以下この項から第四項まで及び第七十二条の四十八において「中間期間」という。)の月数を乗じて計算した」に、「当該事業年度開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項ただし書中「連結法人」を「通算親法人である協同組合等(同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。)」との間に通算完全支配関係があるもの」に、「当該事業年度開始の日から六月の期間」を「中間期間」に改め、同条第二項中「適格合併(」を「前項の場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併(」に、「の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「であるときは」に改め、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、」を削り、同項第一号中「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項第二号中「当該事業年度

ない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が十万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人」を削り、同条第九項中「当該事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同条第十項中「。次項において同じ」を削り、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

(中略)

第二百九十四条第七項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項まで」を「第三百二十一条の八第六十項から第七十六項まで」に改め、同条第九項中「第八項」を「前項」に改める。

第二百九十四条の二第一項中「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二百九十二条第一項第四号の五イの項中「第二百九十二条第一項第四号の五イ」を「第二百九十二条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二百九十二条第一項第四号の五ホの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第三百十二条第三項第一号及び第三号の項中「及

ない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が十万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人」を削り、同条第九項中「当該事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同条第十項中「。次項において同じ」を削り、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

(中略)

第二百九十四条第七項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項まで」を「第三百二十一条の八第五十二項から第六十八項まで」に改め、同条第九項中「第八項」を「前項」に改める。

第二百九十四条の二第一項中「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二百九十二条第一項第四号の五イの項中「第二百九十二条第一項第四号の五イ」を「第二百九十二条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二百九十二条第一項第四号の五ホの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ホ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第三百十二条第三項第一号及び第三号の項中「及

び第三号」を削り、同表第三百十二条第三項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第三百十二条第六項から第八項までの項中「から第八項まで」を「及び第七項」に改め、同表第三百二十一条の八第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第三百二十一条の八第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第三百二十一条の八第三十九項の項中「第三百二十一条の八第三十九項」を「第三百二十一条の八第五十八項」に改める。

第三百十二条第三項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第三百二十一条の八第十九項及び第四十三項第一号」を「第三百二十一条の八第三十一項及び第六十一項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項中「第三項第一号から第三号まで」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

(中略)

第三百十四条の四第二項中「第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第三百二十一条の八第一項」に改め、「同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

び第三号」を削り、同表第三百十二条第三項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第三百十二条第六項から第八項までの項中「から第八項まで」を「及び第七項」に改め、同表第三百二十一条の八第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第三百二十一条の八第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第三百二十一条の八第三十九項の項中「第三百二十一条の八第三十九項」を「第三百二十一条の八第五十項」に改める。

第三百十二条第三項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第三百二十一条の八第十九項及び第四十三項第一号」を「第三百二十一条の八第三十一項及び第五十三項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項中「第三項第一号から第三号まで」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

(中略)

第三百十四条の四第二項中「第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第三百二十一条の八第一項」に改め、「同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第三百十七条の六第九項中「第三百二十一条の八第四十五項」を「第三百二十一条の八第六十三項」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」及び「(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)の」を削り、「六月」を「六月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項及び第三十九項において同じ。)の事業年度)開始の日以後六月を経過した日をいう。)の前日まで」に、「第三十九項」を「第五十八項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第一号に掲げる金額(同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。)は、その事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。)により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という

第三百二十一条の八第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」及び「(連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。)の」を削り、「六月」を「六月経過日(当該事業年度(当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項 において同じ。)の事業年度)開始の日以後六月を経過した日をいう。)の前日まで」に、「第三十九項」を「第五十項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人(同項第一号に掲げる金額(同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。)は、その事業年度(新たに設立された法人のうち適格合併(同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。)により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度(以下この項において「通算親法人事業年度」という

。開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第五十八項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同法第十二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一条の十一第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中に有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならぬ。この場合において、当該法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十八項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在地の市町村に納付しなければならない。

3
略

。開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第五十項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同法第十二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一条の十一第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中に有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならぬ。この場合において、当該法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在地の市町村に納付しなければならない。

3
略

第三百二十一条の八第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の）」を「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度）」に、「最初の最初連結事業年度の」を「最初の最初通算事業年度」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第五十三項第四号において同じ。） 同法第六十条第一項に規定する税率に相当する率
- 二 協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第五十三項第四号において同じ。） 同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

第三百二十一条の八第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。」が「を」が「に」、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前

第三百二十一条の八第四項及び第五項を削り、同条第六項中「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前欠損調整額」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「最初連結事業年度の終了の日（二以上の最初連結事業年度の）」を「最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度）」に、「最初の最初連結事業年度の」を「最初の最初通算事業年度」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第四十五項第四号において同じ。） 同法第六十条第一項に規定する税率に相当する率
- 二 協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第四十五項第四号において同じ。） 同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

第三百二十一条の八第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第五項の」を「第三項の」に改め、「規定する完全支配関係」の下に「（以下この条において「完全支配関係」という。）」を、「の関係」の下に「（以下この条において「相互の関係」という。）」を加え、「以下この条において同じ。」が「を」が「に」、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に」を「前項に」に、「控除対象個別帰属調整額」を「控除対象通算適用前

「欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「(第一項の規定によつて)」を「(第一項の規定により)」に、「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額(以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」

「欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「(第一項の規定によつて)」を「(第一項の規定により)」に、「第七十四条第一項の規定によつて」を「第七十四条第一項の規定により」に改め、「又は第四項の規定によつて提出すべき申告書」を削り、「当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「控除未済個別帰属調整額」を「控除未済通算適用前欠損調整額」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「の事業年度又は連結事業年度」を「の事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五項の」を「第三項の」に、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額」を「通算適用前欠損金額」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされた被合併法人等の同項に規定する控除対象個別帰属調整額」を「第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額(以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。)とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額」に、「最初連結事業年度」を「最初通算事業年度」に、「第八十一条の九第二項」を「第五十七条第六項又は第八項」に、「ない」を「ある」に、「第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものにつき同項」を「控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項」に、「にあつては、合併等事業年度等」

を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五十九項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第七十七項とし、同条第五十八項中「第四十六項」を「第六十四項」に、「第五十六項」を「第七十四項」に、「第四十二項」を「第六十項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第五十七項を同条第七十五項とし、同条第五十六項中「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第五十五項中「第四十六項後段」を「第六十四項後段」に、「第五十三項」を「第七十一項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第五十四項中「第四十六項前段」を「第六十四項前段」に、「第五十一項」を「第六十九項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第五十三項中「第四十六項」を「第六十四項」に、「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第五十二項を同条第七十項とし、同条第五十一項中「第四十六項前段」を「第六十四項前段」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第五十項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十六項前段」を「第六十四項前段」に、「第四十八項」を「第六十六項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第六十五項」に、「第四十六項前段」を「第六十四項前段」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第四十八項を同条第六十六項とし、同条第四十七項中「第四項、第十九項若しくは第二十

を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第五十九項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第六十九項とし、同条第五十八項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第六十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第五十七項を同条第六十七項とし、同条第五十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第五十五項中「第四十六項後段」を「第五十六項後段」に、「第五十三項」を「第六十三項」に、「第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第五十四項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第五十一項」を「第六十一項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第五十三項中「第四十六項」を「第五十六項」に、「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十二項を同条第六十二項とし、同条第五十一項中「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に、「第四十八項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十九項中「第四十七項」を「第五十七項」に、「第四十六項前段」を「第五十六項前段」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第四十八項を同条第五十八項とし、同条第四十七項中「第四項、第十九項若し

三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第四十六項中「第四十二項」を「第六十項」に、「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十五項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第六十四項とし、同条第四十五項中「第四十二項本文」を「第六十項本文」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第六十項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第四十三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第六十一項とし、同条第四十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「第二十一項から第二十三項まで」を「第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十四項」を「第六十二項」に、「第四十五項」を「第六十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十九項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月」を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規

くは第二十三項」を「第三十一項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第四十六項中「第四十二項」を「第五十二項」に、「第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第八十一条の二十四の三第一項」を削り、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第五十五項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項」を「同条第一項」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同項を同条第五十六項とし、同条第四十五項中「第四十二項本文」を「第五十二項本文」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十四項とし、「同条第四十三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、同項を同条第五十三項とし、同条第四十二項中「第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項又は第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十四項」を「第五十四項」に、「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項及び第三十三項から第三十五項まで」に、「第四十五項」を「第五十五項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十一項を削り、同条第四十項を同条第五十一項とし、同条第三十九項中「連結事業年度」を「事業年度」に、「六月

定を第三十項（第三十一項）を「第四十八項（第四十九項（第五十項）」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第五十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十八項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第三十七項を同条第五十六項とし、同条第三十六項を同条第五十五項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第五十六項」に、「第二十七項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第五十六項」に、「第二十七項」を「第四十七項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第五十四項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項から第五十六項まで」に、「第三十七項」を「第五十六項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項）」を「第三十六項から第三十八項まで、第四十一項（第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十七項及び第四十八項（第四十九項）に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項及び第四十一項」に、「第二十七項の」を「第四十七項の」に、「第二十八項及び第二十九項の」を「第四十八項の」に改め、同

「を「六月経過日の前日まで」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十八項中「第二十八項又は第二十九項（これらの規定を第三十項（第三十一項）を「第四十項（第四十一項（第四十二項）」に、「及び第三十一項において準用する場合を含む」を「及び第四十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ」に、「でこれら」を「で第四十項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第三十七項を同条第四十八項とし、同条第三十六項を同条第四十七項とし、同条第三十五項中「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「又は連結事業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、「又は当該五年を経過する日の属する連結事業年度の」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「第三十七項」を「第四十八項」に、「第二十七項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十五項」を「第四十六項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「以下この条」を「次項及び第四十六項」に、「第三十七項」を「第四十八項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第二十四項から第二十七項までの規定並びに第二十八項及び第二十九項（これらの規定を第三十項）」を「第三十六項から第三十九項までの規定及び第四十項（第四十一項）に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「第二十六項」を「第三十八項」に、「第二十七項の」を「第三十九項の」に、「並びに第二十八項及び第二十九項の」を「及び第四十項の」に改

項を同条第五十一項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十八項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「、これらの」を「、その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十八項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告

め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「前三項」を「前二項」に、「第二十八項又は第二十九項」を「第四十項」に、「第二十八項若しくは第二十九項」を「同項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「前項」に、「国税通則法第二十四条若しくは」を「国税通則法第二十四条又は」に改め、「若しくは各連結事業年度の連結法人税額」及び「又は前項に規定する同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る連結事業年度後の各連結事業年度の連結法人税額若しくは各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合」を削り、「、これらの」を「、その」に改め、「又はこれらの更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項を削り、同条第二十八項中「第三十項」を「次項」に、「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により申告書を提出すべき連結事業年度に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又はその連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十七項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結

法人に限る。）、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第五十二項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第五十三項又は第五十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同項の前に次の八項を加える。

39) 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第二百九十四条第七項に規定する公益法人等をいう。第四十一項及び第四十六項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第四十一項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第一項の規定による申告書（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

申告法人に限る。）、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は当該各連結事業年度」及び「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、「第三十三項」を「第四十四項」に、「第三十四項又は第三十七項」を「第四十五項又は第四十八項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度個別帰属額」及び「若しくは同条第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に、「第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六

用を受けた場合には、その適用に係る第三十四項に規定する申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額とされた金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、政令で定めるところにより、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第四十三項及び第四十四項第一号において同じ。）を当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

42| 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第四十四項第一号において同じ。）を加算した金額とする。

43| 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象

第十九項中「第三百十二条第三項第四号」を「第三百十二条第三項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額」を「還付対象欠損金額（一）に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたもの」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたもの」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を、「法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度（法人税法第八十

事業年度の第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

44 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 対象事業年度において第四十一項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第四十二項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第四十項の規定の適用がある場合

二 法人税法第六十九条第二十項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

45 第四十一項及び第四十二項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。」を「事業年度又は中間期間（」に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た

る。

第四十二項	
の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度）	の場合には、当該対象事業
が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又はその残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。））	ときは、最終事業年度
税額控除額（当該対象事業年度）	を当該最終事業年度
超える場合は	超えるときは
を当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に

金額をいう。

46 第四十一項及び第四十二項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十一項	<p>の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度）</p>	<p>が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。））</p>
第四十二項	<p>の各事業年度（以下この項から第四十四項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度）</p>	<p>が公益法人等に該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなつた日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。））</p>

場合には、当該対象事	ときは、最終事業年度
業年度	

第三百二十一条の八第二十六項中「控除限度額若しくは」を「控除限度額又は」に改め、「又は同法第八十一条の十五第一項の連結控除限度額又は」及び「若しくは同法第三項の控除の限度額で政令で定めるもの」を削り、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第二十五項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の九の三第四項及び第十項又は第六十八条の九十三の三第四項及び第十項」を「第六十六条の九の三第三項及び第九項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の九の三第四項」を「の同条第三項」に改め、「又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「同項に規定する法人税の額及び同条第九項」に、「第五十三条第二十五項に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十五項」を「第五十三条第三十七項」に、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十四項中「又は各連結事業年度」を削り、「第六十六条の七第五項及び第十一項又は第六十八条の九十一第四項及び第十項」を「第六十六条の七第四項及び第十項」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「の同法第六十六条の七第五

項」を「同条第四項」に改め、「又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額」を削り、「同法第六十六条の七第五項」を、「同項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「第五十三条第二十四項」に規定する法人税割額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第二十四項」を「第五十三条第三十六項」に改め、「第四項」を削り、同項を同条第三十六項とし、同条第二十三項中「第二項又は第四項」を「又は第二項」に改め、「(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第二十条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。)若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと)」を削り、「によつて」を「により」に改め、「若しくは連結法人税額」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第二十二項中「第四項、第十九項」を「第三十一項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十一項中「第四項、第十九項及び第二十三項」を「第三十一項及び第三十五項」に、「によつて」を「により」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額」を削り、同項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「第三百十二条第三項第四号」を「第三百十二条第三項第三号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第十八項中「第五項、第九

項、第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第五項及び第九項の規定による控除をし、次に第十二項及び第十五項」を「第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第二十六項」に、「控除対象個別帰属還付税額」を「還付対象欠損金額」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを」を「第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を」に、「計算の基礎となつた連結欠損金額に係る連結事業年度以後」を「生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「控除対象個別帰属還付税額とみなされたものに」を「控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものに」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「前項」を「第二十六項」に改め、「完全支配関係」の下に「（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）」を、「法人（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「連結事業年度（法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。」を「事業年度又は中間期間（」に、「前十年内連結事業年度」を「前十年内事業年度」に

、「損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等に控除対象個別帰属還付税額」を「生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「当該控除対象個別帰属還付税額」を「当該控除対象還付対象欠損調整額」に、「の控除対象個別帰属還付税額」を「の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に、「の計算の基礎となつた連結欠損金額に係る前十年内連結事業年度」を「に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間」に、「日又は」を「日前十年以内に開始し、又は」に、「連結事業年度又は事業年度」を「事業年度」に改め、「個別帰属法人税額又は」を削り、「控除未済個別帰属還付税額」を「控除未済還付対象欠損調整額」に改め、「連結事業年度若しくは」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「当該前十年内連結事業年度」を「当該前十年内事業年度」に、「前十年内連結事業年度開始」を「前十年内事業年度開始」に、「の前十年内連結事業年度」を「の前十年内事業年度」に改め、「前連結事業年度又は」を削り、「係る控除対象個別帰属還付税額」を「係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額」に改め、同項を同条第二十八項とし、同項の前に次の一項を加える。

27 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

第三百二十一条の八第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、

第三百二十一条の八第十五項中「若しくは」を「又は」に改め、

「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度（同法第八十一条の三十一第一項）を「事業年度又は中間期間（同法第八十条第五項）に、「を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損金の額が益金の額を超えることとなったため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同法第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項」を削り、「第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二

「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度（同法第八十一条の三十一第一項）を「事業年度又は中間期間（同法第八十条第五項）に、「を含む」を「をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ」に、「損金の額が益金の額を超えることとなったため、これらの法人に同法第八十一条の十八第一項第五号に掲げる金額（以下この項から第十七項までにおいて「控除対象個別帰属還付税額」という。）がある場合におけるこれらの」を「生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同法第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「控除対象個別帰属還付税額」を「控除対象還付対象欠損調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条第十四項中「第十二

項」を「第二十三項」に、「事業年度以後」を「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十三項中「完全支配関係」の下に「(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)」を加え、「(法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む)」を「又は中間期間(欠損事業年度を除く)」に、「被合併法人等が同法」を「被合併法人等が法人税法」に改め、「当該被合併法人等の当該適格合併の日」の下に「前十年以内に開始し、」を加え、「事業年度又は連結事業年度の」を「事業年度の」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「事業年度又は連結事業年度に」を「事業年度に」に改め、同項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項中「若しくは」を「」又は「」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「含む。）」又は当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度(同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む)

項」を「第二十三項」に、「事業年度以後」を「事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後」に、「にあつては、合併等事業年度等」を「には、合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十三項中「完全支配関係」の下に「(当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。)」を加え、「(法人税法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む)」を「又は中間期間(欠損事業年度を除く)」に

改め、「当該被合併法人等の当該適格合併の日」の下に「前十年以内に開始し、」を加え、「事業年度又は連結事業年度の」を「事業年度の」に改め、「又は個別帰属法人税額」及び「若しくは連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に、「事業年度又は連結事業年度に」を「事業年度に」に改め、同項第一号中「又は連結事業年度」を削り、「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号中「合併等事業年度等」を「合併等事業年度」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項中「若しくは」を「」又は「」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)」を削り、「当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度」の下に「又は中間期間」を加え、「含む。）」又は当該連結事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度(同法第八十条第五項又は第四百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む)

を「いう。次項及び第二十五項において同じ。」（同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度（次項において「欠損事業年度」という。）を除く）に改め、「又は当該連結事業年度分」を削り、「法人税額又は個別帰属法人税額の」を「法人税額の」に、「第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第一項、第三十四項又は第三十五項」に改め、同項第一号中「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項

、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「第十四項」を「第二十五項」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号及び第三号中「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

17 17
22 22
略 略

（中略）

第三百二十一条の八第十項を削り、同条第九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度において控

を「いう。次項及び第二十五項において同じ。」（同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度（次項において「欠損事業年度」という。）を除く）に改め、「又は当該連結事業年度分」を削り、「法人税額又は個別帰属法人税額の」を「法人税額の」に、「第一項、第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第一項、第三十四項又は第三十五項」に改め、同項第一号中「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十

二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「第十四項」を「第二十五項」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項第二号及び第三号中「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に、「第十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

17 17
22 22
略 略

（中略）

第三百二十一条の八第十項を削り、同条第九項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」を削り、「又は連結事業年度開始」を「開始」に、「連結事業年度において控

除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

7～9 略

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11及び12 略

(中略)

除対象個別帰属税額（零（個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等）から調整前個別帰属法人税額を差し引いた額であつて、零を超えるものをいう。以下この項から第十一項までにおいて同じ。）が生じた場合におけるこれらの」を「事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該」に改め、「又は連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、「第四項、第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、「又は当該個別帰属法人税額（当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、政令で定める額を控除した額）」を削り、「控除対象個別帰属税額」を「控除対象通算対象所得調整額」に改め、「又は前連結事業年度」を削り、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の六項を加える。

7～9 略

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11及び12 略

(中略)

第七百四十七条の二第一項第一号中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第六十三項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第六十項」に改める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第五十三條第四十六項及び第四十九項」を「第五十三條第六十三項及び第六十六項」に、「第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項」を「第三百二十一条の八第六十項及び第六十三項」に改める。

(中略)

附則第八条第一項中「以下この条」を「次項から第十項まで」に、「同項又は同法第四十二条の四第七項」を「同条第四項又は第七項」に改め、同条第二項中「同法第四十二条の四第七項」を「第七項」に改め、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の第十二項第一号」を「第四十二条の第十二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第六項とし、同条第十二項中「中小連結親法人等の」を「中小企業者等の」に、「各連結事業年度」を「各事業年度」に、「連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額」を「事業年度の法人税額」に、「第六十八條の十五の六第一項」を「第四十二条の十二の五第二項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三條第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三條第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号」に、「第六十八條の十五の六、」を「第四十二条の十二の五」に、「第六十八條の十

第七百四十七条の二第一項第一号中「第五十三條第四十六項」を「第五十三條第五十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に改める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第五十三條第四十六項及び第四十九項」を「第五十三條第五十五項及び第五十八項」に、「第三百二十一条の八第四十二項及び第四十五項」を「第三百二十一条の八第五十二項及び第五十五項」に改める。

(中略)

附則第八条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の第十二項第一号」を「第四十二条の第十二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「中小連結親法人等の租税特別措置法第六十八條の十五の二第五項第一号に規定する適用年度」を「中小企業者等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度」に、「適用年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額」を「事業年度の法人税額」に、「同条第一項又は第二項」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三條第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三條第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号」に、「第六十八條の十五の三まで」を「第四十二条の十二の五」に、「第六十八條の十五まで、第六十八條の十五の三」を「第四十二条の十二の五第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第四十二条の十二の五第一

五の六第二項、」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度」を「各事業年度」に、「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の六第二項」に、「第四十二条の十二の五」を「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」に、「第四十二条の十二の五第一項」を「第四十二条の十二の五」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について」を「中小企業者等の各事業年度の法人税額について」に、「第六十八条の十五の六第二項」を「第四十二条の十二の七第四項又は第五項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号」に、「第六十八条の十五の六、」を「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」に、「第六十八条の十五の六第一項、」を「第四十二条の七第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「第四十二条の十二の六第二項」を「第四十二条の十二の七第六項」に、「これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」を「第二十三条第一項第四

項」を「第四十二条の十二の五第二項」に、「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「中小連結親法人等の平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について」を「中小企業者等の各事業年度の法人税額について」に、「第六十八条の十五の六第一項」を「第四十二条の十二の五の二第二項」に改め、「のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額」を削り、「第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三」を「第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号」に、「これらの規定中「第六十八条の十五の六」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中、「第四十二条の十二の五及び第四十二条の十二の五の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」に、「第六十八条の十五の六第二項」を「」及び第四十二条の十二の五」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の四項を加える。

9 第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条に

号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び「とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。）」に、「第四十二条の十二の五」を「並びに第四十二条の十二の七第四項及び第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の五項を加える。

11 第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条において同じ。）である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第四項第一号及び第三百二十一条の八第四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六条第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

12 第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の

（において同じ。）である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第四項第一号及び第三百二十一条の八第四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六条第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

10 第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

11 第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

12 第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定

規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

13 第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

14 第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

15 第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十一項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

附則第八条第十六項及び第十七項を次のように改める。

の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

附則第八条第十三項から第十五項までを次のように改める。

13 第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第九項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

14 第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十二項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

15 第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十二項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

16 第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十四項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

17 第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十四項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第十八項から第二十一項までを削る。

附則第八条の二を次のように改める。

第八条の二 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十

附則第八条第十六項及び第十七項を削る。

附則第八条の二を次のように改める。

第八条の二 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十

二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下この項において「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）第六十三条第一項（平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四

二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下この項において「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。）第六十三条第一項（平成八年租税特別措置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四

第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項）を「第三百二十一条の八第三十六項から第三十八項まで、第四十一項（同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む。）」、第四十二項、第四十七項及び第四十八項（同条第四十九項（同条第五十項）」に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第五十項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項又は第九項の規定」を「第四項の規定」に、「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第五十一項」に、「」の「を「同じ。」の」に、「」並びに附則第八条の二の二第七項又は第九項」を「同じ。」並びに附則第八条の二の二第四項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第七項及び第九項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「又は連結親法人若しくは連結子法人」を削り、「附則第八条の二の二第七項から第十二項まで」を「附則第八条の二の二第四項から第六項まで」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「附則第八条の二の二第七項及び第九項」を「附則第八条の二の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とする。

附則第九条第一項及び第二項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第七項第一号中「同項ただし書」を「同項」に、「期間」を「中間期間」に改め、同条第十一項及び第十二

第二十七項まで及び第二十八項（同条第三十項（同条第三十一項）を「第三百二十一条の八第三十六項から第三十九項まで及び第四十項（同条第四十一項

（同条第四十二項）」に、「及び同条第三十一項」を「及び同条第四十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「同条第二十二項若しくは第二十三項」を「同条第三十四項若しくは第三十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項から第十一項までを削り、同条第十二項中「第七項又は第九項の規定」を「第四項の規定」に、「第三百二十一条の八第三十二項」を「第三百二十一条の八第四十三項」に、「附則第八条の二の二第七項又は第九項」を「

附則第八条の二の二第四項」に、「第二十四項及び第二十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に、「同条第七項及び第九項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十三項中「又は連結親法人若しくは連結子法人」を削り、「附則第八条の二の二第七項から第十二項まで」を「附則第八条の二の二第四項から第六項まで」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「附則第八条の二の二第七項及び第九項」を「附則第八条の二の二第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とする。

附則第九条第一項及び第二項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第七項第一号中「同項ただし書」を「同項」に、「期間」を「中間期間」に改め、同条第十一項

項中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第十三項中「(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人(次項において「連結申告法人」という。)を除く。)」及び「及び次項(次項において「雇用安定控除調整率」という。)」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前二項」を「前項」に、「第十三項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは」を「同項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは、」に、「第十五項」を「次項」に改め、「及び次項」、「。次項において同じ」及び「前項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」とを削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「及び第十四項」、「これらの規定を」及び「又は第十四項」を削り、「、これら」を「、第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項

中「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、同条第十三項中「(次項において「連結申告法人」という。)」及び「及び次項(次項において「雇用安定控除調整率」という。)」を削り、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前二項」を「前項」に、「第十三項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは」を「同項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは、」に、「第十五項」を「次項」に改め、「及び次項」、「。次項において同じ」及び「前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に、第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。)に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には、当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」とを削り、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「及び第十四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「及び第十四項」、「これらの規定を」及び「又は第十四項」を削り、「、これら」を「、第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十八項を第十七項とし、第十九項から第二十二項

までを一項ずつ繰り上げる。

(中略)

附則第四十一条第二項中「第七十二条の十三第六項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「第七十二条の十三第五項（第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）、第六項及び第八項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「第二項第四号、第五十三条第十九項」を「第二項（第三号に係る部分に限る。）、第五十三条第三十一項」に、「第三項第四号、第三百二十一条の八第十九項」を「第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

附則第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

第四十八条及び第四十九条 削除

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正)

第七条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第十四条第一項中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に、「第五十三条第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第五十三条第五十三項、第五十六項及び第五十七項」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「第三百二十一条の八第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第三百二十一条

までを一項ずつ繰り上げる。

(中略)

附則第四十一条第二項中「第七十二条の十三第六項、第二十項、第二十一項、第二十四項、第二十五項及び第二十七項」を「第七十二条の十三第五項（第一号、第三号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）、第六項及び第八項（第二号に係る部分に限る。）」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同条第四項中「第二項第四号、第五十三条第十九項」を「第二項（第三号に係る部分に限る。）、第五十三条第三十一項」に、「第三項第四号、第三百二十一条の八第十九項」を「第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百二十一条の八第三十一項」に改める。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正)

第七条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第十四条第一項中「第五十三条第二十項」を「第五十三条第三十二項」に、「第五十三条第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第五十三条第四十五項、第四十八項及び第四十九項」に、「第三百二十一条の八第二十項」を「第三百二十一条の八第三十二項」に、「第三百二十一条の八第三十四項、第三十七項及び第三十八項」を「第三百二十一条

の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」に改める。

(後略)

附則

第七条 略

2～8 略

9 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により四年新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人が令和四年三月三十一日の属する連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)において四年旧法第七十二条の二十五第五項の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において四年新法第七十二条の二十五第五項の提出期限の延長がされたものとみなす。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条

令和二年度 における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) 附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用について

の八第四十五項、第四十八項及び第四十九項」に改める。

(後略)

附則

第七条 略

2～8 略

9 所得税法等改正法附則第二十九条第一項の規定により四年新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた内国法人が五号施行日の 属する連結事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)において四年旧法第七十二条の二十五第五項の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において四年新法第七十二条の二十五第五項の提出期限の延長がされたものとみなす。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第四条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項

の規定の適用については、令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額と同年の四月」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

2 令和二年度及び令和三年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号) 附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用について

ては、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。

3| ては、同項中「十三分の十一」とあるのは、「九分の七」とする。
令和四年度及び令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百
五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」
とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予
算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当す
る額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（指定納付受託者に対する納付の委託）

第二百三十一条の二 普通地方公共団体の歳入（第二百三十五条の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者（次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。）に納付を委託することができる。

- 一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。
- 二 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

（指定納付受託者）

第二百三十一条の三 歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を

団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

- 7 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

行うことができる。

2| 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3| 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

4| 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(納付事務の委託)

第二百三十一条の二の四 第二百三十一条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けた指定納付受託者は、当該委託を受けた納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

(指定納付受託者の納付)

第二百三十一条の二の五 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

2| 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定める

ところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 3| 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

- 2| 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2| 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

- 3| 普通地方公共団体の長は、前三条、この条及び第二百三十一条の四の規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 4| 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定納付受託者の指定の取消し)

第二百三十一条の二の七 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第二百三十一条の二の三第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 第二百三十一条の二の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 略

2 略

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分 の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 略

（指定納付受託者からの歳入等の徴収等）

第二百三十一条の四 指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項の歳入等（分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。）を同条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収については、地方税法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 普通地方公共団体の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入

につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 略

法第十九条の四の規定を準用する。

- 4| 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 5| 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6| 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7| 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 8| 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 9| 第一項前段において準用する地方税法第十三条の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができ
る。

改 正 後	改 正 前
<p>（市町村に対する交付金の交付）</p> <p>第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第一号に掲げるもの並びにダム^{（一）}の用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む（一）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）を除く。）</p> <p>五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、政令で定めるもの（第一号に掲げるもの並びにダム^{（一）}の用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設</p>	<p>（市町村に対する交付金の交付）</p> <p>第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。</p> <p>一 三略</p> <p>四 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第一号に掲げるもの</p> <p>五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産で、政令で定めるもの（第一号に掲げるもの</p> <p>を除く。）</p>

備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの(政令で定める部分に限る。)を除く。)

六 略

2 5 略

附 則

1 13 略

(令和四年度から令和六年度まで)の各年度分の市町村交付金の
特例)

14 令和四年度から令和六年度までの各年度分の市町村交付金に限り、第八条及び第九条第一項の規定の適用については、第八条中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格(土地のうち、地方税法附則第十八条の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同条第一項から第五項までに規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(第四条第一項に規定する一般住宅用地及び同項に規定する小規模住宅用地については、当該一般住宅用地又は小規模住宅用地に係る同法附則第十八条第一項から第三項までに規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をそれぞれ同法第三百四十九条の三の二第一項又は第

を除く。)

六 略

2 5 略

附 則

1 13 略

(平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度分の市町村交付金の
特例)

14 平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度分の市町村交付金に限り、第八条及び第九条第一項の規定の適用については、第八条中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格(土地のうち、地方税法附則第十八条の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同条第一項から第五項までに規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(第四条第一項に規定する一般住宅用地及び同項に規定する小規模住宅用地については、当該一般住宅用地又は小規模住宅用地に係る同法附則第十八条第一項から第三項までに規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をそれぞれ同法第三百四十九条の三の二第一項又は第

二項に定める率で除して得た額」とし、同法附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地については当該農地に係る同項に規定するその年度の固定資産税の課税標準となるべき額（同法附則第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該市街化区域農地に係る同法附則第十九条第一項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第二十九条の七第二項に定める率で除して得た額）とし、同法附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地については当該市街化区域農地に係る同条第一項又は第二項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第十九条の三第一項本文に定める率で除して得た額とする。次条第一項において同じ。」とする。

15
及び
16
略

二項に定める率で除して得た額」とし、同法附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地については当該農地に係る同項に規定するその年度の固定資産税の課税標準となるべき額（同法附則第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該市街化区域農地に係る同法附則第十九条第一項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第二十九条の七第二項に定める率で除して得た額）とし、同法附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地については当該市街化区域農地に係る同条第一項又は第二項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第十九条の三第一項本文に定める率で除して得た額とする。次条第一項において同じ。」とする。

15
及び
16
略

第八条による改正（航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号））

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>1 略</p> <p>附 則</p> <p>2 令和三年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和三年度分の航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定による航空機燃料税に係る調査決定額（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九条第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項及び第三条第一項において同じ。）の九分の四に相当する額と航空機燃料税法の規定による航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額に、同</p>	<p>1 略</p> <p>附 則</p> <p>2 平成二十三年度から令和三年度までの各年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。</p>

年の四月」と、「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）を加算した額」と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）とするとする。」

改 正 後	改 正 前
<p>（地方自治法の財務に関する規定の準用）</p> <p>第四十七条 地方自治法第二百八条から第二十條まで、第二百十二條から第二百十四條まで、第二百五條（第五号を除く。）、第二百十六條、第二百二十條、第二百二十一條第二項及び第三項、第二百二十五條から第二百二十七條まで、第二百二十八條第一項前段、第二百三十一條、第二百三十一條の二第三項から第五項まで、第二百三十一條の二の二から第二百三十一條の二の七まで、第二百三十二條第一項、第二百三十二條の二、第二百三十二條の三、第二百三十二條の五、第二百三十二條の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十四條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百三十八條の六まで、第二百三十九條から第二百四十二條の二まで、第二百四十二條の三（第三項を除く。）、第二百四十三條、第二百四十三條の二、第二百四十三條の二の二第一項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十四項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項、第二百四十三條の二第一項及び第二項並びに第二百四十三條の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則</p>	<p>（地方自治法の財務に関する規定の準用）</p> <p>第四十七条 地方自治法第二百八条から第二十條まで、第二百十二條から第二百十四條まで、第二百五條（第五号を除く。）、第二百十六條、第二百二十條、第二百二十一條第二項及び第三項、第二百二十五條から第二百二十七條まで、第二百二十八條第一項前段、第二百三十一條、第二百三十一條の二第三項から第七項まで、第二百三十二條第一項、第二百三十二條の二、第二百三十二條の三、第二百三十二條の五、第二百三十二條の六、第二百三十三條の二本文、第二百三十四條から第二百三十四條の三まで、第二百三十五條の二第一項及び第二項、第二百三十五條の三から第二百三十八條まで、第二百三十八條の三から第二百三十八條の六まで、第二百三十九條から第二百四十二條の二まで、第二百四十二條の三（第三項を除く。）、第二百四十三條、第二百四十三條の二、第二百四十三條の二の二第一項から第五項まで、第七項から第十項まで及び第十四項、第二百四十三條の三並びに第二百四十三條の五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百九條第二項、第二百二十八條第一項前段、第二百三十七條第二項、第二百四十一條第一項、第二項及び第八項、第二百四十三條の二第一項及び第二項並びに第二百四十三條の三第一項中「条例」とあるのは、「合併特例区規則</p>

。 「と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める

。 「と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める

<p>改 正 後</p>	<p>（収納の特例）</p> <p>第二十条 第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係る徴収金を普通地方公共団体（特別区を含む。以下この項において同じ。）の歳入とみなして、普通地方公共団体の歳入の収納の事務に関する政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>2 略</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十一条 この章の規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（収納の特例）</p> <p>第二十条 第八条第一項の規定により個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務については、森林環境税に係る徴収金を普通地方公共団体（特別区を含む。）の歳入とみなして、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項その他政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>2 略</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十一条 この章の規定により市町村又は都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

附則第二十七条による改正（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号））

<p>改 正 後</p>	<p>（収納の特例）</p> <p>第二十条 第十条の規定により法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務については、特別法人事業税に係る徴収金を普通地方公共団体（特別区を含む。以下この項において同じ。）の歳入とみなして、普通地方公共団体の歳入の収納の事務に関する政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>2 略</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十一条 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（収納の特例）</p> <p>第二十条 第十条の規定により法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務については、特別法人事業税に係る徴収金を普通地方公共団体（特別区を含む。以下この項において同じ。）の歳入とみなして、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>2 略</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第二十一条 この章の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>